明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣官房組織令の一部を改正する政令（七九）　一〇
○デジタル庁組織令の一部を改正する政令（八〇）　一〇
○復興庁組織令の一部を改正する政令（八一）　一一
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（八二）　一二
○宮内庁組織令の一部を改正する政令（八三）　一二
○公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（八四）　一三
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（八五）　一三
○食品衛生基準審議会令（八六）　一三
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（八七）　一三
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（八八）　一四
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（八九）　一五
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（九〇）　一五
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（九一）　一六
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（九二）　一六
○環境省組織令の一部を改正する政令（九三）　一六
○原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（九四）　一七
○防衛省組織令の一部を改正する政令（九五）　一七
○独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（九六）　一七
○独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（九七）　一八
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（九八）　一八
○警察法施行令の一部を改正する政令（九九）　一九
○警察庁組織令の一部を改正する政令（一〇〇）　一九
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（一〇一）　二〇
○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（一〇二）　二四
○特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（一〇三）　二四
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇四）　二五
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一〇五）　二五
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一〇六）　二五
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（一〇七）　二六
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一〇八）　二六
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（一〇九）　二六
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一〇）　二七
○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一）　二七
○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（一一二）　二七
○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（一一三）　二七
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一四）　二七
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（一一五）　二八
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（一一六）　二八
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一一七）　二八
○麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（一一八）　二九
○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（一一九）　二九
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（一二〇）　三〇
○特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二一）　三一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（一二二、一二三）　三一
○未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（一二四）　三二
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（一二五）　三二
○令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（一二六）　三三
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（一二七）　三五
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（一二八）　四四

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（一二九）　四

○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（一三〇）　四

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（一三一）　四

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三二）　四

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三三）　四

〔府　令〕

○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**三七）　五

○内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**三八）　五

○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**三九）　五

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**四〇）　五

○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**四一）　六

○こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**四二）　六

〔デジタル庁令〕

○デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令（**デジタル庁**四）　六

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（**デジタル庁・総務**三）　六

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**三三）　六

○総務省定員規則の一部を改正する省令（**同**三四）　六

○法務省組織規則の一部を改正する省令（**法務**一四）　六

○法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令（**同**一五）　六

○刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令（**同**一六）　六

○少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令（**同**一七）　七

○矯正研修所組織規則の一部を改正する省令（**同**一八）　七

○矯正管区組織規則の一部を改正する省令（**同**一九）　七

○保護観察所組織規則の一部を改正する省令（**同**二〇）　七

○入国者収容所組織規則の一部を改正する省令（**同**二一）　八

○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（**同**二二）　八

○公安調査庁組織規則の一部を改正する省令（**同**二三）　八

○法務省定員規則の一部を改正する省令（**同**二四）　八

○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（**同**二五）　八

○警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令（**同**二六）　八

○国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令（**財務**一一）　八

○財務省定員規則の一部を改正する省令（**同**一二）　一〇

○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一三）　一〇

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一三）　一〇

○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**同**一四）　一〇

○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（**同**一五）　一一

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（**同**一六）　一二

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令（**同**一七）　一三

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（**厚生労働**六五）　一三

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**六六）　一六

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**同**六七）　一六

○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**同**六八）　一〇

○予防接種法施行規則等の一部を改正する省令（**同**六九）　一〇

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七〇）　一二

○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（**同**七一）　一三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七二）　一三

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七三）　一三

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七四）　二三五
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一、二）　二三九
○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産二一）　二四五
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（同二二）　二四六
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（同二三）　二四七
○特定多目的ダム法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　二四九
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（同四五）　二四九
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境一三）　二五〇
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（同一四）　二五六
○環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令（同一五）　二五三
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（防衛四）　二五六
○防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令（同五）　二六七

〔規　則〕

○人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則（人事院一―五―二一）　二七七
○人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則（同二―三―四一）　二七八
○人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則（同二―一四―一七）　二八〇
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（公正取引委二）　二八二
○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委二）　二八二

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二）　二八三
○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（法務一）　二八六

〔告　示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（内閣府二八）　二八七
○内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同二九）　二八七
○内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（同三〇）　二八七
○船舶法施行細則第七条の規定により内閣総理大臣を代理する職員を指定する件の一部を改正する件（同三一）　二八八
○食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件（消費者庁・厚生労働一）　二八八
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（こども家庭庁九）　二八九
○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働六）　二九三
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十七条第一項の規定による労役場及び監置場を附置する刑事施設の指定に関する件（法務八二）　四三三
○少年院種類表の一部を改正する件（同八三）　四三三
○学校保健安全法第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準の一部を改正する件（文部科学五四）　四三三
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（同五五）　四三六
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（同五六）　四三七
○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働一七一）　四三八
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（同一七二）　四三九
○令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（同一七三）　四四〇
○令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同一七四）　四四一
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（同一七五）　四四三

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額の一部を改正する件（同一七六）　四六二

○厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示（同一七七）　四六三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一七八）　四六七

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額（同一七九）　四六七

○生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬及び独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示（同一八〇）　四六九

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和六年度の単位掛金額を定める件（同一八一）　四七〇

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和六事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（**農林水産**六七三）　四七〇

○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同六七四）　四七〇

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同六七五）　四七二

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同六七六）　四七四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同六七七）　四七六

○令和三年農林水産省告示第四百六十七号（土地改良法施行令附則第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を改正する件（同六七八）　四七七

○地震防災対策特別措置法の避難地等に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件（**国土交通**二八七）　四七八

○昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）及び平成二十年十月環境省告示第八十号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件）の一部を改正する件（**環境**三五）　四七九

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）　四八〇

国家安全保障局に企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第七九号）（内閣官房）

1　内閣参事官の定数を一〇五人とすることとした。（第八条第三項関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（デジタル庁）

1　デジタル庁に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第八一号）（復興庁）

1　審議官のうち専任の者の数を三人とすることとした。（第二条関係）

2　参事官の数を八人とすることとした。（第三条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（内閣府本府）

1　政策統括官の職務を追加し、職務の一部を大臣官房企画調整課の所掌事務に移すこととした。（第二条、第三条及び第一四条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官及び政策統括官のつかさどる職務を助ける参事官の定数を改めることとした。（第九条第三項及び第二〇条第三項関係）

3　沖縄振興局総務課の所掌事務の一部を参事官の職務に移すこととした。（第二九条及び第三〇条関係）

4　政策統括官の職務の特例の一部を大臣官房企画調整課の所掌事務の特例に移すこととした。

（附則第二条、第三条及び第七条関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**宮内庁組織令の一部を改正する政令**（政令第八三号）（宮内庁）

1　上皇職に置かれる上皇侍従及び上皇侍医の定数を改めることとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令**（政令第八四号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員することとした。（第五条及び附則第四条関係）

2　事務総局の官房に置かれる参事官を一人減員することとした。（第六条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第八五号）（消費者庁）

1　消費者庁に食品衛生・技術審議官一人を置くこととした。（第二条関係）

2　参事官の人数を変更することとした。（第三条関係）

3　消費者庁に食品衛生基準審査課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第四条及び第一一条関係）

4　食品表示企画課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第四条及び第一四条関係）

5　消費者安全課の所掌事務を変更することとした。（第一〇条関係）

6　表示対策課の所掌事務を変更することとした。（第一三条関係）

7　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**食品衛生基準審議会令**（政令第八六号）（消費者庁）

1　食品衛生基準審議会の組織及び委員等その他食品衛生基準審議会に関し必要な事項を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行すること等とした。

◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第八七号）（内閣官房）

1　令和六年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第八八号）（文部科学省）

1　総合教育政策局の所掌事務の変更及び同局の課等の再編

㈠　外国人に対する日本語教育に関する事務を、総合教育政策局の所掌事務に加えることとした。（第四条関係）

㈡　総合教育政策局調査企画課を廃止し、同局に新たに参事官を置き、同課の所掌事務の全部を参事官に移管することとした。（第二四条、第二六条、第三一条の二関係）

㈢　総合教育政策局に新たに日本語教育課を置き、外国人に対する日本語教育に関する事務を、文化庁国語課から日本語教育課に移管することとした。（第二四条、第三一条、第九八条関係）

2　初等中等教育局に置く各課等の所掌事務を再編し、同局修学支援・教材課の名称を学校情報基盤・教材課に変更することとした。（第三二条、第三四条、第三九条、第四二条関係）

3　研究開発局地震・防災研究課の名称を地震火山防災研究課に変更することとした。（第六七条及び第六九条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第八九号）（厚生労働省）

1　政策統括官の職務のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき実施する保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関する事務を大臣官房に移管することとした。（第三条及び第一六条関係）

2　医政局地域医療計画課の所掌事務として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき社会保険診療報酬支払基金の行う流行初期医療確保措置関係業務に関する事務を追加し、保険局保険課の所掌事務から当該業務に関する事務を除くこととした。（第三三条及び第一二〇条関係）

3　雇用環境・均等局職業生活両立課の所掌する労働時間等の設定の改善に関する事務を同局総務課に移管することとした。（第八六条及び第八九条関係）

4　社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の所掌する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下この4において「改正法」という。）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定に関する事務を同部企画課に移管するとともに、同課の所掌事務に、改正法による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四〇条の五の規定による報告徴収等の事務を追加することとした。（第一〇九条及び第一一一条関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**農林水産省組織令の一部を改正する政令**（政令第九〇号）（農林水産省）

1　水産庁資源管理部に新たに漁獲監理官を置き、その職務を定めるとともに、同部の管理調整課及び国際課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第一三四条～第一三六条及び第一三八条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**経済産業省組織令の一部を改正する政令**（政令第九一号）（経済産業省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第一三条第一項関係）

2　近畿経済産業局通商部の名称を変更することとした。（第一〇三条第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**国土交通省組織令の一部を改正する政令**（政令第九二号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

2　都市局総務課の所掌事務を変更することとした。（第八三条関係）

3　都市局に国際・デジタル政策課を置くこととした。（第八二条及び第八四条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**環境省組織令の一部を改正する政令**（政令第九三号）（環境省）

1　大臣官房環境保健部環境保健企画管理課及び環境安全課を同部企画課及び化学物質安全課に改組することとした。（第二二条及び第二三条関係）

2　その他所要の規定を定めることとした。

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令**（政令第九四号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁原子力規制部に置く課長に準ずる職の数を八人に増員することとした。（第七条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省組織令の一部を改正する政令**（政令第九五号）（防衛省）

1　防衛人事審議会の所掌事務のうち、調査審議し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べることができる隊員の人事管理に関する基準の範囲を拡大することとした。（第五一条関係）

2　防衛装備庁長官官房に参事官を置くとともに、その職務を定めることとした。（第一七九条関係）

3　防衛装備庁長官官房装備開発官の定数を五人から四人に改めることとした。（第一八〇条関係）

4　防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官の定数を四人から五人に改めることとした。（第一九一条関係）

5　防衛装備庁調達管理部企業調査官を廃止し、同部調達企画課の所掌事務及び同部原価管理官の職務を改めることとした。（第二〇〇条～第二〇三条関係）

6　防衛装備庁調達事業部武器調達官、同部電子音響調達官、同部艦船調達官及び同部航空機調達官の職務のうち、装備品等の試作品に関する事務を同部需品調達官に移管することとした。（第二〇五条～第二〇八条及び第二一〇条関係）

7　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

8　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（文部科学省）

一　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正関係

1　大学院の修士課程等に在学する者の第一種学資貸与金の貸与額として授業料月額相当額等を定めることとした。（第一条関係）

2　所得に応じて定める学資支給の額の区分について従前の区分より高い所得の者を対象とする区分を新たに定めることとした。（第一条の二及び第八条の二関係）

二　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係

所得に応じて定める授業料等減免の額の区分について従前の区分より高い所得の者を対象とする区分を新たに定めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、母子保健法第一七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設を追加することとした。（第一条関係）

2　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、母子保健法第八条の二の規定により市町村から委託を受けて産後ケア事業に係る施設を設置し、又は経営する法人を追加することとした。（第二条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第九八号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者に人事院の事務総局に置かれる審議官を加える改正を行うこととした。（第一二条第二号関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第九九号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の特例を定めることとした。（附則第二四項、第二七項、第三一項及び第三三項関係）

3　福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二六項関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる参事官の数を改めることとした。（第六条関係）

2　関東管区警察局に新たにサイバー特別捜査部を置き、九州管区警察局に置かれる総務監察部を総務監察・広域調整部に改めるとともに、同管区警察局に置かれる広域調整部を廃止することとした。（第四八条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和七年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一〇二号）（厚生労働省）

一　食品衛生法施行令の一部改正関係（第一条関係）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（九の1において「整備法」という。）により新たに内閣総理大臣の権限とされた食品衛生法上の権限のうち、消費者庁長官に委任されないものを定めることとした。

二　水道法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めることとした。

2　国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備を行うこととした。

三　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（2において「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設に水道法第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五〇人以上一〇〇人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設を加えることとした。

2　1の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業を法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業とすることとした。

㈠　取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

㈡　浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

㈢　送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係（第九条及び第一〇条関係）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の水道事業に類する事業に係る規定を削り、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令に加えることとした。

五　厚生労働省組織令の一部改正関係（第一一条関係）

1　健康・生活衛生局に置かれた課のうち、水道課及び食品基準審査課を廃止することとした。

2　健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に、食品衛生法第五二条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること及び同局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関することを加えることとした。

六　国土交通省組織令の一部改正関係（第一二条関係）

1　水管理・国土保全局の所掌事務に、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関することを加えることとした。

2　大臣官房に、上下水道審議官一人を置き、その職務を定めることとした。

3　水管理・国土保全局に置かれた部のうち、下水道部を廃止するとともに、同局に上下水道企画課、水道事業課及び下水道事業課を置き、それらの所掌事務を定めることとした。

七　環境省組織令の一部改正関係（第一三条関係）
水・大気環境局及び同局環境管理課の所掌事務に、環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関することを加えることとした。
八　薬事・食品衛生審議会令の一部改正関係（第一四条関係）
1　題名を「薬事審議会令」に改めることとした。
2　委員の人数を三〇人から二〇人に改めることとした。
3　薬事・食品衛生審議会に置かれた分科会を廃止することとした。
九　施行期日等
1　整備法の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（第一五条～第一七条及び附則第二条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二の1については令和七年四月一日から施行することとした。

◇特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（国土交通省）
一　特定多目的ダム法施行令の一部改正関係
国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一八条関係）
二　河川法施行令の一部改正関係
ダムを設置する者は、操作を行うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第三一条関係）
三　独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係
独立行政法人水資源機構は、操作を行う水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一七条関係）
四　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（財務省）
1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、孤独・孤立対策推進交付金を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（文部科学省）
1　小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和六年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）
2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（文部科学省）
1　学級編制の標準に関する経過措置
令和六年度における一学級の児童の数の標準を四〇人とする学年は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第六学年とすることとした。（第一条関係）
2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（文部科学省）
1　在宅勤務等手当の追加
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七三号）の一部の施行に伴い、教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度額の算定の対象に在宅勤務等手当を追加することとした。（第二条関係）
2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（文部科学省）
1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）
2　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）
3　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（農林水産省）
1　地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う都道府県営土地改良事業について、当該地域の特性に応じた農業の振興に資する施設を整備する事業と併せて行う場合における申請要件を緩和することとした。（第五〇条第一項第七号の七関係）
2　特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画に基づく都道府県営土地改良事業について、特例措置の期限の到来に当たり、申請要件緩和等の特例措置を廃止することとした。（附則第三条第一項並びに附則第六条第三項及び第四項関係）
3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（農林水産省）
1　北海道における第三種漁港又は第四種漁港について国が施行する特定漁港漁場整備事業のうち、配送用作業施設に係るものについて、漁港管理者による費用の負担の対象とするとともに、その負担割合を定めることとした。（第三条第一項の表関係）
2　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業のうち、配送用作業施設に係るものについて、国による費用の補助の対象とするとともに、その補助割合を定めることとした。（第四条第一項の表関係）
3　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業のうち、加工施設に係るものについて、国による費用の補助割合を定めることとした。（第四条第一項の表関係）
4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（財務省）
1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が一、八二七億円（改正前一、五三三億円）を超える場合に、一、八二七億円を超えて三、八〇七億円（改正前二、一六三億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、三、八〇七億円を超える部分については一一万六、一九三分の一一万五、五九六を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（厚生労働省）
1　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受け

たものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、令和五年度に加え、令和六年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第九条関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（政令第一一三号）（厚生労働省）

１　診療放射線技師試験委員の数は、三六人以内とすることとした。（第六条第一項関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（厚生労働省）

１　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（厚生労働省）

１　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（厚生労働省）

１　定期の予防接種を行うB類疾病として新型コロナウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を六五歳以上の者及び六〇歳以上六五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものとすることとした。（第二条及び第三条関係）

２　Ｈｉｂ感染症に係る定期の予防接種の対象者を、生後二月から、生後九〇月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者とすることとした。（第三条関係）

３　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一条～第一三条、第一七条、第一八条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）

４　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（厚生労働省）

１　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（厚生労働省）

１　麻薬取締官の定数を三〇〇人とすることとした。（本則関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一九号）（こども家庭庁）

１　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和六年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

２　令和六年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

３　令和六年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

４　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（こども家庭庁）

１　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三四七万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、五二二万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

２　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一七四万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

３　専修学校に就学する児童であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金及び父子修学資金並びに専修学校に就学する寡婦の被扶養者であって、一般課程を履修するものに係る寡婦修学資金の貸付金額の限度を五万円、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号ニ、第三一条の五第三号ニ及び第三六条第三号ニ関係）

４　母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三二万円に引き上げることとした。（第七条第一二号、第三一条の五第一二号及び第三六条第一二号関係）

５　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、養成機関において六月以上修業する場合に支給することとした。また、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給要件についても、同様の改正を行うこととした。（第二八条第一項及び第三項並びに第二九条第二項第一号関係）

６　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（厚生労働省）

１　令和六年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

２　令和六年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

３　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（厚生労働省）

１　自立支援医療費の支給要件等の経過的特例及び経過措置を令和九年三月三一日まで延長することとした。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（厚生労働省）

１　補装具費の支給の制限について、その所得の基準の対象となる者から障害児及びその属する世帯の他の世帯員を除くこととした。（第四三条の二関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（厚生労働省）

１　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を改正前の二一万二、〇〇〇円から二一万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（本則関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。（附則第一項関係）

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（政令第一二五号）

（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　国民健康保険法第七三条第一項の規定により毎年度国が被用者保険等保険者である組合に対して補助する額並びに組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。）に係る同条第二項に規定する特定給付額及び特定納付費用額に係る特定割合を見直すこととした。（第五条関係）

2　病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の期限並びに病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等の特例の期限を令和六年三月三一日から令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一三条及び第一四条関係）

二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合及び特別負担調整基準超過保険者の割合に関する事項

㈠　前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の一一・一〇とすることとした。（第一条の七関係）

2　病床転換助成事業の期限を令和六年三月三一日から令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五条及び第八条の二関係）

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一二六号）（厚生労働省）

1　令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を次のとおり定めることとした。

㈠　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五八とすること。（第一条関係）

㈡　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすること。（第二条関係）

㈢　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の五三・四八七とすること。（第三条関係）

㈣　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の四七・一一五〇四とすること。（第四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二七号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金と他の公的年金との併給限度額を改定することとした。（第五条の二関係）

2　令和六年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率等を改定することとした。（第一〇条第一項関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和六年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条第二項、第九四条、第一一七条及び第一三六条第一項関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和六年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条及び第四条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和六年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（附則別表及び別表関係）

五　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

六　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二八号）（総務省）

一　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

1　令和六年度における恩給改定率を一・〇二七とすることとした。（第一条関係）

2　扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めることとした。（第二条関係）

二　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正関係

寡婦加算の調整に関する基準額を八二万円に引き上げることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）について、国家公務員共済組合連合会における業務上の余裕金の運用方法を追加するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九六号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三一号）の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和六年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第二条関係）

3　1及び2について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九六号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構

築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三一号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和六年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第二条関係）

3　令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第三条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和六年度における改定率は、一・〇二七とすることとした。（第一条関係）

2　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額を定めることとした。（第二条関係）

3　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額等を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（厚生労働省）

1　令和六年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和六年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（防衛省）

1　在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項等を定めることとした。（第九条の七関係）

2　乗組手当に係る防衛大臣の定める乗組員の受けている俸給月額に乗ずる割合等及び特殊作戦隊員手当に係るその従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額に乗ずる割合を改定することとした。（第一二条関係）

3　自衛官等に係る電子資格確認の導入等に伴い、療養の給付等に関する規定の整備を行うこととした。（第一七条の四～第一七条の四の三、第一七条の五、第一七条の五の二、第一七条の六～第一七条の六の六及び第一七条の八の二～第一七条の九の二関係）

4　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条及び附則第一八項関係）

5　特殊勤務手当に関し、小笠原手当の支給期間を延長することとした。（附則第三項関係）

6　航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関する事務に従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加える等の所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二関係）

7　俸給の特別調整額に関し、防衛装備庁長官官房参事官の新設及び同庁調達管理部企業調査官の廃止に伴う対象官職並びに同庁長官官房装備開発官の種別を改めることとした。（別表第三関係）

8　特殊勤務手当に関し、対空警戒対処等手当、夜間特殊業務手当及び海上警備等手当の支給される職員の範囲又は支給額を改めるとともに、特殊過重勤務手当及びレンジャー作業手当を新設することとした。（別表第五関係）

9　その他所要の規定の整備を行うこととした。

10　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十九号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百四人」を「百五人」に改める。

附則第四項中「百四人」を「百五人」に、「百三人」を「百四人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「十九人」を「二十二人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十一号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第三条第四項中「九人」を「八人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十二号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十九号中「第十四条第十号」を「第十四条第一項第十号」に改め、同条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第二条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、大臣官房は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。第十四条第二項において同じ。）の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三条第一号に次のように加える。

ワ　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三号㉙において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第三条第二号中「関すること（」の下に「大臣官房及び」を加え、同条第三号中㊱を削り、㉟を㊲とし、㉘から㉞までを㉚から㊱までとし、㉗の次に次のように加える。

㉘　孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

㉙　㉘に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

第九条第三項中「七人」を「九人」に改める。

第十四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第十四条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、企画調整課は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第二十条第三項中「三十六人」を「三十五人」に改める。

第二十九条第四号ニ中「水道及び」を削る。

第三十条第一号イ中「住宅」の下に「、水道」を加える。

附則第二条中「第二条各号に掲げる」を「第二条に定める」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく第二条第二項に規定する遺棄化学兵器の廃棄に関すること。

附則第三条第一項を削り、同条第二項中「及び前項に規定する事務」を削り、同項を同条とする。

附則第四条第二項中「前条第二項の表」を「前条の表」に改める。

附則第七条中「第十四条各号に掲げる」を「第十四条に定める」に改め、「附則第二条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

附則第八条中「附則第二条第二号」を「附則第二条第三号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十三号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第二条第七項において準用する同法第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「七人」を「六人」に、「四人」を「五人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十四号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第六条第一項中「参事官二人」を「参事官一人」に改める。

附則第二条中「附則第七条」を「附則第八条」に改める。

附則中第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（審議官の設置期間の特例）

第四条　第五条第一項の審議官のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十五号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二条の見出しを「（政策立案総括審議官、食品衛生・技術審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「一人」の下に「、食品衛生・技術審議官一人」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　食品衛生・技術審議官は、命を受けて、食品等（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項第四号の二に規定する食品等をいう。以下この項、第十一条及び第十四条第二号において同じ。）及び洗浄剤（同法第四条第一項第四号の二に規定する洗浄剤をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）の衛生に関する規格又は基準の策定並びに消費者庁の所掌事務（食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関する事務を除く。）に関する技術（専門的知見を活用する必要があるものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第四条中「九課」を「十課」に、「消費者安全課」を「消費者安全課
食品衛生基準審査課」に、「食品表示企画課」を「食品表示課」に改める。

第六条第十一号中「（平成二十一年法律第四十八号）」を削る。

第十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　消費者庁の所掌事務に係る食品の安全性の確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第十四条を第十五条とする。

第十三条（見出しを含む。）中「食品表示企画課」を「食品表示課」に改め、同条第一号中「食品衛生法」の下に「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五号中「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の下に「（平成二十一年法律第二十六号）」を、「産地の伝達」の下に「（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号中「食品表示法」の下に「（平成二十五年法律第七十号）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「日本農林規格等に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百七十五号）」を加え、「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　食品衛生法第二十条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品等の取締りに関すること。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号及び第十号を削り、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（食品衛生基準審査課の所掌事務）

第十一条　食品衛生基準審査課は、食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

食品衛生基準審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十六号

食品衛生基準審議会令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　食品衛生基準審議会（以下「審議会」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

５　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、消費者庁食品衛生基準審査課において処理する。

（審議会の運営）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この政令の施行後最初に任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年一月二十四日までとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十七号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
内閣の機関	一、五五八人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一五、五六四人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	五四六人	
復興庁	二一八人	
総務省	四、八四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五五、五三五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六二人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、六六七人	うち、一七五人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七三、三八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、七五九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、五八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、一七〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、三八五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、二五一人	うち、二一、二二六人は、特別職の職員の定員とする。
合　計	三〇六、七四六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
宮内庁	一、〇四九人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	九二七人	事務総局の職員の定員とする。

国家公安委員会	八、〇五四人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、三一二人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	二三一人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一六七人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六五四人	
消費者庁	四六五人	
こども家庭庁	四六五人	

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
総務省	令和六年九月三十日までの間	四、八七八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和六年十二月三十一日までの間	五五、五四二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六九人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和六年九月三十日までの間	七三、四〇二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	令和六年九月三十日までの間	八、一〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和六年九月三十日までの間	六〇、二一〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則第三項を削る。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十八号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第四条第十二号中「第二十八条」を「第二十七条」に改め、同条第十三号中「第三十条第九号」を「第二十九条第九号」に改め、同条第十四号中「第三十一条第六号及び第三十四条第八号」を「第三十条第六号及び第三十四条第九号」に改め、同条中第四十号を第四十一号とし、第三十一号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第二十四条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加え、「調査企画課」を削り、「男女共同参画共生社会学習・安全課」を「男女共同参画共生社会学習・安全日本語教育課」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り上げ、第一章第二節第三款第二目に次の二条を加える。

（日本語教育課の所掌事務）

第三十一条　日本語教育課は、外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（参事官の職務）

第三十一条の二　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三　児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四　外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

五　国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

第三十二条中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改める。

第三十四条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

第三十五条第七号中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改める。

第三十九条の見出し中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改め、同条中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改め、第三号から第七号までを削り、第二号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　幼稚園等における情報通信機器その他の視聴覚教育メディアの整備及び利用（情報通信機器の利用に限る。）並びに情報通信ネットワークの整備（学校施設の整備に係るものを除く。）及び利用に関すること。

第三十九条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第八条第一項に規定する学校教育情報化推進計画の作成及び推進に関すること。

二　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）における情報通信の技術を活用した効果的な事務の処理並びに情報通信の技術の活用を支援する人材の育成及び確保（第六号及び第七号において「情報通信技術の活用等」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

第三十九条第八号中「情報通信ネットワークの利用等」を「幼稚園等における情報通信技術の活用等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「情報通信ネットワークの利用等」を「幼稚園等における情報通信技術の活用等」に改め、同号を同条第七号とする。

第四十二条中第十一号を第十三号とし、第二号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

三　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

第六十七条及び第六十九条（見出しを含む。）中「地震・防災研究課」を「地震火山防災研究課」に改める。

第九十八条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第三項中「第三十九条第五号」を「第四十二条第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（地震調査研究推進本部令及び科学技術・学術審議会令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「地震・防災研究課」を「地震火山防災研究課」に改める。

一　地震調査研究推進本部令（平成七年政令第二百九十六号）第一条第二項

二　科学技術・学術審議会令（平成十二年政令第二百七十九号）第十条ただし書

文部科学大臣　盛山　正仁

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十九号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に関すること。

第六条第十一号中「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第九条第二号中「第八十九条第二号」を「第八十六条第三号」に改める。

第十一条第一項第十五号中「第百九条第十五号」を「第百九条第十六号」に改める。

第十六条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第三十三条に次の一号を加える。

十二　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（第百二十条第五号において「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に関することに限る。）。

第四十一条第二号中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第八十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　労働時間等の設定の改善に関すること。

第八十九条中「次に掲げる」を「育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する」に改め、同条各号を削る。

第百九条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「の規定」を「及び第四十条の五の規定」に、「及び同法」を「並びに同法」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害支援区分の認定に関すること。

第百十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百二十条第五号中「こと（」の下に「流行初期医療確保措置関係業務、」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十五条」を「第百四十六条」に、「第百四十六条」を「第百四十七条」に改める。

第百二十七条中「漁政部」を削る。

第百三十四条の見出し中「置く課」を「置く課等」に改め、同条中「三課」の下に「及び漁獲監理官一人」を加える。

第百三十五条第二号中「次条第三号」の下に「及び第百三十八条」を、「こと」の下に「（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百三十六条第三号中「こと」の下に「（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百四十六条を第百四十七条とし、第二章第二節第二款第二目中第百四十五条を第百四十六条とし、第百三十八条から第百四十四条までを一条ずつ繰り下げ、第百三十七条の次に次の一条を加える。

（漁獲監理官の職務）

第百三十八条　漁獲監理官は、特定水産資源（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲の指導及び監督に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十一号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「十五人」を「十六人」に改める。

第百三条第二項中「に通商部を、」を「及び」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　**齋**藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十一人」を「二十三人」に改める。

第八十二条中「都市政策課」を「国際・デジタル政策課」に改める。

第八十三条第二号中「所掌に属する国際関係事務」を「所掌事務」に改め、「こと」の下に「（国際・デジタル政策課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十四条を次のように改める。

（国際・デジタル政策課の所掌事務）

第八十四条　国際・デジタル政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　都市局の所掌事務に関するデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十三号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「環境保健企画管理課」を「企画課」に、「環境安全課」を「化学物質安全課」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「環境保健企画管理課」を「企画課」に改め、同条第五号中「環境安全課」を「化学物質安全課」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十三条（見出しを含む。）中「環境安全課」を「化学物質安全課」に改め、同条第四号中「（化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。）」を削り、同条に次の二号を加える。

五　環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

六　環境の保全の観点からの水銀及びその化合物による環境の汚染の防止に関すること（水・大気環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（臨時水俣病認定審査会令の一部改正）

2　臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「環境保健企画管理課」を「企画課」に改める。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十四号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表原子力規制部の項中「七人」を「八人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十五号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、第八条及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項第二号中「のうち隊員の能率に関するもの」を削る。

第百七十九条の見出し中「プロジェクト管理総括官」を「参事官、プロジェクト管理総括官」に改め、同条第一項中「プロジェクト管理部」を「長官官房に参事官一人を、プロジェクト管理部」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　参事官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第百八十条中「五人」を「四人」に改める。

第百九十一条中「四人」を「五人」に改める。

第二百条中「並びに」を「及び」に改め、「及び企業調査官一人」を削る。

第二百一条第二号中「及び企業調査官」を削り、同条第四号中「並びに」を「及び」に改め、「及び企業調査官」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。

第二百二条第一号中「（企業調査官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の三号を加える。

四　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

五　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

六　装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

第二百三条を次のように改める。

第二百三条　削除

第二百五条第二号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を、「関する役務」の下に「、装備品等の試作品」を加え、同条第三号から第五号まで及び第七号から第九号までの規定中「関する役務」の下に「、装備品等の試作品」を加え、同条第十一号中「需品等」を「装備品等」に改める。

第二百六条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二百七条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二百八条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第二百十条第一号中「器材（」の下に「試作品を除く。」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

２　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六第二号を次のように改める。

二　防衛省本省の参事官

第五十一条の六中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　防衛装備庁の参事官

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十六号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項及び第十七条の二第二項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学院の項中「又は八八、〇〇〇円」を「、八八、〇〇〇円、授業料月額相当額、授業料月額相当額に二〇、〇〇〇円を加えた額又は授業料月額相当額に四〇、〇〇〇円を加えた額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄

2　前項の授業料月額相当額は、第一種学資貸与金の貸与を受ける学生が支払うべき授業料の年額（当該学生が在学する次の各号に掲げる大学院の課程の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、当該額）を十二で除した額（その額に一円未満の端数が生じた場合には、これを一円に切り上げた額）（当該学生の第一種学資貸与金（授業料月額相当額に係る部分に限る。）の返還債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合にあっては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額）とする。

一　地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学の大学院の課程　五三五、八〇〇円

二　私立の大学の大学院の課程　七七六、〇〇〇円

第一条の二第一項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第八条の二第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第二項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第三項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　一二、八〇〇円

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条　大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十七号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

六　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設

第二条に次の一号を加える。

十五　母子保健法第八条の二の規定により市町村から委託を受けて前条第六号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十八号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ニ中「総括審議官」の下に「、審議官」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十九号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百三十一人」を「六百三十三人」に改める。

附則第二十一項及び第二十二項を削る。

附則第二十三項の前の見出しを削り、同項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を附則第二十一項とし、同項の前に見出しとして「（千葉県警察に関する特例）」を付し、附則第二十四項を附則第二十二項とする。

附則第二十五項中「附則第二十三項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　令和七年三月三十一日までの間は、千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二千葉県の項並びに附則第二十一項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三十人を加えた人員とする。

附則第二十六項を削る。

附則第二十七項中「附則第二十三項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十八項を削る。

附則第二十九項の見出しを削り、同項中「福島県警察」を「令和八年三月三十一日までの間は、福島県警察」に、「、次の各号に掲げる期間の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める人員」を「百三人」に改め、同項各号を削り、同項を附則第二十六項とし、同項の前に見出しとして「（福島県警察に関する特例）」を付し、同項の次に次の二項を加える。

27　令和七年三月三十一日までの間は、福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福島県の項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に九人を加えた人員とする。

28　令和七年三月三十一日までの間における福島県警察に対する別表第三第一号の規定の適用については、同号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは、「附則第二十六項に定める人員」とする。

附則中第三十項の前の見出しを削り、同項を第二十九項とし、同項の前に見出しとして「（福岡県警察及び沖縄県警察に関する特例）」を付し、第三十一項を第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　令和七年三月三十一日までの間は、福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二福岡県の項及び沖縄県の項並びに前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、福岡県警察にあつては五人、沖縄県警察にあつては二人をそれぞれ加えた人員とする。

附則中第三十八項を第四十項とし、第三十五項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、第三十四項の前の見出しを削り、同項を第三十六項とし、同項の前に見出しとして「（国の貸付金の償還期間等）」を付し、第三十三項を第三十五項とし、第三十二項の次に次の見出し及び二項を加える。

（北海道警察等に関する特例）

33　令和七年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、別表第二の当該都道府県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該都道府県ごとに次の表の下欄に掲げる人員をそれぞれ加えた人員とする。

北海道	一五人
青森県	一〇人
宮城県	一一人
山形県	六人
茨城県	一四人
栃木県	七人
埼玉県	四人
東京都	九一人
神奈川県	四一人
新潟県	二二人
静岡県	二七人
福井県	二人
岐阜県	七人
愛知県	一五人
三重県	六人
大阪府	五三人
兵庫県	四七人
奈良県	四人
和歌山県	二人
島根県	三人
岡山県	六人
広島県	二〇人
山口県	一人
徳島県	一〇人
香川県	九人
愛媛県	五人
高知県	四人
長崎県	六人
熊本県	九人
大分県	二人
宮崎県	四人

34　令和七年三月三十一日までの間における前項の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察に対する別表第三の規定の適用については、同表第一号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは「別表第二の当該府県の項に定める人員」と、同表第二号中「都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは「別表第二の当該都道府県の項に定める人員」と、「同表」とあるのは「次の表」とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項及び第三十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（管区警察局の内部組織）

第四十八条　管区警察局には、関東管区警察局及び近畿管区警察局を除き、総務監察・広域調整部及び情報通信部を置く。

２　関東管区警察局には、総務監察部、広域調整部、サイバー特別捜査部及び情報通信部を置く。

３　近畿管区警察局には、総務監察部、広域調整部及び情報通信部を置く。

４　前三項の部には、それぞれ部長を置く。

５　前各項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八十条第三項（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十二条第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）及び第十九条第三項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条及び第八条の二、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第一号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一条第二項並びに生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律附則第六条の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十四条）
第二章　経過措置（第十五条―第十七条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「の政令」を「（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）の政令」に、「第十九条第一項」を「第八条第一項、第十二条（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十四条、第十八条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項、第十九条第一項」に、「並びに第七十八条」を「（これらの規定を平成七年改正法附則第二条の二第五項及び第二条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第四項並びに第七十八条第一項並びに平成七年改正法附則第二条の二第一項」に改める。

（水道法施行令の一部改正）

第二条　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第五条第一項第一号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第二号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第三号中「よる専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号中「よる中等学校」の下に「（次号において「高等学校

等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第五条第二項中「簡易水道事業」の下に「、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業」を加え、「簡易水道」を「簡易水道等」に、「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第五号中「七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「四年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第七号中「十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改める。

第六条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一　第五条第一項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第七条第一項第二号中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「簡易水道又は」を「簡易水道等又は」に、「千立方メートル」を「一万立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」に改める。

第九条第三号ハ中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第十二条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

8　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第六項の規定に基づき、同項に規定する都道府県知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

第十五条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条に次の三項を加える。

9　国土交通大臣は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

10　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しを行うことを求めることができる。

11　環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第七項の規定に基づき、同項に規定する指定都道府県の知事が行うものとされる事務（法第四十一条に係るものを除く。）の全部又は一部を行うことを求めることができる。

別表中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正）

第三条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　水道　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設

第七条の二第一号ニ、第三号ロ、第五号、第八号ハ及び第九号ハ中「埋そく」を「埋塞」に改め、同条第十一号中「第一条第十一号」を「第一条第十二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第一条第十号」を「第一条第十一号」に改め、同号イ及びロ中「埋そく」を「埋塞」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生じた事業

イ　取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

ロ　浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

ハ　送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

第十五条第二項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」に改める。

第五十三条第一項及び第七項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十五条第二項中「厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」に改め、「厚生労働大臣」を削る。

（国土調査法施行令の一部改正）

第五条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「厚生労働省」を削り、同項第五号中「厚生労働省」を削り、「国土交通省」を「国土交通省　環境省　」に改める。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第十一条の表厚生労働大臣の項

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第七条第二項の表厚生労働大臣の項、同条第三項の表厚生労働大臣の項及び第十三条第一項の表厚生労働大臣の項

三　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第四の三十五の項から三十七の項まで、四十八の項及び四十九の項、別表第五の六の項並びに別表第八の二十四の項から二十八の項まで

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第七条の表厚生労働大臣の所管に属する事業の項

五　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第七条の表厚生労働大臣の項

六　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十二条第二項

七　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十七条第一項の表厚生労働大臣の項

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第七条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第九十四条第八項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第七項中「第九十四条第八項ただし書」を「第九十四条第七項ただし書」に改める。

第三十二条の二第五号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同条第八号タ中「ヨまで」を「タまで」に改め、同号中タをレとし、へからヨまでをトからタまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの

別表第一の十の項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第九条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法第四十六条第二項第二号」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第四十六条第二項第二号」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第四号中「第一条第十一号」を「第一条第十二号」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（水道事業に類する事業）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業とする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の四」を「第四十八条の二」に改める。

第五条第一項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同項第二十九号中「第二十四号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同条第二項中「第二十五号」を「第二十四号」に改める。

第四十条第一項中「八課」を「六課」に改め、「水道課」及び「食品基準審査課」を削る。

第四十五条第七号中「並びに水道課」を削る。

第四十六条及び第四十七条を削る。

第四十八条第二号中「第五十一条第一項」の下に「及び第五十二条第一項」を加え、同条第六号及び第八号中「（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関すること。

第四十八条を第四十六条とし、第四十八条の二を第四十七条とし、第四十八条の三を第四十八条とし、第四十八条の四を第四十八条の二とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、下水道部」を削る。

第八条第一項第十六号中「第九号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同項第十三号中「第九十七条第一号」を「第百条第一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

第八条第三項を削り、同条第四項中「第九号（に」を「第十号（に」に、「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十六号（同項第九号」を「第十七号（同項第十号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十条の見出し中「海外プロジェクト審議官」の下に「、上下水道審議官」を加え、同条第一項中「海外プロジェクト審議官一人」の下に「、上下水道審議官一人」を加え、「二十三人」を「二十四人」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　上下水道審議官は、命を受けて、水道及び下水道に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第九十一条第一項中「、下水道部」を削り、「六課」を「九課」に、「治水課」を「治水課、上下水道企画課、水道事業課、下水道事業課」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第九十三条第一号中「下水道部」を「上下水道企画課」に改め、同条第二号中「以下この条、次条及び第九十七条」を「第十号、次条及び第百条第二号」に改める。

第九十五条第一号中「下水道部」を「上下水道企画課及び下水道事業課」に改め、同条第二号中「下水道部」を「水道事業課及び下水道事業課」に改め、同条第六号中「の施行に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）」を「第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関すること」に改め、同条第九号中「下水道部」を「下水道事業課」に改める。

第百条第二条までを削り、第九十九条を第百二条とし、第九十八条を第百一条とする。

第九十七条第一号中「指導（」の下に「水道、」を加え、同条を第百条とし、第九十六条の次に次の三条を加える。

（上下水道企画課の所掌事務）

第九十七条　上下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　日本下水道事業団の行う業務に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、下水道に関すること（下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

（水道事業課の所掌事務）

第九十八条　水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道事業及び水道用水供給事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導）に関すること。

二　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること（河川環境課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。

（下水道事業課の所掌事務）

第九十九条　下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水路事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導）に関すること。

二　土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関すること。

三　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

四　下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関すること。

五　下水道に関する技術に関する研究及び開発に関すること。

六　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（下水道に係る部分に限る。）の策定に関すること。

七　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。

八　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関すること。

第百四条第六号中「第八条第一項第九号から第十一号まで」を「第八条第一項第十号から第十二号まで」に改める。

第百八十五条第一号ロ及び第百八十六条第一号ハ中「及び下水道」を削る。

附則第十四条の二の見出し中「下水道部下水道事業課」を「下水道事業課」に改め、同条中「下水道部下水道事業課は、第百一条各号」を「下水道事業課は、第九十九条各号」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第十三条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関すること。

第三十二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関すること。

第三十四条第八号中「第五条第十五号」を「第五条第十六号」に改める。

（薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

第十四条　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薬事審議会令

第一条中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第二条第一項中「三十人」を「二十人」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「及び分科会」を削り、同条第二項中「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）」を削り、同条第六項中「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第三項中「分科会及び」を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条ただし書を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第二章　経過措置

（指針の効力に関する経過措置）

第十五条　生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行前にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第三項の規定により従前の主務大臣が定め、同条第四項の規定により公表した指針（水道法による水道事業及び水道用水供給事業に係るものに限る。）は、整備法の施行後は、同条第三項の規定により主務大臣が定め、同条第四項の規定により公表したものとみなす。

（指定に関する経過措置）

第十六条　整備法の施行前に環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）附則第二条第二項の規定に基づき厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣がした指定であって、中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百一条第一項の規定により厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣がした指定とみなされたものは、整備法の施行後は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣がした指定とみなす。

２　整備法の施行前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定により厚生労働大臣がした同項第四号に掲げる事業に係る指定は、整備法の施行後は、国土交通大臣がした指定とみなす。

（省令の効力に関する経過措置）

第十七条　整備法の施行前に環境影響評価法の規定により発せられた河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築並びに堰（せき）の新築及び改築の事業に係る厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令は、整備法の施行後は、環境影響評価法の規定により発せられた農林水産省・経済産業省・国土交通省令としての効力を有するものとする。

２　整備法の施行前に民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により発せられた厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令は、整備法の施行後は、これらの規定により発せられた農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令としての効力を有するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中水道法施行令第五条の改正規定（同条第一項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分を除く。）及び同令第七条の改正規定（同条第一項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める部分を除く。）は、令和七年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第三条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「下水道部下水道企画課」を「上下水道企画課」に改める。

（国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第九号から第十一号まで及び第十六号」を「第十号から第十二号まで及び第十七号」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十二条第一項、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四十八条及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第一条　特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「通知しようとする」を「通知する」に、「見込み」を「見込み」に、「行い、」を「これを行い、同項の規定により」に、「周知させようとする」を「周知させる」に改め、「ところにより」の下に「、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について」を、「行う」の下に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」を加える。

（河川法施行令の一部改正）

第二条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「者は」の下に「、ダムの操作に関し」を加え、「、関係都道府県知事」を「関係都道府県知事」に、「行ない、」を「これを行い、同条の規定により」に、「周知させようとする」を「周知させる」に改め、「ところにより」の下に「、その操作を行うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について」を加え、「行なう」を「行うとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「機構は」の下に「、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設（以下この条において「水資源開発施設等」という。）の操作に関し」を加え、「水資源開発施設又は愛知豊川用水施設」を「水資源開発施設等」に、「行い」を「これを行い」に、「周知させようとする」を「周知させる」に、「主務大臣の」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で」に改め、「ところにより」の下に「、その操作を行う水資源開発施設等の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について」を、「行う」の下に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百四号」を「第二百号」に改め、第八十八号を削り、第八十九号を第八十八号とし、第九十号から第百五十八号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十九号を削り、第百六十号を第百五十八号とし、第百六十一号から第百七十三号までを二号ずつ繰り上げ、第百七十四号から第百七十六号までを削り、第百七十七号を第百七十二号とし、第百七十八号から第二百四号までを五号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二百　孤独・孤立対策推進交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「百三十分の七」を「六十五分の四」に改め、同項第三号中「百八十分の七」を「四十五分の二」に改め、同項第四号中「六十分の七」を「十五分の二」に改め、同条第七項中「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「百八十分の七」を「四十五分の二」に改め、同項第三号中「六十分の七」を「十五分の二」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁

内閣総理大臣　岸田　文雄

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間　小学校の第六学年

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁

内閣総理大臣　岸田　文雄

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、三四〇円」を「六、六一八円」に、「八、〇八五円」を「八、二八三円」に、「九、六四〇円」を「九、七九五円」に、「一〇、八一〇円」を「一〇、九二三円」に、「一一、六四五円」を「一一、七一八円」に、「一二、三八八円」を「一二、四三八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、三四〇円」を「五、五六八円」に、「六、三一〇円」を「六、四七〇円」に、「六、九二五円」を「七、〇三八円」に、「八、〇二八円」を「八、〇九三円」に、「八、九〇八円」を「八、九五〇円」に、「九、三七〇円」を「九、三九八円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項並びに第八十五条の三第一項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第七号の七中「十ヘクタール」の下に「（当該地域の農産物の生産、加工、流通又は販売のための施設その他の当該地域の特性に応じた農業の振興に資する施設を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）」を加える。

附則第三条第一項を削り、同条第二項中「及び第四項」を削り、同項を同条とする。

附則第六条第二項中「。第四項において同じ。」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十号

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「荷さばき所」の下に「、配送用作業施設」を加える。

第四条第一項の表中「荷さばき所」の下に「、配送用作業施設」を加え、「及び保蔵」を「、保蔵又は加工」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十一号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千五百三十三億円」を「千八百二十七億円」に、「二千百六十三億円」を「三千八百七億円」に、「十一万七千八百三十七分の十一万七千三百九十八」を「十一万六千百九十三分の十一万五千五百九十六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十二号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十三号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「二十四人」を「三十六人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「十四万五千四百二十円」を「十五万二十円」に、「五万三千七百円」を「五万五千四百円」に、「五万五千円」を「五万千六百三十円」に、「三万五千七百六十円」を「三万六千九百円」に、「一万七千九百四十円」を「一万八千五百円」に改める。

第十八条第一項中「七万五百二十円」を「七万千二百円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千八百円」を「十万六千八百二十円」に、「二万二千八百三十円」を「二万三千五百五十円」に改め、同項第二号中「二万二千八百三十円」を「二万三千五百五十円」に改める。

第十九条中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和六年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

２　改正後の第十八条の規定は、令和六年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

３　改正後の第十九条の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十九万八千八百円」を「九十二万七千六百円」に改め、同項第二号中「七十一万八千六百円」を「七十四万千六百円」に改める。

第十条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」に改める。

第十三条第一項中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

２　新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下この項において「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

３　新令第十一条第二項及び第十三条第一項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第三項第三号、第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「限る。）」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」を加える。

第三条第一項中「にあっては、インフルエンザ」を「又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病」に改め、同項の表Ｈｉｂ感染症の項中「生後六十月」を「、生後九十月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月」に改め、同表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症	一　六十五歳以上の者 二　六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第三条第二項中「及びインフルエンザ」を「、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症」に改める。

第十一条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同号ロ中「百万六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同項第二号イ中「百六十一万七千六百円」を「百六十六万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十九万三千六百円」を「百三十三万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同号ロ中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同号ハ中「二百四十一万四千四百円」を「二百四十九万千二百円」に改め、同項第二号イ中「五百十七万五千六百円」を「五百三十六万九千二百円」に改め、同号ロ中「四百十三万八千八百円」を「四百二十七万二千円」に改め、同号ハ中「三百十万四千四百円」を「三百二十万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千五百二十万円」を「三千六百三十万円」に改め、同号ロ中「二千六百四十万円」を「二千七百二十万円」に改め、同項第二号中「四千五百三十万円」を「四千六百七十万円」に改める。

第十八条中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第十一条の規定は、令和六年四月以後の月分の予防接種法（以下この条において「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2　改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

第三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

附則第一条ただし書中「（以下「改正法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

附則第二条及び第三条を削る。

附則第一条ただし書中「（以下「改正法」という。）」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十七号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同項第二号中「百万六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同項第二号中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万九千六百円」を「五十六万九千六百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百五十二万円」を「三百六十三万円」に改め、同項第二号中「二百六十四万円」を「二百七十二万円」に改める。

第十二条第一項中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2　改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十二条第一項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二百九十六人」を「三百人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十九号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「四万四千百四十円」を「四万五千五百円」に改め、同条第二項中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「一万四百二十円」を「一万七百五十円」に改め、同条第三項中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「六千二百五十円」を「六千四百五十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二三五八〇四」を「〇・〇二四三〇〇七」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三六三六四」を「〇・〇〇三七四八三」に改め、同条第五項中「〇・〇〇二一七四八」を「〇・〇〇二二四四八」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「三万五千七百六十円」を「三万六千八百六十円」に、「五万三千七百円」を「五万五千三百五十円」に改める。

第九条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「一万五千二百二十円」を「一万五千六百九十円」に改める。

第十条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「二万七千九百八十円」を「二万八千八百四十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「一万五千二百二十円」を「一万五千六百九十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（次項において「児童扶養手当」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、令和六年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第二号中「百六十三万円」を「百七十四万円」に改め、同条第三号ニ中「五万二千五百円」を「五万四千円」に改める。

第二十一条中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「一年」を「六月」に改め、同条第三項第一号中「月額十万円（」を削り、「期間」の下に「が十二月以上である場合にあつては月額十万円（当該期間」を加え、「十二月」を「十二月間」に改め、「十四万円）」の下に「、当該期間が十二月未満である場合にあつては月額十四万円」を加え、同項第二号中「月額七万五百円（」を削り、「期間」の下に「が十二月以上である場合にあつては月額七万五百円（当該期間」を加え、「十二月」を「十二月間」に改め、「十一万五百円）」の下に「、当該期間が十二月未満である場合にあつては月額十一万五百円」を加える。

第二十九条第二項第一号中「一年」を「六月」に改める。

第三十一条の四の二中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第二号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第三号ニ中「五万二千五百円」を「五万四千円」に改める。

第三十六条第一号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第二号中「百六十三万円」を「百七十四万円」に改め、同条第三号ニ中「五万二千五百円」を「五万四千円」に改め、同条第十二号中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。

附則第三条中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則中第五条から第七条までを削り、第八条を第五条とし、第九条を第六条とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十一号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「四万二千九百二十円」を「四万四千二百八十円」に、「五万三千六百五十円」を「五万五千三百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）」を「障害者の配偶者」に改め、同条第二項中「障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者」を「障害者又はその配偶者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十四号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

一　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条

二　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月三十一日以前の死亡に係る未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項及び第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項並びに附則第二条及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「から(2)」を「(高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（ロ、第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額

第五条第一項第一号ロ中「高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「」及び「」という。）」を削り、同号ロ(2)中「(法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第四項第二号を次のように改める。

二　組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額に係る部分　次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ　被用者保険等保険者である組合　零

第五条第五項第二号中「部分」の下に「並びに組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分（前期高齢者交付金がある場合には、当該割合を乗じて得た額及び当該算定した額からハに掲げる額を控除した額に係る部分）」を加え、同号イ中「給付費割合」の下に「（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次号イ(1)において同じ。）の三分の二に相当する割合」を加え、同号に次のように加える。

ハ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額

(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イに定める割合

(2)　被用者保険等保険者である組合　ロに定める割合

第五条第五項第三号中「特定納付費用額の部分を」を「部分を」に改め、同号イ(1)中「給付費割合」の下に「の三分の二に相当する割合」を加える。

附則第十三条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条の表第一条第一項の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に、「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下」に、「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において」を「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」に改め、同表第五条第一項の項、第五条第三項の項及び第五条第四項の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第五条第四項第二号イの項を削り、同表第五条第五項の項を次のように改める。

附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)

第五条第五項	第七十三条第二項	第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる部分を除く。）　ホに掲げる割合	(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)
イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合 ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要す	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる部分を除く。）　ホに掲げる割合 イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　一から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合 (2)　被用者保険等保険者である組合　一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合 ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要す	三　次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる部分を除く。）　ホに掲げる割合 イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額の割合

令で定めるところにより算定した額に係る部分	令で定めるところにより算定した額に係る部分
ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
(1)　被用者保険等保険者である組合　付録第二の式により算定した割合	ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分	(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
(1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合	(2)　被用者保険等保険者である組合　零
(2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合	

附則第十三条の表付録第一の項中「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ(2)」に、「附則第十三条第一項」を「附則第十三条」に改める。

附則第十四条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「（退職被保険者等所属都道府県を除く。）」を削り、同条の表第二条第一項の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第四条の二第一項第二号の項中「附則第十四条第一項」を「附則第十四条」に改め、同表第九条第二項第一号ホの項中「第九条第二項第一号ホ」を「第九条第二項第一号ヘ」に改め、同表第九条第二項第二号イの項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第九条第二項第二号ヌの項中「第九条第二項第二号ヌ」を「第九条第二項第二号ル」に、「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十条第二項第二号イの項、第十条第二項第二号ニの項、第十一条第二項第二号イの項、第十一条第二項第二号ニの項、第二十条第二号の項及び第二十条第六号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第十五条　令和六年度及び令和七年度において、経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)					第五条第二項	第五条第四項第一号
に係る前期高齢者納付金	及び	に係る後期高齢者支援金	に係る介護納付金	に係る前期高齢者交付金	組合特定被保険者	一　厚生労働大臣が定める組合の組合員（経過的組合員（以下この号において「経過的組合員」という。）であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となつた者（次号及びそれ以下において「指定組合員」という。）に係る特定被保険者に係る部分に限る。）及びそれ以外の組合員（以下この号において「非経過的組合員」という。）であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となつた者（次号において「特定被保険者」という。）に係る特定被保険者に係る部分に限る。）を除く。）　零
並びに		並びに経過的組合員であつて指定組合員でないもの及び経過的世帯員であるもの	並びに経過的組合員であつて指定組合員でないもの及び経過的世帯員であるもの	並びに経過的組合員であつて指定組合員でないもの及び経過的世帯員であるもの	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）	一　次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分　零 イ　厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）であつて、常時三百人以上の事業の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となつた者（次号及びロにおいて「指定被保険者」という。）に係る特定被保険者に係る部分　零 ロ　組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となつたものに限る。）及びそれ以外の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の事業の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者となつたものに限る。）に係る特定被保険者に係る部分　零

		るものに限る。）及びその世帯に属する者（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）
		ロ　指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
第五条第五項第一号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員

附則第十六条から第十九条までを削る。

附則第二十条第一項中「附則第二十条第二項」を「附則第十六条第二項」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第二十一条を削る。

付録第一中「{A×（r－1）}÷{C－（A＋B）}」を「{A×（r－1）×2／3}÷[{C－（A＋B）}×2／3＋{D－（A＋B）}×1／3]」に改め、付録第一の備考第一号中「及びr」を「、D及びr」に、「C　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額」を「C　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額　D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額」に改め、同備考第二号中「がCの値と」を「、Cの値並びにDの値が」に改める。

付録第二中「{D×（s×r－1）}÷{C－（A＋B）}」を「{E×（s×r－1）＋A×（r－1）×1／3}÷[{C－（A＋B）}×2／3＋{D－（A＋B）}×1／3]」に改め、付録第二の備考第一号中「、r」を「、E、r」に、「D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額」を「D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額　E　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額」に改め、同備考第二号中「がCの値と」を「、Cの値並びにDの値が」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の五・九八」を「百分の六・〇〇」に改める。

第一条の七中「百分の八・二五」を「百分の十一・一〇」に改める。

附則第五条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「令和五年度」を「令和七年度」に改める。

附則第十二条の表第百四十二条の項中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に、「業務及び」を「業務、」に改め、「後期高齢者支援金等を徴収する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収する業務」を加え、同表第百四十三条の項中「第百三十九条第一項各号に掲げる」を「第百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二項に規定する」に改め、「後期高齢者交付金を交付する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務」を加え、同表第百四十八条の項中「及び後期高齢者交付金」を「、後期高齢者交付金及び出産育児交付金」に改め、同表第百六十八条第一項第二号の項中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に改める。

附則第十四条の表第百四十二条の項中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「前条の規定により読み替えられた」を削り、「法」を「並びに法」に、「同法」を「、同法」に、「、法」を「並びに法」に、「日雇拠出金」を「及び日雇拠出金」に、「病床転換支援金等、日雇拠出金」を「、病床転換支援金等及び日雇拠出金」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項の表第十九条第一項第一号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十九条第二項第一号の項中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」に、「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに」を「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十九条第二項第二号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に、「後期高齢者支援金、」に、「病床転換支援金並びに」を「病床転換支援金、」に改め、同表第十九条第三項の項を次のように改める。

第十九条第三項	後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金	病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等」とあるのは「、病床転換支援金等及び日雇拠出金

附則第一条の三第一項の表第二十条第三項の項及び第二十九条の八の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「附則第九条第二項」を「附則第六条」に改める。

附則第四条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「（退職被保険者等所属市町村を除く。）」を削り、同条の表中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

2　令和六年度において第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第五項（同令附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合

千分の百六十四	千分の百
千分の百六十一	千分の百

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十八とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和六年度における法第三十四条第七項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和六年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十三・四八七とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和六年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十七・一一五〇四とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（令和三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の廃止）

2　令和三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和三年政令第九十六号）は、廃止する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十七号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第三十六条の二第三項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「七十一万二千円」を「七十三万円」に改める。

第十条第一項ただし書中「令和三年三月」を「令和四年三月」に、「令和五年四月」を「令和六年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十六年度	○・○一四
平成二十七年度	○・○一三

る場合においては、同令別表第二中

千分の百五十七	千分の百
千分の百五十四	千分の百
千分の百五十	千分の百
千分の百四十七	千分の百
千分の百十五	千分の百
千分の八十四	千分の百
千分の五十五	千分の九
千分の二十七	千分の七
零	千分の六

とあるのは、

四十七	四十
四十六	四十一
四十四	四十二
四十二	四十三
四十	四十四
三十九	四十五
二十三	四十六
七	四十七
十三	四十八
十九	四十九
十五	五十

とする。

令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十六号

令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第七項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年度	○・○一二
平成二十九年度	○・○一一
平成三十年度	○・○一〇
令和元年度	○・○〇九
令和二年度	○・○〇八
令和三年度	○・○〇六

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・二一五」を「四・三二九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第三条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第五条の二の項中「七十一万二千円」を「七十三万円」に改め、同表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「九万六百円」を「九万七千八百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万三千五百円」を「十一万六千五百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二九、一〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「八七、六〇〇円」を「九〇、四〇〇円」に、「一一七、一〇〇円」を「一二〇、八〇〇円」に、「一四六、三〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「一七五、六〇〇円」を「一八一、二〇〇円」に、「二〇五、〇〇〇円」を「二一一、六〇〇円」に、「二三四、二〇〇円」を「二四一、七〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二七一、八〇〇円」に、「二九二、五〇〇円」を「三〇一、九〇〇円」に、「三二二、〇〇〇円」を「三三一、三〇〇円」に、「三五一、三〇〇円」を「三六二、五〇〇円」に、「三八〇、五〇〇円」を「三九二、七〇〇円」に、「四〇九、六〇〇円」を「四二二、七〇〇円」に、「四三八、八〇〇円」を「四五二、八〇〇円」に、「四六八、二〇〇円」を「四八三、二〇〇円」に、「四九七、三〇〇円」を「五一三、二〇〇円」に、「五二六、七〇〇円」を「五四三、六〇〇円」に、「五五六、二〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に、「五八五、三〇〇円」を「六〇四、〇〇〇円」に、「六一四、六〇〇円」を「六三四、三〇〇円」に、「六四三、八〇〇円」を「六六四、四〇〇円」に、「六七三、一〇〇円」を「六九四、六〇〇円」に、「七〇二、二〇〇円」を「七二四、七〇〇円」に、「七三一、五〇〇円」を「七五四、九〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八二四」に、「五・四二一」を「五・四六八」に、「五・四六〇」を「五・五〇一」に、「四・八六九」を「五・四〇〇」に、「四・六八」を「五・〇八六」に、「四・一八三」を「四・二一四」に、「四・九一三」を「四・九六八」に、「三・六五七」を「三・六八五」に、「三・四四一」を「三・四七一」に、「三・九一三」を「三・九六三」に、「二・九六六」を「二・九九〇」に、「二・七五九」を「二・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「二・三七七」を「二・三九八」に、「二・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「一・五四〇」を「一・五六〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三二二」を「一・三三六」に、「一・二〇一」を「一・二一四」に、「一・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五二三」を「〇・五三七」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三一五」を「〇・三二六」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六九」を「〇・一七九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一一六」を「〇・一二九」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六三」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三一」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二八」に、「〇・〇一八」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	○・○○六

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二九一八一八」を「一・三二四五四五」に、「一・二八八一八二」を「一・三二〇〇〇〇」に、「一・二八七二七三」を「一・三一九〇九一」に、「一・二七七二七三」を「一・三〇九〇九一」に、「一・二六八一八二」を「一・二九四五四五」に、「一・二五七二七三」を「一・二八九〇九一」に、「一・二三一八一八」を「一・二六二七二七」に、「一・二二二七二七」を「一・二五二七二七」に、「七十三万二千八百九十円」を「七十五万八百八十円」に、「七十三万四千八百九十円」を「七十五万二千八百八十円」に改め、同条第五項中「一・〇一四七三二」を「一・〇三九五九二」に、「一・〇一二八九〇」を「一・〇三七七五〇」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・二一五」を「四・三二九」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第四条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八二四」に、「五・四二一」を「五・四六八」に、「四・八六九」を「五・〇八六」に、「四・一八三」を「四・二一四」に、「四・九一三」を「四・九六八」に、「三・六五七」を「三・六八五」に、「三・四四一」を「三・四七一」に、「三・九一三」を「三・九六三」に、「二・九六六」を「二・九九〇」に、「二・七五九」を「二・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「二・三七七」を「二・三九八」に、「二・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「一・五四〇」を「一・五六〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三二二」を「一・三三六」に、「一・二〇一」を「一・二一四」に、「一・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五二三」を「〇・五三七」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三一五」を「〇・三二六」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六九」を「〇・一七九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一一六」を「〇・一二九」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六三」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三一」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二八」に、「〇・〇一八」を「〇・〇一九」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に改める。

を「一・七四三」に、「一・五八四」を「一・六〇〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三二二」を「一・三三六」に、「一・二〇一」を「一・二一四」に、「一・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・六〇六」を「〇・六二〇」に、「〇・五九六」を「〇・六〇五」に、「〇・五一三」を「〇・五二二」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三一五」を「〇・三二七」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六二」を「〇・一六九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一二九」を「〇・一三六」に、「〇・一〇九」を「〇・一一六」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	〇・〇〇六

別表第二中「五・一三四」を「五・三三〇」に、「四・八二五」を「五・〇一一」に、「四・四五四」を「四・六二九」に、「四・〇六九」を「四・二三一」に、「三・八七九」を「四・〇三五」に、「三・五七七」を「三・七二三」に、「三・三五四」を「三・四九四」に、「三・一八七」を「三・三二一」に、「二・九七六」を「三・一〇三」に、「二・七八〇」を「二・九〇一」に、「二・五〇九」を「二・六二二」に、「二・三〇一」を「二・四〇七」に、「二・一四七」を「二・二四八」に、「一・八一八」を「一・九〇八」に、「一・二八七」を「一・三六〇」に、「一・〇四七」を「一・一一三」に、「〇・八七二」を「〇・九三一」に、「〇・七三一」を「〇・七八七」に、「〇・六六二」を「〇・七一五」に、「〇・六〇二」を「〇・六五三」に、「〇・四八八」を「〇・五三五」に、「〇・四一八」を「〇・四六四」に、「〇・三八〇」を「〇・四二四」に、「〇・三五四」を「〇・三九七」に、「〇・三二三」を「〇・三六六」に、「〇・二九七」を「〇・三三九」に、「〇・二九〇」を「〇・三三一」に、「〇・二八八」を「〇・三三〇」に、「〇・二七九」を「〇・三一〇」に、「〇・二五一」を「〇・二九一」に、「〇・二二三」を「〇・二五二」に、「〇・一七四」を「〇・二一二」に、「〇・一五六」を「〇・一九三」に、「〇・一四一」を「〇・一七八」に、「〇・一三三」を「〇・一六九」に、「〇・一三二」を「〇・一六八」に、「〇・一一二」を「〇・一四八」に、「〇・一〇五」を「〇・一四一」に、「〇・一〇二」を「〇・一三七」に、「〇・〇八七」を「〇・一二二」に、「〇・〇八二」を「〇・一一七」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇五四」を「〇・〇七九」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇七四」に改め、同表に次のように加える。

令和元年度	〇・〇六三

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第八条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条中「令和五年度」を「令和六年度」に、「一・〇一五」を「一・〇一八」を「一・〇四五」に改める。

第二条の見出し中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「〇・九七二」を「〇・九九九」に改め、同条第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「〇・九九九」を「一・〇三〇」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第五条を次のように改める。

（令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額の改定）

第五条　令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「五十万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

第六条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「一・〇一六」を「一・〇四三」に、「一・〇一四」を「一・〇四一」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・八五三

別表第一第一号の表中「一四・一八〇」を「一四・五六三」に、「一三・八七五」を「一四・二五〇」に、「一三・六八三」を「一四・〇五二」に、「一一・三一六」を「一一・六二二」に、「一〇・四六三」を「一〇・七四六」に、「九・七〇一」を「九・四四六」に、「八・六七六」を「八・九一〇」に、「七・九七三」を「八・一八八」に、「六・九七八」を「七・一六六」に、「六・四一一」を「六・五八四」に、「六・二三五」を「六・四〇三」に、「五・五一六」を「五・六六五」に、「四・二一五」を「四・三二九」に、「三・六五六」を「三・七五五」に、「二・六八一」を「二・七三五」に、「二・二八五」を「二・三四七」に、「一・八八九」を「一・九四〇」に、「一・六四六」を「一・八八〇」に、「一・四八三」を「一・五二三」に、「一・三六三」を「一・四〇〇」に、「一・二七三」を「一・二〇八」に、「一・一三八」を「一・一七八」に、「一・〇八五」を「一・一二六」に、「一・〇三三」を「一・〇五四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二五」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九九二」を「〇・九九八」に、「〇・九六九」を「〇・九九〇」に、「〇・九四七」を「〇・九七七」に、「〇・九二〇」を「〇・九四八」に、「〇・九〇〇」を「〇・九二八」に、「〇・八九三」を「〇・九二三」に、「〇・八八六」を「〇・九一六」に、「〇・八六七」を「〇・八九九」に、「〇・八四九」を「〇・八八九」に、「〇・八二七」を「〇・八五九」に、「〇・八〇五」を「〇・八三五」に、「〇・七八三」を「〇・八一三」に、「〇・七六〇」を「〇・七九〇」に、「〇・七四七」を「〇・七七七」に、「〇・七二三」を「〇・七五三」に、「〇・六九九」を「〇・七二九」に、「〇・六七〇」を「〇・六九九」に、「〇・六四七」を「〇・六七五」に、「〇・六二三」を「〇・六五二」に、「〇・五九九」を「〇・六二八」に、「〇・五七四」を「〇・五九九」に、「〇・五五〇」を「〇・五七五」に、「〇・五二六」を「〇・五四九」に、「〇・五〇二」を「〇・五二五」に、「〇・四七八」を「〇・四九八」に、「〇・四五四」を「〇・四七四」に、「〇・四三〇」を「〇・四四九」に、「〇・四〇六」を「〇・四二五」に、「〇・三八二」を「〇・四〇一」に、「〇・三五八」を「〇・三七七」に、「〇・三三四」を「〇・三五三」に、「〇・三〇九」を「〇・三二九」に、「〇・二八五」を「〇・三〇五」に、「〇・二六一」を「〇・二八一」に、「〇・二三七」を「〇・二五七」に、「〇・二一三」を「〇・二三三」に、「〇・一八九」を「〇・二〇九」に、「〇・一六五」を「〇・一八五」に、「〇・一四二」を「〇・一六二」に、「〇・一一八」を「〇・一三八」に、「〇・〇九四」を「〇・一一四」に、「〇・〇七〇」を「〇・〇九〇」に、「〇・〇四六」を「〇・〇六六」に、「〇・〇二二」を「〇・〇四二」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇一八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第二号の表中「一四・三二四」を「一四・七一一」に、「一四・〇一四」を「一四・三九二」に、「一三・八一九」を「一四・一九二」に、「一一・四三〇」を「一一・七三九」に、「一〇・五六八」を「一〇・八五三」に、「九・五四三」を「九・八〇一」に、「八・七五八」を「八・九九四」に、「八・〇五三」を「八・二七〇」に、「七・〇四七」を「七・二三七」に、「六・四七四」を「六・六四九」に、「六・三〇〇」を「六・四七〇」に、「五・五七三」を「五・七二三」に、「四・二五八」を「四・三七三」に、「三・六九三」を「三・七九三」に、「二・七〇六」を「二・七九九」に、「一・八一〇」を「一・九〇九」に、「一・〇六八」を「一・〇九七」に、「一・〇二五」を「一・〇五四」に、「一・〇〇一」を「一・〇二六」に、「〇・九八八」を「〇・九九三」に、「〇・九六二」を「〇・九九二」に、「〇・九三七」を「〇・九六九」に、「〇・九一四」を「〇・九四八」に、「〇・八八四」を「〇・九一八」に、「〇・八五四」を「〇・八八九」に、「〇・八二二」を「〇・八五九」に、「〇・七九〇」を「〇・八二五」に、「〇・七五七」を「〇・七九二」に、「〇・七二四」を「〇・七五四」に、「〇・六九一」を「〇・七二一」に、「〇・六六五」を「〇・六九五」に、「〇・六三九」を「〇・六六九」に、「〇・六一三」を「〇・六四三」に、「〇・五八七」を「〇・六一七」に、「〇・五六一」を「〇・五九一」に、「〇・五三五」を「〇・五六五」に、「〇・五〇九」を「〇・五三九」に、「〇・四八三」を「〇・五一三」に、「〇・四五七」を「〇・四八七」に、「〇・四三一」を「〇・四六一」に、「〇・四〇五」を「〇・四三五」に、「〇・三七九」を「〇・四〇九」に、「〇・三五三」を「〇・三八三」に、「〇・三二七」を「〇・三五七」に、「〇・二九九」を「〇・三三一」に、「〇・二七一」を「〇・三〇五」に、「〇・二四三」を「〇・二七九」に、「〇・二一五」を「〇・二五三」に、「〇・一八七」を「〇・二二七」に、「〇・一五九」を「〇・一九九」に、「〇・一三一」を「〇・一七一」に、「〇・一〇三」を「〇・一四三」に、「〇・〇七五」を「〇・一一五」に、「〇・〇四七」を「〇・〇八七」に、「〇・〇一九」を「〇・〇五九」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇三一」に改め、同表に次のように加える。

に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第三号の表中「一四・六三〇」を「一五・〇二五」に、「一四・三一八」を「一四・七〇五」に、「一四・一一六」を「一四・四九七」に、「一一・六七四」を「一一・九八九」に、「一〇・七九三」を「一一・〇八四」に、「九・七四六」を「一〇・〇〇九」に、「八・九五三」を「九・一九五」に、「八・二二九」を「八・四五一」に、「七・二〇一」を「七・三九五」に、「六・六一一」を「六・七八九」に、「六・四三七」を「六・六一一」に、「五・六八九」を「五・八四三」に、「四・三五〇」を「四・四六七」に、「三・七七二」を「三・八七四」に、「二・八四二」を「二・三六〇」に、「一・四二四」を「一・九五〇」に、「一・五三二」を「一・五七二」に、「一・七九二」を「一・八四〇」に、「一・六九六」を「一・七四二」に、「一・四〇四」を「一・四四二」に、「一・三五二」を「一・三八九」に、「一・二四六」を「一・二八〇」に、「一・一七三」を「一・二〇二」に、「一・〇九二」を「一・一二〇」に、「一・〇六五」を「一・〇一八」に、「一・〇二〇」を「一・〇四五」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九九二」を「〇・九九八」に、「〇・九七二」を「〇・九九六」に、「〇・九九五」を「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八九」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第四号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「六・六四五」に、「三・七九二」を「四・四四八」に、「三・八九四」を「四・四九〇」に、「二・四三五」を「三・七八一」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「一・七四二」を「二・四三五」に、「一・九六〇」を「二・〇一三」に、「一・八〇二」を「一・八五六」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第五号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第六号の表中「一四・七六六」を「一五・一六五」に、「一四・四四七」を「一四・八三七」に、「一四・二四九」を「一四・六三四」に、「一一・七八二」を「一二・一〇〇」に、「一〇・八九四」を「一一・一八八」に、「九・八三六」を「一〇・一〇二」に、「九・〇三三」を「九・二七七」に、「八・三〇二」を「八・五二六」に、「七・二六五」を「七・四六一」に、「六・六七三」を「六・八五三」に、「六・四九五」を「六・六七〇」に、「五・七四三」を「五・八九八」に、「四・三九一」を「四・五一〇」に、「三・八〇八」を「三・九一一」に、「二・七九二」を「二・八六七」に、「二・四四五」を「二・〇二二」に、「一・九六八」を「一・八五九」に、「一・七二二」を「一・七五八」に、「一・五四四」を「一・六〇九」に、「一・四一七」を「一・四五五」に、「一・三二五」を「一・二九〇」に、「一・二五七」を「一・二九一」に、「一・一八三」を「一・一〇二」に、「一・〇七六」を「一・〇二七」に、「一・〇四八」を「一・〇一七」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九六」を「一・〇二五」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第七号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第八号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第九号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十一号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十二号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十三号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十四号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十五号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十六号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十七号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十八号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第十九号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九七七」を「〇・九八三」に、「〇・九八九」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第二十号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二一」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「五・八五六」に、「四・四九〇」を「三・七九二」に、「三・八九四」を「四・四四八」に、「三・四三五」を「二・〇一三」に、「二・八五六」を「三・八九四」に、「二・〇一三」を「一・八〇二」に、「一・七〇五」を「一・八四九」に、「一・五三八」を「一・四四八」に、「一・三九六」を「一・二八四」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・一二六」を「一・二五五」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇四三」を「一・〇九三」に、「一・〇〇二」を「一・〇五一」に、「一・〇〇一」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九七五」を「一・〇二九」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七七」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九八

を「〇・九九六」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九七二」を「〇・九九九」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九七五」を「〇・九九四」に、「〇・九八〇」を「〇・九九六」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第七号の表中「一四・八七二」を「一五・二七三」に、「一四・五五三」を「一四・九四六」に、「一四・三五一」を「一四・七三八」に、「一一・八六六」を「一二・一八六」に、「一〇・九七五」を「一一・二七一」に、「九・九〇九」を「一〇・一七七」に、「九・〇九九」を「九・三四五」に、「八・三六三」を「八・五八九」に、「七・三一七」を「七・五一五」に、「六・七二二」を「六・九〇三」に、「六・五四二」を「六・七一九」に、「五・九四〇」を「五・九四二」に、「四・四二二」を「四・五四一」に、「三・八三七」を「三・九四一」に、「二・八八九」を「二・八八九」に、「二・四六五」を「二・四〇〇」に、「一・九八一」を「二・〇三四」に、「一・五九六」を「一・五五四」に、「一・七七一」を「一・七二四」に、「一・四二八」を「一・四六七」に、「一・三七六」を「一・四一三」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・二六六」を「一・二三六」に、「一・一九二」を「一・一〇九」に、「一・一三九」を「一・一〇七八」を「一・一〇七」に、「一・〇五五」を「一・〇八三」に、「一・〇三四」を「一・〇六二」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九八六」を「一・〇一三」に改め、同表平成十一年十年四月から平成十二年三月までの項及び平成十二年四月から平成十三年三月までの項中「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に改め、同表平成十三年四月から平成十四年三月までの項中「〇・九八一」を「一・〇〇七」に改め、同表平成十四年四月から平成十五年三月までの項中「〇・九九〇」を「一・〇一七」に改め、同表平成十五年四月から平成十六年三月までの項中「〇・九九五」を「一・〇二二」に改め、同表平成十六年四月から平成十七年三月までの項中「〇・九九六」を「一・〇二三」に改め、同表平成十七年四月から平成十八年三月までの項中「〇・九九七」を「一・〇二四」に改め、同表平成十八年四月から平成十九年三月までの項中「〇・九九八」を「一・〇二五」に改め、同表平成十九年四月から平成二十年三月までの項中「〇・九九九」を「一・〇二六」に改め、同表平成二十年四月から平成二十一年三月までの項中「〇・九七七」を「一・〇〇三」に改め、同表平成二十一年四月から平成二十二年三月までの項中「〇・九八九」を「一・〇一六」に改め、同表平成二十二年四月から平成二十三年三月までの項中「〇・九九六」を「一・〇二三」に改め、同表平成二十三年四月から平成二十四年三月までの項中「〇・九九八」を「一・〇二五」に改め、同表平成二十四年四月から平成二十五年三月までの項中「〇・九九九」を「一・〇二六」に改め、同表平成二十五年四月から平成二十六年三月までの項中「〇・九七二」を「一・〇〇一」に改め、同表平成二十六年四月から平成二十七年三月までの項中「〇・九七五」を「一・〇〇二」に改め、同表平成二十七年四月から平成二十八年三月までの項中「〇・九八〇」を「一・〇〇五」に改め、同表平成二十八年四月から平成二十九年三月までの項中「〇・九八六」を「一・〇〇七」に改め、同表平成二十九年四月から平成三十年三月までの項中「〇・九九〇」を「一・〇一七」に改め、同表平成三十年四月から平成三十一年三月までの項及び令和二年四月から令和三年三月までの項中「〇・九五四」を「〇・九八〇」に改め、同表令和三年四月から令和五年三月までの項中「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第八号の表中「一四・九九五」を「一五・四〇〇」に、「一四・六七二」を「一五・〇六八」に、「一四・四六七」を「一四・八五八」に、「一一・九六六」を「一二・二八九」に、「一一・〇六一」を「一一・三六〇」に、「九・九八九」を「一〇・二五九」に、「七・三八〇」を「七・五七九」に、「六・七七七」を「六・九六〇」に、「六・五九四」を「六・七七二」に、「五・八三二」を「五・九八九」に、「四・四五八」を「四・五七八」に、「三・八六八」を「三・九七二」に、「二・八三八」を「二・九一五」に、「二・五三三」に、「一・四四二」を「一・四八〇」に、「一・三一二」を「一・四一六」に、「一・九九七」を「一・五六六」に、「一・八三七」を「一・八八七」に、「一・七三九」を「一・七八六」に、「一・四九三」を「一・五三五」に、「一・三一二」を「一・三四六」に、「一・二七九」を「一・三一二」に、「一・二四五」を「一・二七九」に、「一・一七〇」を「一・二〇二」に、「一・一一七」を「一・一四七」に、「一・〇八六」を「一・一一五」に、「一・〇六三」を「一・〇九二」に、「一・〇四三」を「一・〇七二」に、「一・〇二二」を「一・〇四九」に、「一・〇〇九」を「一・〇三六」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九八三」を「一・〇一〇」に、「〇・九八二」を「一・〇〇九」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九八八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九九八」を「一・〇二七」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八

別表第一第九号の表中「一五・〇〇九」を「一五・四一四」に、「一四・六八五」を「一五・〇八一」に、「一四・四八三」を「一四・八七四」に、「一一・九七七」を「一二・三〇〇」に、「一〇・〇〇〇」を「一〇・二七〇」に、「九・一八一」を「九・四二〇七四」を「一一・三七三」に、「一〇・〇〇〇」を「一〇・二七〇」に、「九・一八一」を「九・四二〇九」に、「八・四四〇」を「八・六六八」に、「七・三八五」を「七・五八四」に、「六・八三八」を「六・九六六」に、「六・五九九」を「六・七七七」に、「五・八三八」を「五・九九六」に、「四・四六二」を「四・五八二」に、「三・八七一」を「三・九七六」に、「二・八四一」を「二・九一八」に、「二・五三三」に、「一・四四八」を「二・〇五三」に、「一・八三八」を「一・八八八」を「一・七四一」を「一・七八八」に、「一・五六八」を「一・六一〇」に、「一・四九四」を「一・五三四」に、「一・四四二」を「一・四八一」に、「一・三八七」を「一・四九四」を「一・三四七」に、「一・二七八」を「一・二四六」を「一・二〇三」に、「一・一一八」を「一・一一六」に、「一・〇六四」を「一・〇九三」に、「一・〇四三」を「一・〇七一」に、「一・〇二二」を「一・〇五〇」に、「一・〇一〇」を「一・〇三七」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九八四」を「一・〇一一」に、「〇・九八二」を「一・〇〇九」に、「〇・九八八」を「一・〇一五」に、「〇・九九一」を「一・〇一八」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「〇・九八七」を「一・〇一四」に、「〇・九七〇」

を「〇・九九六」に、「〇・九六五」を「〇・九九一」に、「〇・九六八」を「〇・九九四」に、「〇・九六四」を「〇・九九〇」に、「〇・九五五」を「〇・九八一」に、「〇・九五二」を「〇・九七八」に、「〇・九五四」を「〇・九八一」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三〇」を「〇・九五六」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三〇」を「〇・九二六」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六

別表第一第十号の表以外の部分中「以後」を「から昭和三十二年四月一日までの間」に改め、同表中「一五・〇五三」を「一五・四五九」に、「一四・七二八」を「一五・一二六」に、「一四・五二六」を「一四・九一八」に、「一二・〇一三」を「一二・三三七」に、「一一・一〇七」を「一一・四〇七」に、「一〇・〇三〇」を「一〇・三〇一」に、「九・二〇八」を「九・四五七」に、「八・四六五」を「八・六九四」に、「七・四〇六」を「七・六〇六」に、「六・八〇三」を「六・九八七」に、「六・六一八」を「六・七九七」に、「五・八五五」を「六・〇一三」に、「四・四七五」を「四・五九六」に、「三・八八三」を「三・九八八」に、「二・八四九」を「二・九二六」に、「二・四二五」を「二・四九〇」に、「二・〇〇五」を「二・〇五九」に、「一・八四四」を「一・八九四」に、「一・七四七」を「一・七九四」に、「一・五七三」を「一・六一五」に、「一・四九八」を「一・五三八」に、「一・四四六」を「一・四八五」に、「一・三九二」を「一・四二九」に、「一・三五二」を「一・三一六」に、「一・二八二」を「一・三一七」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・一七四」を「一・二〇六」に、「一・一二二」を「一・一五二」に、「一・〇九〇」を「一・一一九」に、「一・〇六七」を「一・〇九六」に、「一・〇四七」を「一・〇七五」に、「一・〇二五」を「一・〇五三」に、「一・〇一三」を「一・〇四〇」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二七」に、「〇・九八七」を「一・〇一四」に、「〇・九八六」を「一・〇一三」に、「〇・九八五」を「一・〇一二」に、「〇・九九一」を「一・〇一八」に、「〇・九九四」を「一・〇二一」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九七八」を「一・〇〇四」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「一・〇〇二」を「一・〇二九」に、「〇・九七三」を「〇・九九九」に、「〇・九六八」を「〇・九九四」に、「〇・九七一」を「〇・九九七」に、「〇・九九三」に、「〇・九五八」を「〇・九八四」に、「〇・九五五」を「〇・九八一」に、「〇・九五二」を「〇・九七八」に、「〇・九五四」を「〇・九八一」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三〇」を「〇・九五六」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六

別表第一に次の一号を加える。

十一　昭和三十二年四月二日以後に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一二六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・九一八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・三三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四〇七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四五七

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九八七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・〇一三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五九六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九八八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九二六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四九〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八九四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七九四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三五二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一三

平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇一二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九四
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九三
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八四
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八一
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六

別表第二第一号の表中「一三・九九八」を「一四・三七六」に、「一三・三五九」を「一三・七二〇」に、「一二・九九三」を「一三・三四四」に、「一二・一〇九」を「一二・四三六」に、「一〇・二六〇」を「一〇・五三七」に、「九・一一二」を「九・三五八」に、「八・一九七」を「八・四一八」に、「七・四三七」を「七・六三八」に、「七・〇二九」を「七・二一九」に、「六・一四七」を「六・三一三」に、「五・八五三」を「六・〇一一」に、「五・一四一」を「五・二八〇」に、「四・〇九四」を「四・二〇五」に、「三・六九七」を「三・七九七」に、「二・五三〇」を「二・五九八」に、「二・一六二」を「二・二二〇」に、「一・七八八」を「一・八三六」に、「一・六九五」を「一・七四一」に、「一・六三四」を「一・五四五」に、「一・四一〇」を「一・四四八」に、「一・三九二」を「一・四三〇」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・二四〇」を「一・二七三」に改め、別表第二号の表中「一四・一三八」を「一四・五二〇」に、「一三・四七六」を「一二・二二九」を「一二・五五九」に、「一〇・三六二」を「一〇・六四二」に、「九・二〇三」を「九・四五一」に、「八・二七九」を「八・五〇三」に、「七・五一一」を「七・七一四」に、「七・〇九八」を「七・二九〇」に、「六・二〇八」を「六・三七六」に、「五・九一〇」を「六・〇七〇」に、「五・一九二」を「五・三三二」に、「四・一三六」を「四・二四八」に、「三・七三四」を「三・八三五」に、「二・五五六」を「二・六二五」に、「二・一八六」を「二・二四五」に、「一・八〇八」を「一・八五七」に、「一・七五八」を「一・六九六」に、「一・五一九」を「一・五六〇」に、「一・四二七」を「一・四六六」に、「一・四〇五」を「一・四四三」に、「一・三〇五」を「一・三四〇」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に改め、別表第三第三号の表中「一四・四四二」を「一四・八三三」に、「一三・七八二」を「一四・一五四」に、「一三・四〇四」を「一三・七六六」に、「一二・八三一」を「一二・四九四」に、「一〇・五八六」を「一〇・八七二」に、「九・四〇二」を「九・六五六」に、「八・四六〇」を「八・六八八」に、「七・六七二」を「七・八七九」に、「七・二五二」を「七・四四八」に、「六・三四〇」を「六・五一一」に、「六・〇三六」を「六・一九九」に、「五・四四六」を「五・四四九」に、「四・二二三」を「四・三三七」に、「三・八一六」を「三・九一九」に、「二・六〇九」を「二・六七九」に、「二・二三一」を「二・二九一」に、「一・七五〇」を「一・七九七」に、「一・六八六」を「一・七三二」に、「一・五四八」を「一・五九〇」に、「一・四五八」を「一・四九七」に、「一・四三七」を「一・四七六」に、「一・三九三」を「一・三六九」に、「一・二七八」を「一・三一三」に改め、別表第二第四号の表中「一四・一四〇」を「一四・一七五」に、「一三・八五〇」を「一四・二二四」に、「一三・四七三」を「一三・五一八」を「一四・九一〇」に、「一二・五五七」を「一二・八九六」に、「一〇・六四〇」を「一〇・九二七」に、「九・四四九」を「九・七〇四」に、「八・五〇二」を「八・七三二」に、「七・七一一」を「七・九一九」に、「七・二八八」を「七・四八五」に、「六・三七四」を「六・五四六」に、「六・〇六七」を「六・二三一」に、「五・三二八」を「五・四七二」に、「四・二四五」を「四・三六〇」に、「三・八三六」を「三・九四〇」に、「二・六二三」を「二・三〇四」に、「一・八五四」を「一・九〇四」に、「一・七六〇」を「一・八〇八」に、「一・五五七」を「一・五九九」に、「一・四六五」を「一・五〇五」に、「一・三七五」を「一・三一九」に改め、別表第二第五号の表中「一四・五七八」を「一四・九七二」に、「一三・八九四」を「一二・六〇九」を「一二・九四九」に、「一〇・六八二」を「一〇・九七〇」に、「九・四八九」を「九・七四五」に、「八・五三六」を「八・七六六」に、「七・三一八」を「七・五一六」に、「六・四〇〇」を「六・五七三」に、「六・〇九三」を「六・二五八」に、「五・三五三」を「五・四九八」に、「四・二六二」を「四・三七七」に、「三・八五二」を「三・九五六」に、「二・六三二」を「二・七〇三」に、「二・二五三」を「二・三一四」に、「一・八六一」を「一・九一一」に、「一・七六六」を「一・八一四」に、「一・七〇一」を「一・七四七」に、「一・五六三」を「一・六〇五」に、「一・四七一」を「一・五一一」に、「一・四八九」を「一・三四四」に、「一・三八〇」を「一・二九〇」を「一・三二五」に改め、別表第二第六号の表中「一四・六八三」を「一五・〇七九」に、「一四・〇一〇」を「一四・三八八」に、「一三・六二七」を「一三・九九五」に、「一二・六九九」を「一三・〇四二」に、「一〇・七六〇」を「一一・〇五一」に、「九・五五七」を「九・八一五」に、「八・五九八」を「八・八三〇」に、「七・七九八」を「八・〇〇九」に、「七・三七三」を「七・五七二」に、「六・四四八」を「六・六二二」に、「六・一三六」を「六・三〇二」に、「五・三九二」を「五・五三八」に、「四・二九一」を「四・四〇七」に、「三・八七八」を「三・九八三」に、「二・六五一」を「二・七二三」に、「一・九二六」を「一・八二八」に、「一・八七五」を「一・九二六」に、「一・八二八」を「一・八七〇」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

に、「一・七一三」を「一・七五九」に、「一・五七五」を「一・六一八」に、「一・四八一」を「一・五二二」に、「一・四六一」を「一・五〇〇」に、「一・三五四」を「一・三九一」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に改め、別表第二第七号の表中「一四・八〇一」を「一五・二〇一」に、「一四・一二二」を「一四・五〇三」に、「一三・七三五」を「一四・一〇六」に、「一二・八〇二」を「一三・一四八」に、「一〇・八四五」を「一一・一三八」に、「九・六三四」を「九・八九四」に、「八・六六八」を「八・九〇二」に、「七・八六三」を「八・〇七五」に、「七・四三四」を「七・六二五」に、「六・四九八」を「六・六七三」に、「六・一八七」を「六・三五四」に、「五・四三六」を「五・五八三」に、「四・三二九」を「四・四四六」に、「三・九一〇」を「四・〇一六」に、「二・六七三」を「二・七四五」に、「二・二八七」を「二・三四九」に、「一・八九〇」を「一・九四二」に、「一・七九四」を「一・八四二」に、「一・七二七」を「一・七七四」に、「一・五八九」を「一・六三二」に、「一・四九三」を「一・五三三」に、「一・四七二」を「一・五一二」に、「一・三六五」を「一・四〇二」に、「一・三二一」を「一・三四六」に改め、別表第二第八号の表中「一四・八一四」を「一五・二一四」に、「一四・一三七」を「一四・五一九」に、「一三・七五〇」を「一四・一二二」に、「一二・八一五」を「一三・一六一」に、「一〇・八五八」を「一一・一五一」に、「九・六四二」を「九・九〇二」に、「八・六七六」を「八・九一〇」に、「七・八七一」を「八・〇八四」に、「七・四四一」を「七・六四二」に、「六・五〇四」を「六・六八〇」に、「六・一九三」を「六・三六〇」に、「五・四四〇」を「五・五八七」に、「四・三三三」を「四・四五〇」に、「三・九一五」を「四・〇二一」に、「二・六七六」を「二・七四八」に、「二・二八九」を「二・三五一」に、「一・八九三」を「一・九四四」に、「一・七九六」を「一・八四四」に、「一・七三〇」を「一・七七七」に、「一・五九一」を「一・六三四」に、「一・四九四」を「一・五三四」に、「一・四七三」を「一・五一三」に、「一・三六六」を「一・四〇三」に、「一・三一二」を「一・三四七」に改め、同表中「一四・八五八」を「一五・二五九」に、「一四・一七八」を「一四・五六一」に、「一三・七九一」を「一四・一六三」に、「一二・八五三」を「一三・二〇〇」に、「一〇・八九〇」を「一一・一四」に、「九・六七〇」を「九・九三一」に、「七・七〇一」を「八・九三六」に、「七・八九四」を「八・一〇七」に、「七・四六三」を「七・六六五」に、「六・五二三」を「六・六九九」に、「六・二一二」を「六・三八〇」に、「五・四五六」を「五・六〇三」に、「四・三四六」を「四・四六三」に、「三・九二七」を「四・〇三三」に、「二・六八四」を「二・七五六」に、「二・二九五」を「二・三五七」に、「一・八九九」を「一・九五〇」に、「一・八〇二」を「一・八五一」に、「一・七三五」を「一・七八二」に、「一・四九八」を「一・五三八」に、「一・四七八」を「一・五一八」に、「一・三八一」を「一・三五二」に改め、別表第二に次の一号を加える。

十　昭和三十二年四月二日以後に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四六三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇三三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五七
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九五〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五二
昭和六十一年四月二日以後に生まれた者	一・三五二

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第六条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十　令和六年度

昭和十五年度	八三〇・〇五五
昭和十六年度	六九八・五四一
昭和十七年度	六八二・八一三
昭和十八年度	六五三・九九四

昭和十九年度	六一一・一四四
昭和二十年度	五三八・三三四
昭和二十一年度	四七五・四四三
昭和二十二年度	五〇・二九一
昭和二十三年度	二一・八九八
昭和二十四年度	一一・五三三
昭和二十五年度	八・四九五
昭和二十六年度	八・四九五
昭和二十七年度	七・一五七
昭和二十八年度	六・七六九
昭和二十九年度	六・二九四
昭和三十年度	五・八四九
昭和三十一年度	五・八四九
昭和三十二年度	五・八二九
昭和三十三年度	五・六二三
昭和三十四年度	五・六二三
昭和三十五年度	五・五五八
昭和三十六年度	五・三三〇
昭和三十七年度	五・〇一一
昭和三十八年度	四・六二九
昭和三十九年度	四・二三一
昭和四十年度	四・〇三五
昭和四十一年度	三・七二三
昭和四十二年度	三・四九四
昭和四十三年度	三・三二一
昭和四十四年度	三・一〇三
昭和四十五年度	二・九〇一
昭和四十六年度	二・六二二
昭和四十七年度	二・四〇七

昭和四十八年度	二・二四八
昭和四十九年度	一・九〇八
昭和五十年度	一・三六〇
昭和五十一年度	一・一一三
昭和五十二年度	〇・九三一
昭和五十三年度	〇・七八七
昭和五十四年度	〇・七一五
昭和五十五年度	〇・六五三
昭和五十六年度	〇・五三五
昭和五十七年度	〇・四六四
昭和五十八年度	〇・四二四
昭和五十九年度	〇・三九七
昭和六十年度	〇・三六六
昭和六十一年度	〇・三三九
昭和六十二年度	〇・三三一
昭和六十三年度	〇・三三〇
平成元年度	〇・三二〇
平成二年度	〇・二九一
平成三年度	〇・二五二
平成四年度	〇・二一二
平成五年度	〇・一九三
平成六年度	〇・一七八
平成七年度	〇・一六九
平成八年度	〇・一六九
平成九年度	〇・一六八
平成十年度	〇・一四八
平成十一年度から平成十八年度まで	〇・一四一
平成十九年度	〇・一三七
平成二十年度	〇・一三七

平成二十一年度	○・一二二
平成二十二年度	○・一二二
平成二十三年度	○・一二二
平成二十四年度	○・一二二
平成二十五年度	○・一二二
平成二十六年度	○・一一七
平成二十七年度	○・○八八
平成二十八年度	○・○七九
平成二十九年度	○・○七九
平成三十年度	○・○七四
令和元年度	○・○六三
令和二年度	○・○五八
令和三年度	○・○五八
令和四年度	○・○五八

別表中「八〇四・二八六」を「八三〇・〇五五」に、「六七六・八五〇」を「六九八・五四一」に、「六六一・六一〇」を「六八二・八一三」に、「六三三・六八四」を「六五三・九九四」に、「五九二・一六二」を「六一一・一四四」に、「五二一・六一〇」を「五三八・三三四」に、「四六〇・六七〇」を「四七五・四四三」に、「四八・七〇一」を「五〇・二九一」に、「二一・一八八」を「二一・一八八」に、「一一・一四四」を「一一・五三三」に、「八・二〇〇」を「八・四九五」に、「六・九〇四」を「七・一五七」に、「六・五二八」を「六・七六九」に、「六・〇六八」を「六・二九四」に、「五・六三七」を「五・八四九」に、「五・六一七」を「五・八二九」に、「五・一三四」を「五・三三〇」に、「四・八二五」を「五・〇一一」に、「四・四五四」を「四・六二九」に、「四・〇六九」を「四・二三一」に、「三・八七九」を「四・〇三五」に、「三・五七七」を「三・七二三」に、「三・三五四」を「三・四九四」に、「三・一八七」を「三・三二一」に、「二・九七六」を「三・一〇三」に、「二・七八〇」を「二・九〇一」に、「二・五〇九」を「二・六二二」に、「二・三〇二」を「二・四〇七」に、「二・一四七」を「二・二四八」に、「一・八一八」を「一・九〇八」に、「一・二八七」を「一・三六〇」に、「一・〇四七」を「一・一一三」に、「〇・八七二」を「〇・九三二」に、「〇・七三一」を「〇・七八七」に、「〇・六六二」を「〇・七一五」に、「〇・六〇二」を「〇・六五三」に、「〇・四八八」を「〇・五四三」に、「〇・四六四」を「〇・四八〇」に、「〇・三八〇」を「〇・四二四」に、「〇・二九七」を「〇・三三九」に、「〇・二七九」を「〇・三二〇」に、「〇・二五二」を「〇・二一二」に、「〇・一七八」を「〇・一三三」に、「〇・一四八」を「〇・一一二」に、「〇・一〇八」を「〇・一三七」に、「〇・〇八七」を「〇・一一二」に、「〇・〇五四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇四六」を「〇・〇七九」に、「〇・〇二五」を「〇・〇五八」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度	○・○五八

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第七条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八一五」に、「五・四二一」を「五・四六〇」に、「五・〇八六」を「五・一二三」に、「四・七六九」を「四・八〇四」に、「四・二一四」を「四・二六八」に、「四・一八三」を「四・五〇一」に、「四・四六八」を「四・五〇一」に、「三・九一三」を「三・九四三」に、「三・六五七」を「三・六八五」に、「三・四一四」を「三・四四一」に、「三・二〇九」を「三・二六六」に、「二・九九〇」を「二・九六六」に、「二・七五九」を「二・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「二・三七七」を「二・三九八」に、「二・二〇一」を「二・二〇四」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「一・五八四」を「一・六〇〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三三六」を「一・三五二」に、「一・二〇一」を「一・二二四」に、「一・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八九五」に、「〇・七七六」を「〇・七九三」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五二三」を「〇・五四三」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・二〇八」を「〇・二二六」に、「〇・一六二」を「〇・一七九」に、「〇・一五二」を「〇・一七三」に、「〇・一二九」を「〇・一三六」に、「〇・一〇九」を「〇・一一六」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三一」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一四」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	○・○○六

別表第二中「五・一三四」を「五・三三〇」に、「四・八二五」を「五・〇一一」に、「四・四五四」を「四・六二九」に、「四・〇六九」を「四・二三一」に、「三・八七九」を「四・〇三五」に、「三・五七七」を「三・七二三」に、「三・三五四」を「三・四九四」に、「三・一八七」を「三・三二一」に、「二・九七六」を「三・一〇三」に、「二・七八〇」を「二・九〇一」に、「二・五〇九」を「二・六二二」に、「二・三〇二」を「二・四〇七」に、「二・一四七」を「二・二四八」に、「一・八一八」を「一・九〇八」に、「一・二八七」を「一・三六〇」に、「一・〇四七」を「一・一一三」に、「〇・八七二」を「〇・九三二」に、「〇・七三一」を「〇・七八七」に、「〇・六六二」を「〇・七一五」に、「〇・六〇二」を「〇・六五三」に、「〇・四八八」を「〇・五三五」に、「〇・四六四」を「〇・四八〇」に、「〇・三八〇」を「〇・四二四」に、「〇・二九七」を「〇・三三九」に、「〇・二七九」を「〇・三二〇」に、「〇・二五二」を「〇・二一二」に、「〇・一九六」を「〇・二一三」に、「〇・一四一」を「〇・一七四」に、「〇・一一二」を「〇・一三七」に、「〇・一〇二」を「〇・一三五」に、「〇・〇八七」を「〇・一一二」に、「〇・〇五四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇四六」を「〇・〇七九」に、「〇・〇二五」を「〇・〇五八」に改め、同表に次のように加える。

を「〇・一六八」に、「〇・一一二」を「〇・一四八」に、「〇・一〇五」を「〇・一四一」に、「〇・一〇二」を「〇・一三七」に、「〇・〇八七」を「〇・一一二」に、「〇・〇八二」を「〇・一一七」に、「〇・〇五四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇四六」を「〇・〇七九」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇七四」に改め、同表に次のように加える。

令和元年度	〇・〇六三

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和六年三月以前の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和六年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　令和六年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第五条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　令和六年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の日（附則第六条及び第七条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

第五条　令和六年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の表以外の部分中「第三項」の下に「、第五条」を加え、同表再評価令第四条第三項の項の次に次のように加える。

再評価令第五条	厚生年金保険法第四十六条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第三項本文	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第三項本文
	同法	適用する改正後厚生年金保険法

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表以外の部分中「第三項」の下に「、第五条」を加え、同表再評価令第四条第三項の項の次に次のように加える。

再評価令第五条の見出し	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
再評価令第五条	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
	同法	適用する改正後厚生年金保険法

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十八号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に、「令和五年度」を「令和六年度」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二七」に改める。

第二条第二項中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）」を「昭和五十一年改正法」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（扶助料等の年額に係る加算額に加算する額）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、六千四百円とする。

２　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第二号に規定する政令で定める額は、三千六百円とする。

３　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

４　昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

５　昭和五十一年改正法附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改める。

第二条中「八十一万円」を「八十二万円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十九号

国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十五条の五、同法第三十六条において準用する同法第十九条及び同法第九十九条の二並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項第二号を次のように改める。

二　不動産の取得、譲渡又は貸付け（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）

第九条の四の次に次の一条を加える。

（その他の連合会の余裕金の運用）

第九条の五　連合会の業務上の余裕金（第九条の三第一項及び第二項の規定によるものを除く。次項において同じ。）は、同条第一項第一号イ及びロ、同項第二号から第四号まで並びに同条第二項第二号に掲げる方法により運用するものとする。

２　前項に規定するもののほか、連合会の業務上の余裕金の運用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十条中「から第八条まで」を「及び第七条」に、「「第一号」を「「第一号」に改め、「「第八条第一項及び第三項中「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金（第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等及び同条第二項に規定する退職等年金給付積立金等を除く。）」と」を削る。

第二十二条第一項を次のように改める。

組合の短期給付に要する費用に第一号及び第二号に掲げる費用を加え、第三号に掲げるものを除いた費用（次条第一項において「組合の短期給付等に要する費用」という。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十条及び第五十一条に規定する短期給付の種類別の給付額に、当該事業年度における第一号に掲げるものの納付額及び第二号に掲げる費用の額を加えた額から第三号に掲げるものの額を控除した額を基礎として、財務大臣の定める方法により算定するものとする。

一　法第三条第四項に規定する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用

二　長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法第九十九条第五項の規定による国の負担に係るもの並びに同条第七項及び第八項において読み替えて適用する同条第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）

三　法第九十九条第四項（第二号を除く。）の規定による国の負担に係るもの

第二十二条の二第一項中「組合の短期給付に要する費用」を「組合の短期給付等に要する費用」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十三条の二　各年度の法第九十九条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十三条の三　法第九十九条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	国家公務員共済組合法第九十九条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	財務省令
	各保険者	国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合（次条及び第百五十二条の五において「組合」という。）
健康保険法第百五十二条の四	当該保険者	当該組合
	出産育児一時金等	国家公務員共済組合法第九十九条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費
	厚生労働省令	財務省令
健康保険法第百五十二条の五	当該保険者	当該組合
	出産育児一時金等	国家公務員共済組合法の規定による出産費及び家族出産費
	第百一条	同法第九十九条の二第一項
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の見出し	保険者	組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条	保険者、	国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）、
	保険者及び	組合及び
	保険者の	組合の
	保険者に	組合に
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第一項及び第二項	各保険者	各組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第三項	保険者	組合

附則中第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を削り、第六条の二を第四条とし、第六条の二の二を第五条とし、第六条の二の三を第六条とし、第六条の二の四を第六条の二とする。

附則第六条の三中「附則第六条の二の二」を「附則第五条」に改め、同条を附則第六条の七とする。

附則第六条の二の八中「附則第六条の二の三第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条を附則第六条の六とし、附則中第六条の二の七を第六条の五とし、第六条の二の六の前の見出しを削り、同条を第六条の四とし、同条の前に見出しとして「（特例退職組合員に係る短期給付の特例）」を付し、第六条の二の五を第六条の三とする。

附則第七条の四第二項中「附則第六条の二の三第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

附則第三十四条を次のように改める。

（病床転換支援金等の経過措置）

第三十四条　令和八年三月三十一日までの間、第二十二条第一項第一号中「流行初期医療確保拠出金等」とあるのは、「流行初期医療確保拠出金等並びに高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

（令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、本則の表中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二四四」に、「一・二七八」を「一・三一三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三一一」を「一・三四六」に、「一・三一二」を「一・三四七」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（退職者給付拠出金に関する経過措置）

2　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「間、」とあるのは「間、国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和六年政令第百二十九号）第一条の規定による改正前の」と、「並びに国民健康保険法」とあるのは「並びに全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

3　令和六年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条の二及び第百四十五条の二並びに附則第十四条の三第一項、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、並びに地方公務員等共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「及び同法」を「、同法」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に、「の納付額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付額」に改める。

第二十八条の二第一項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十九条の四を第二十九条の六とし、第二十九条の三の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十九条の四　各年度の法第百十三条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十九条の五　法第百十三条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	地方公務員等共済組合法第百十三条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	主務省令
	各保険者	地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合（次条及び第百五十二条の五において「組合」という。）
健康保険法第百五十二条の四	保険者	組合
	出産育児一時金等	地方公務員等共済組合法第百十三条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費
	厚生労働省令	主務省令
健康保険法第百五十二条の五	保険者	組合
	出産育児一時金等	地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費
	第百一条	同法第百十三条の二第一項
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の見出し	保険者	組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条	保険者、	地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）、
	保険者及び	組合及び
	保険者の	組合の
	保険者に	組合に
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第一項及び第二項	各保険者	各組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第三項	保険者	組合

附則第三十条の二中「の納付を」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を」に改める。

附則第五十二条の六を削る。

附則第五十二条の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「及び同法」とあるのは「、同法」と、」を削り、「」及び同法」を「」並びに同法」に改め、同条を附則第五十二条の六とする。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項中「令和五年四月分」を「令和六年四月分」に、「令和四年五月三十一日」を「令和五年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年六月一日」を「令和五年六月一日」に、「四・八八五」を「五・〇一六」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百二十号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十号）」に、「令和三年六月一日」を「令和四年六月一日」に改める。

（令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第三条　令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、本則の表中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・二七八」を「一・三一三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三一一」を「一・三四六」に、「一・三一二」を「一・三四七」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（退職者給付拠出金に関する経過措置）

2　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「間、」とあるのは「間、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十号。以下この条において「令和六年改正政令」という。）第一条の規定による改正前の」と、「（国民健康保険法）」とあるのは「（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法）」と、「納付額」と、」とあるのは「納付額」と、令和六年改正政令第一条の規定による改正前の」と、「納付」と、」とあるのは「納付」と、令和六年改正政令第一条の規定による改正前の」とする。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

3　令和六年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十一号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第一項の規定により読み替えられた同法第八条第一項並びに第二項、第三項及び第六項（これらの規定を同法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第八条の二第一項及び第三項、同法第八条の三第二項第五号、同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十六条第一項（同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十七条第三項、同法第二十七条の二第二項、同法第三十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令

本則中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「（以下「法」という。）」を、「改定率」の下に「（以下「改定率」という。）」を加え、「一と」を「一・〇二七と」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（法第八条の三第一項の改定率の改定）」を付し、同条の次に次の五条を加える。

（令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額）

第二条　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金に係る法第八条の三第一項の規定により読み替えられた法（以下この条において「読替え後の法」という。）第八条第一項の表に規定する次の各号に掲げる政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、一一四、三〇〇円

二　五、七二三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　五、八七七、五〇〇円

三　四、七六九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、八九七、八〇〇円

四　三、九二七、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、〇三三、〇〇〇円

五　三、一〇八、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　三、一九一、九〇〇円

六　二、五一四、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二、五八一、九〇〇円

七　二、〇三三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二、〇八七、九〇〇円

八　一、八五三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、九〇三、〇〇〇円

九　一、六八六、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、七三一、五〇〇円

十　一、三五二、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、三八八、五〇〇円

十一　一、〇八九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、一一八、四〇〇円

十二　九六一、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　九八六、九〇〇円

2　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金に係る読替え後の法第八条第二項（法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する次の各号に掲げる政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　十九万三千二百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　十九万八千四百円

二　七万二千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　七万三千九百円

三　十三万二千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　十三万五千六百円

四　三万六千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　三万七千円

3　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金に係る読替え後の法第八条第三項（法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める額は、十九万八千四百円とする。

4　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金に係る読替え後の法第八条第六項（法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する次の各号に掲げる政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　二十七万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二十七万七千三百円

二　二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二十一万五千七百円

5　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害一時金に係る読替え後の法第八条第七項に規定する政令で定める額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	金額
第一款症	六、二五二、四〇〇円
第二款症	五、一八六、四〇〇円
第三款症	四、四四九、〇〇〇円
第四款症	三、六五五、一〇〇円
第五款症	二、九三二、一〇〇円

6　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金に係る読替え後の法第八条の二第一項の表に規定する次の各号に掲げる政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　その額に一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額　三、一三六、六〇〇円

二　四、三六三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　四、四八〇、八〇〇円

三　三、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　三、七三七、三〇〇円

四　三、〇〇七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　三、〇八八、七〇〇円

五　二、三八三、九〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　二、四四八、三〇〇円

六　一、九三八、七〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、九九一、〇〇〇円

七　一、五七一、一〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、六一三、五〇〇円

八　一、四二八、二〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、四六六、八〇〇円

九　一、二九九、八〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、三三四、九〇〇円

十　一、〇四五、一〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　一、〇七三、三〇〇円

十一　八四四、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　八六七、四〇〇円

十二　七四三、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額　七六三、一〇〇円

7　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害一時金に係る読替え後の法第八条の二第三項に規定する政令で定める額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	金額
第一款症	四、七六六、二〇〇円
第二款症	三、九五四、八〇〇円
第三款症	三、三九一、七〇〇円
第四款症	二、七八六、七〇〇円
第五款症	二、二三五、九〇〇円

（令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額等）

第三条　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額に係る法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた法（次項及び第三項において「読替え後の法」という。）第二十六条第一項各号列記以外の部分及び第二号に規定する政令で定める額は七万三千九百円とし、同項第一号に規定する政令で定める額は二百一万九千円とする。

2　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額に係る読替え後の法第二十七条第一項の規定により読み替えられた法第二十六条第一項各号列記以外の部分及び第二号に規定する政令で定める額は百六十一万五千百円とする。

3　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額に係る読替え後の法第二十七条第三項の表に規定する次の各号に掲げる政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一　四〇四、八〇〇円に改定率を乗じて得た額に加算額（読替え後の法第二十七条第三項に規定する加算額をいう。次号及び第三号において同じ。）を加えた額を基準として政令で定める額　五七一、七〇〇円

二　三〇三、六〇〇円に改定率を乗じて得た額に加算額を加えた額を基準として政令で定める額　四六七、八〇〇円

三　一八二、二〇〇円に改定率を乗じて得た額に加算額を加えた額を基準として政令で定める額　三四三、一〇〇円

4　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額に係る法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

第四条　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額に係る法第三十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項第一号に規定する政令で定める額は七万三千九百円とし、同項第二号及び第三号に規定する政令で定める額は五万七千九百円とする。

（令和六年四月から令和七年三月までの月分の昭和二十八年改正法附則第十八項ただし書に規定する政令で定める額）

第五条　令和六年四月から令和七年三月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書に規定する政令で定める額は、七万三千九百円（法第二十四条第一項に規定する配偶者にあっては、十九万八千四百円）とする。

（令和六年四月から令和七年三月までの月分の昭和四十六年改正法附則第八条第四項ただし書に規定する政令で定める額）

第六条　令和六年四月から令和七年三月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書に規定する政令で定める額は、七万三千九百円（法第二十三条第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五万七千九百円）とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十二号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「五千百四十円」を「五千三百十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、法第十一条の三第一項、法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第一項及び第三項並びに第十三条第二項並びに法第十六条第三項、第二十二条第一項、第二項及び第五項並びに第二十七条の四第一項（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の七を第九条の八とし、第九条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第九条の七　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の三第一項に規定する政令で定める場所、政令で定める時間及び政令で定める期間並びに同条第三項に規定する政令で定める在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

第十二条第二項中「百分の三十三」を「百分の四十三」に、「百分の四十五・五」を「百分の五十五・五」に改め、同条第五項中「百分の十六、百分の十二・三七五、百分の十一又は百分の六・八七五」を「百分の二十六、百分の二十五、百分の二十一、百分の二十、百分の十六・五、百分の十六又は百分の八・二五」に改める。

第十七条の四第二項ただし書中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条第三項及び第四項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の四の二第一項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に、「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の四の三第四項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の五第一項及び第二項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第三項中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の五の二第一項中「自衛官等が」の下に「、防衛省令で定めるところにより、」を、「から」の下に「、法第二十二条第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法により、自衛官等であることの確認を受け、」を加え、同条第三項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の六第一項第二号、第三項及び第五項並びに第十七条の六の二第一項第一号から第三号まで及び第五号、第二項、第三項第一号から第三号まで並びに第五項第二号中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の三第一項各号中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改め、同条第二項中「防衛大臣が指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第三項中「防衛大臣が定める」を「防衛省令で定める」に改め、同条第四項中「防衛大臣が定める」及び「防衛大臣が指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第七項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の四第一項第三号及び第三項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の五第三項中「の例に準じて防衛大臣が」を「に準じて防衛省令で」に改める。

第十七条の六の六第一項中「防衛大臣の」及び「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改め、同条第二項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の八の二中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十二条第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局等）

第十七条の八の三　法第二十二条第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局は、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第十七条の四第一項第四号に掲げる医療機関若しくは薬局とする。

２　前項に規定する医療機関又は薬局に係る第十七条の四第一項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項及び第十七条の四の五第一項の規定の適用については、第十七条の四第一項中「次の各号に掲げる医療機関又は薬局から」とあるのは「防衛省令で定めるところにより、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第四号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「特定医療機関等」という。）から、法第二十二条第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、自衛官等であることの確認を受け、その給付を」と、第十七条の四の三第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から」とあるのは「、防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等（薬局を除く。）から、電子資格確認等により、自衛官等であることの確認を受け、」と、第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から」とあるのは「、防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等から、電子資格確認等により、自衛官等であることの確認を受け、」とする。

第十七条の九中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

第十七条の九の二　第十七条の三から前条までに定めるもののほか、法第二十二条の規定の適用に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第二十四条第五号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、「百分の百五」の下に「（その者が退職の日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百七・五）」を加える。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項から第十九項までを四項ずつ繰り上げる。

附則第二十項中「附則第八項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第二十一項を附則第十七項とする。

附則第二十二項の表第二十四条の項中「百分の九十五」を「百分の百（に、「率」を「率（に改め、附則第二十二項を附則第十八項とする。

附則第二十三項を附則第十九項とする。

別表第二本省内部部局の項、統合幕僚監部の項、陸上幕僚監部の項及び海上幕僚監部の項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項の次に次のように加える。

航空幕僚監部	防衛省組織令第百五十三条第三号に掲げる事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）
一	

別表第二自衛隊サイバー防衛隊の項を次のように改める。

自衛隊サイバー防衛隊	
五	(1)　極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が極めて高いものに従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）
四	(2)　極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。）
三	(3)　極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が高いもの又はこれと一体となつて行う情報システムに関する業務に従事することを本務とする職員（(1)及び(2)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。）

別表第二防衛装備庁の項中「規定する」を「掲げる」に改める。

別表第三防衛装備庁内部部局の項を次のように改める。

防衛装備庁内部部局	防衛技監 部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官
	一種

別表第五中「第九条の七」を「第九条の八」に改め、同表対空警戒対処等手当の項中「（自衛隊法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置又は同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に関するものに限る。）」を削り、「航空自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）」を「職員」に、「七百四十円」を「千六百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」に改め、同表夜間特殊業務手当の項中「（深夜における勤務時間が二時間に満たないものを除く。）」及び「（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的な回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円）」を削り、「（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円）」を「（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）」に改め、同表海上警備等手当の項中「千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）」を「千六百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」に改め、同表救急救命処置手当の項の次に次のように加える。

特殊過重勤務手当	自衛隊法第六章に規定する行動又はこれに準ずる活動として、防衛大臣が定めるものに際して、遭難者等の捜索救助その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う作業（一日の作業時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する自衛官	作業一日につき三千二百四十円
レンジャー作業手当	レンジャーの教育訓練その他の特に困難又は危険が伴う業務に関する訓練課程（防衛大臣の定めるものに限る。）において防衛大臣の定める作業に従事する陸上自衛官	作業一日につき四千二百六十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

別表第五備考に次のように加える。

五　職員が同一の日において特殊過重勤務手当を支給される作業及び災害派遣等手当を支給される作業又は国際緊急援助等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの作業及び業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第三十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（秘書室及び企画官） **第一条**　［略］ ［２～４　略］ ５　企画官の定数は、併任の者を除き、二人とする。 （情報システム企画官及び企画官） **第四条**　企画調整課に、情報システム企画官及び企画官それぞれ一人を置く。 ２　［略］ ３　企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。 （事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室） **第十五条**　［略］ ２　事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　沖縄（沖縄県の区域をいう。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下本条において「振興開発計画」という。）の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、工業用水道の整備並びに廃棄物の処理その他の環境の保全（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）。 二　［略］ ［３～５　略］ （調査官） **第十六条**　［略］ ［項を削る。］ ２　［略］	（秘書室及び企画官） **第一条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　企画官の定数は、併任の者を除き、一人とする。 （情報システム企画官） **第四条**　企画調整課に、情報システム企画官一人を置く。 ２　［同上］ ［項を加える。］ （事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室） **第十五条**　［同上］ ２　事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　沖縄（沖縄県の区域をいう。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下本条において「振興開発計画」という。）の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、水道及び工業用水道の整備並びに廃棄物の処理（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）。 二　［同上］ ［３～５　同上］ （調査官） **第十六条**　［同上］ ２　調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 ３　［同上］

附　則 ［１・２　略］ （企画官の設置期間の特例） ３　第四条第一項の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　［略］	附　則 ［１・２　同上］ （企画官の設置期間の特例） ３　第八条第一項の企画官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

○内閣府令第三十八号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。	内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。
［略］	［同上］
宮内庁京都事務所長	宮内庁京都事務所長
公正取引委員会事務総局官房総務課長	［同上］
［略］	［同上］
中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長
九州管区警察局総務監察・広域調整部長	［同上］
［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（企画官） **第二条**　人事課に、企画官二人を置く。 ２　［略］	（企画官） **第二条**　人事課に、企画官一人を置く。 ２　［同上］

（取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室）

第六条　取引部取引企画課に、取引調査室、相談指導室及びフリーランス取引適正化室を置く。

［２～５　略］

６　フリーランス取引適正化室は、業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務をつかさどる。

７　フリーランス取引適正化室に、室長を置く。

（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）

第七条　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官二人を置く。

［２～５　略］

（上席審査専門官）

第九条　審査局に、上席審査専門官五人を置く。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項、第三十二条第四項及び第五十七条第一項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十七条）	第一款　長官官房（第二条―第十八条）
第二款　生活安全局（第十八条―第二十三条）	第二款　生活安全局（第十九条―第二十四条）
第三款　刑事局（第二十四条―第三十二条）	第三款　刑事局（第二十五条―第三十五条）
第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）	第四款　交通局（第三十六条―第四十条）
第五款　警備局（第三十八条―第四十六条）	第五款　警備局（第四十一条―第四十九条）
第六款　サイバー警察局（第四十七条―第五十条）	第六款　サイバー警察局（第五十条―第五十一条）
第七款　警察庁顧問（第五十一条）	第七款　警察庁顧問（第五十二条）

（取引調査室及び相談指導室）

第六条　取引部取引企画課に、取引調査室及び相談指導室を置く。

［２～５　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）

第七条　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官三人を置く。

［２～５　同上］

（上席審査専門官）

第九条　審査局に、上席審査専門官六人を置く。

２　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十二条―第七十九条）

第二款　［略］

第三款　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十二条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十三条―第百七十一条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十二条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

［条を削る。］

第五条～第十七条　［略］

第二款　生活安全局

第十八条～第二十三条　［略］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十四条　［略］

2　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会との連絡に関する事務、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第二十七条に規定する合同委員会との連絡に関する事務及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定第二十七条に規定する合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

［条を削る。］

第二十五条～第三十二条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十三条―第七十九条）

第二款　［同上］

第三款　［同上］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十一条―第百六十九条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（政策企画官）

第五条　長官官房企画課に、政策企画官一人を置く。

2　政策企画官は、命を受け、令第十条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第六条～第十八条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第二款　生活安全局

第十九条～第二十四条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十五条　［同上］

2　刑事指導室においては、令第二十三条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条の規定による合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（重大被害犯罪捜査企画官）

第二十六条　刑事局捜査第一課に、重大被害犯罪捜査企画官一人を置く。

2　重大被害犯罪捜査企画官は、命を受け、令第二十四条第一号から第六号までに掲げる事務のうち個人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる犯罪の捜査に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第二十七条～第三十四条　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］

［条を削る。］

第四款　交通局

第三十三条～第三十七条　［略］

第五款　警備局

第三十八条～第四十六条　［略］

第六款　サイバー警察局

（重大サイバー事案対策企画官）

第四十七条　サイバー警察局サイバー企画課に、重大サイバー事案対策企画官一人を置く。

2　重大サイバー事案対策企画官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち重大サイバー事案の対策に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（サイバー事案防止対策室）

第四十八条　サイバー警察局サイバー企画課に、サイバー事案防止対策室を置く。

2　サイバー事案防止対策室においては、令第四十五条第二号に掲げる事務及び同条第六号に掲げる事務のうちサイバー事案の防止対策に関する事務をつかさどる。

3　サイバー事案防止対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、サイバー事案防止対策室の事務を掌理する。

（国際サイバー捜査指導官）

第四十九条　サイバー警察局サイバー捜査課に、国際サイバー捜査指導官一人を置く。

2　国際サイバー捜査指導官は、命を受け、令第四十六条第一号に掲げる事務のうち外国の警察行政機関と共同して行う必要のある犯罪の捜査に関する事務及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

（高度情報技術解析センター）

第五十条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第五十五条　［略］

（教務部の分課）

第五十六条　教務部に、次の三課及び総務調整官一人を置く。

庶務課

会計課

教務課

第五十七条～第五十九条　［略］

（特殊詐欺対策室）

第三十五条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課に、特殊詐欺対策室を置く。

2　特殊詐欺対策室においては、令第二十九条第一号及び第五号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

3　特殊詐欺対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理する。

第四款　交通局

第三十六条～第四十条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第五款　警備局

第四十一条～第四十九条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第六款　サイバー警察局

［条を加える。］

（国際サイバー捜査調整官）

第五十条　サイバー警察局サイバー捜査課に、国際サイバー捜査調整官一人を置く。

2　国際サイバー捜査調整官は、命を受け、令第四十六条第二号に掲げる事務をつかさどる。

［条を加える。］

（高度情報技術解析センター）

第五十一条　［同上］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十二条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十三条～第五十六条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

（教務部の分課）

第五十七条　教務部に、次の三課を置く。

庶務課

会計課

教務課

第五十八条～第六十条　［同上］

［一条ずつ繰り上げる。］

（総務調整官）

第六十条　総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百二十一条　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課
監察課
会計課
広域調整第一課
広域調整第二課

２　前項に規定する首席監察官及び課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、九州管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官二人を置く。

（管区警察局総務監察部の分課）

第百二十二条　関東管区警察局及び近畿管区警察局の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課
監察課
会計課

２　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、近畿管区警察局総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

（管区警察局広域調整部の分課）

第百二十三条　関東管区警察局及び近畿管区警察局の広域調整部に、次の二課を置く。

広域調整第一課
広域調整第二課

２　前項に規定する課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を置く。

［条を加える。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

［条を加える。］

（管区警察局総務監察部の分課）

第百二十一条　関東管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課
監察課
会計課

２　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

（管区警察局広域調整部の分課）

第百二十二条　関東管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局の広域調整部に、次の二課を置く。

広域調整第一課
広域調整第二課

２　前項に規定する課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、九州管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官二人を置く。

［条を削る。］

（警務課）

第百二十五条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十五条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

（広域調整第一課）

第百二十九条　［略］

２　広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十四条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の二課を置く。

企画分析課

特別捜査課

（企画分析課）

第百三十五条　企画分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　重大サイバー事案に対処するために必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。

三　重大サイバー事案に係る犯罪の捜査のうち前号に掲げる事務と一体的に行うことが適当なものに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

（特別捜査課）

第百三十六条　特別捜査課においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務（企画分析課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百三十七条～第百四十一条　［略］

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百二十三条　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

２　前項に規定する首席監察官及び課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を置く。

（警務課）

第百二十五条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十三条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

（広域調整第一課）

第百二十九条　［同上］

２　広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第百三十四条～第百三十八条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

［条を削る。］

第百四十二条～第百五十一条　［略］

（情報技術解析課）

第百五十二条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十一条の規定を準用する。

第百五十三条～第百五十七条　［略］

（庶務部の分課）

第百五十八条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、関東管区警察学校及び中部管区警察学校の庶務部に、総務調整官一人を置く。

第百五十九条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百六十条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百六十一条・第百六十二条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十三条～第百六十七条　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十八条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十九条及び第百四十条の規定を準用する。

第百六十九条～第百七十一条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十二条　［略］

附　則

［１～３　略］

４　上皇及び上皇后に関しては、第百十二条第二号及び第百十八条に規定する事項については、皇族の例による。

５　第百十四条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

６　［略］

７　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十六条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

（サイバー特別捜査隊）

第百三十九条　関東管区警察局に、サイバー特別捜査隊を置き、同隊に隊長を置く。

２　サイバー特別捜査隊においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどる。

第百四十条～第百四十九条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（情報技術解析課）

第百五十条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。

第百五十一条～第百五十五条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（庶務部の分課）

第百五十六条　［同上］

２　前項に掲げる課のほか、関東管区警察学校庶務部に、総務調整官一人を置く。

第百五十七条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百五十八条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十八条及び第五十九条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百五十九条・第百六十条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十一条～第百六十五条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十六条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

第百六十七条～第百六十九条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十条　［同上］

附　則

［１～３　同上］

４　上皇及び上皇后に関しては、第百十一条第二号及び第百十七条に規定する事項については、皇族の例による。

５　第百十三条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

６　［同上］

７　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十五条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百七十二条関係）

階級	定員
［略］	［略］
警視長（警視正を含む。）	五九四人
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十一号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局（第一条―第九条）	第一章　内部部局（第一条―第八条）
第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第十条・第十一条）	第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第九条・第十条）
附則	附則
（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）	（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）
第一条　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）一人、サイバーセキュリティ・情報化企画官一人及び企画官二人を置く。	**第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官それぞれ一人を置く。
［2～10　略］	［2～10　同上］
（上席景品・表示調査官）	（食品表示対策室及び上席景品・表示調査官）
第七条　表示対策課に、上席景品・表示調査官二人を置く。	**第七条**　表示対策課に、食品表示対策室及び上席景品・表示調査官二人を置く。
［項を削る。］	2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第四項に規定する表示の適正化による商品の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち食品に係る措置命令に関すること。
	二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二条第一項に規定する指針に係るものに限る。）。

別表第一（第百七十条関係）

階級	定員
［同上］	［同上］
警視長（警視正を含む。）	五九二人
［同上］	

三　食品衛生法第二十条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

四　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五十九条第一項に規定する基準に関すること（同法第六十一条第一項の規定による指示、同条第三項の規定による命令並びに同法第六十五条第四項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問の実施に係るものに限る。）。

五　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六十五条第一項に規定する表示に関すること（同法第六十六条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同条第三項において準用する同法第六十一条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。

六　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令、同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理に係るものに限る。）。

七　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

４　食品表示対策室に、室長を置く。

３　上席景品・表示調査官は、命を受けて、不当景品類及び不当表示防止法第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち措置命令及び課徴金納付命令に関する事務並びに家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。

［条を加える。］

（食品表示対策室）

第八条　食品表示課に、食品表示対策室を置く。

２　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二条第一項に規定する指針に係るものに限る。）。

二　食品衛生法第二十条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

三　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五十九条第一項に規定する基準に関すること（同法第六十一条第一項の規定による指示、同条第三項の規定による命令並びに同法第六十五条第四項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問の実施に係るものに限る。）。

２　上席景品・表示調査官は、命を受けて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち措置命令及び課徴金納付命令に関する事務並びに家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。

［項を削る。］

四　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（同法第六条第一項及び第三項の規定による指示、同条第五項及び第八項の規定による命令、同法第八条第一項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去の実施並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理に係るものに限る。）。

五　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

3　食品表示対策室に、室長を置く。

第九条～第十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第八条～第十条　［同上］

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十二号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　内閣総理大臣　岸田　文雄

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（経理室並びに企画官、人事調査官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官）	（経理室並びに企画官、人事調査官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～6　略］	［2～6　同上］
7　企画官の定数は、併任の者を除き二人と、人事調査官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化企画官の定数は一人とする。	7　企画官の定数は、併任の者を除き一人と、人事調査官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化企画官の定数は一人とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第四号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　内閣総理大臣　岸田　文雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令

デジタル庁組織規則（令和三年デジタル庁令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企画官） **第一条**　（略） ２　（略） ３　企画官の定数は、併任の者を除き十九人とする。	（企画官） **第一条**　（略） ２　（略） ３　企画官の定数は、併任の者を除き二十人とする。

附　則

この庁令は、令和六年四月一日から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第四十五条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務 **第五十条**　［略］ ［削る］	**第四十五条**　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一～五　［同上］ 六　雇用保険法施行規則第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金の支給に関する事務 **第五十条**　［同上］ ２　前項第二号、第三号（介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除く。）、第六号、第七号（同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。）及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○

附　則

（電子資格確認に係る経過措置）

4　当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十四項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第四十二条　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第四十二条**　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　［略］	一　［同上］
二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報	二　雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［同上］
第四十六条　［略］	**第四十六条**　［同上］
2　前項第五号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第五号中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。	2　前項第五号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第五号中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。
第四十七条　［略］	**第四十七条**　［同上］
2　前項第十号から第十七号まで（第十二号については、介護保険法第四十九条の二に係る事務に限る。）の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定に	2　前項第十号から第十七号まで（第十二号については、介護保険法第四十九条の二に係る事務に限る。）の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定に

	による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第十号から第十七号までの規定中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和五年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第五十条　法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十四　略］	**第五十条**　法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和五年デジタル庁・総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第四十六条及び第四十七条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第四十六条　法別表第二の百二十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～七　略］	**第四十六条**　法別表第二の九十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～七　同上］
第四十七条　法別表第二の百二十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～四十八　略］	**第四十七条**　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～四十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

省　令

○総務省令第三十三号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［２～19　略］	［２～19　同上］
20 法別表第一の十三の二の項の総務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第二項の申請、第四条第二項の申請、第六条第一項の届出又は第七条第一項の申請（同法第八条第一項の規定により内閣総理大臣から委託を受けた金融機関が受付に関する事務の一部を行ったものに限る。）をした者の生存の事実の確認とする。	［新設］
21 法別表第一の十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
一　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第四項の金融機関への通知を行うため必要とされる預貯金者（同法第二条第三項に規定する「預貯金者」をいう。以下この項において同じ。）（預貯金者になろうとする者を含み、当該金融機関が個人番号を既に保有している者を除く。）の生存の事実の確認	［新設］
二　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第五条第三項の金融機関への通知を行うため必要とされる預貯金者の生存の事実の確認	［新設］
三　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第七条第三項の金融機関への通知を行うため必要とされる預貯金者の生存の事実の確認	［新設］
四　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第八条第三項の金融機関への通知を行うため必要とされる預貯金者の生存の事実の確認	［新設］
五　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第九条第一項の金融機関への情報の提供を行うため必要とされる預貯金者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
22～40　［略］	20～38　［同上］
41 法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	39　［同上］
一～六　［略］	［一～六　同上］
七　不動産登記法第七十六条の三第三項の登記に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答	［新設］
八～十　［略］	七～九　［同上］
42～100　［略］	40～98　［同上］
101 法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者職業能力開発コース助成金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	99 法別表第一の七十の項の総務省令で定める事務は、特定就職困難者コース助成金、障害者トライアルコース助成金、障害者正社員化コース助成金、障害者職業能力開発コース助成金、成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、同条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者初回雇用コース奨励金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

102
～
110　［略］

111　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法による被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。以下この項において同じ。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答（第百二項第二号に掲げるものを除く。）のために必要となるその者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

［二～四十七　略］

112
・
113　［略］

114　法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）による本人（同法第二十二条第一項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答のために必要となるその者に関する同条第三項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって国に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

二　防衛省の職員の給与等に関する法律による給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答のために必要となるその請求を行う本人に関する同法第二十二条第三項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって国に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

三　防衛省の職員の給与等に関する法律による給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査のために必要となるその申出又は届出を行う本人に関する同法第二十二条第三項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって国に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

四　防衛省の職員の給与等に関する法律による本人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第二十二条第三項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって国に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

115　法別表第一の七十三の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

116
～
190　［略］

191　法別表第一の百二十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　防衛省の職員の給与等に関する法律による本人（同法第二十二条第一項に規定する本人をいう。第四号において同じ。）に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

100
～
108　［同上］

109　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法による被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。以下この項において同じ。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答（第百二項第二号に掲げるものを除く。）のために必要となるその者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）を提供するために行うもの

［二～四十七　同上］

110
・
111　［略］

［新設］

112　法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

113
～
187　［同上］

［新設］

二　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
三　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
四　本人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

192・193　［略］

第二条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第二の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［16～19　略］

20　法別表第二の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

［十三～十五　略］

［21～25　略］

26　法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条の二第一項の相談又は同条第二項の支援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　母子保健法第十条の保健指導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三～九　［略］

十　母子保健法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［27～67　略］

第三条　［略］

［2～16　略］

17　法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

188・189　［同上］

第二条　［同上］

［2～14　同上］

15　［同上］

［一・二　同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［16～19　同上］

20　［同上］

［一～十一　同上］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

［十三～十五　同上］

［21～25　同上］

26　［同上］

［新設］

一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条の保健指導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二～八　［同上］

九　母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［27～67　同上］

第三条　［同上］

［2～16　同上］

17　［同上］

［一・二　同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六　指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　［略］

［19～22　略］

23　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二　小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三　［略］

十四　児童福祉法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

十五～十八　［略］

［24～70　略］

第四条　［略］

［2～13　略］

14　法別表第四の三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［15～18　略］

19　法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

18　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［新設］

五　［同上］

［19～22　同上］

23　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

［新設］

十一　［同上］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

十三～十六　［同上］

［24～70　同上］

第四条　［同上］

［2～13　同上］

14　［同上］

［一・二　同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［15～18　同上］

19　［同上］

［一～十一　同上］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

［十三～十五　略］

［20～24　略］

25　法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母子保健法第九条の二第一項の相談又は同条第二項の支援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二～九　［略］

十　母子保健法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［26～66　略］

第五条　［略］

［2～15　略］

16　法別表第五第六号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

17　法別表第五第六号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　指定難病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六　指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　［略］

［18～21　略］

22　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二　小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三　［略］

十四　児童福祉法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

［十三～十五　同上］

［20～24　同上］

25　［同上］

［新設］

一～八　［同上］

九　母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［26～66　同上］

第五条　［同上］

［2～15　同上］

16　［同上］

［一・二　同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

17　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［新設］

五　［同上］

［18～21　同上］

22　［同上］

［一～十　同上］

［新設］

［新設］

十一　［同上］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

改正後	改正前
十五～十八　［略］ ［23～70　略］	十三～十六　［同上］ ［23～70　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第三十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び消防庁の定員） **第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び消防庁の定員） **第一条**　［同上］

区分	定員	備考
本省	四、六二九人	
消防庁	一七六人	
合計	四、八〇五人	

区分	定員	備考
本省	四、五七六人	
消防庁	一七四人	
合計	四、七五〇人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和六年九月三十日までの間	四、六六六人

総務大臣　松本　剛明

○法務省令第十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画調査室並びに企画官及び刑事調査官） **第八条**　総務課に、企画調査室並びに企画官及び刑事調査官それぞれ一人を置く。 ［２・３　略］ ４　企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　検察庁の組織及び運営に関する事務のうち職員の教養及び訓練に関する特定事項に係るものの企画及び立案に関すること。 二　検務事務に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び立案に関すること。 ５　［略］	（企画調査室及び刑事調査官） **第八条**　総務課に、企画調査室及び刑事調査官一人を置く。 ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ４　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
（地方法務局に置く課等） **第三十四条**　地方法務局に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 国籍課（さいたま地方法務局、横浜地方法務局及び神戸地方法務局に限る。） 戸籍課 供託課 人権擁護課 ［２・３　略］ （戸籍課の所掌事務） **第三十八条**　地方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第十六条に定める事務に関すること（さいたま地方法務局、横浜地方法務局及び神戸地方法務局を除く。）。 二　［略］	（地方法務局に置く課等） **第三十四条**　地方法務局に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 国籍課（横浜地方法務局及び神戸地方法務局に限る。） 戸籍課 供託課 人権擁護課 ［２・３　同上］ （戸籍課の所掌事務） **第三十八条**　地方法務局の戸籍課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第十六条に定める事務に関すること（横浜地方法務局及び神戸地方法務局を除く。）。 二　［同上］

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十三人以内を置く。

［２・３　略］

附　則

［１・２　略］

（表示登記専門官の設置期間の特例）

３　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち十二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

［４・５　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

別表第一（第三十四条、第四十条関係）

改正後
地方法務局の名称
水戸地方法務局
さいたま地方法務局
千葉地方法務局
横浜地方法務局
静岡地方法務局
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同年十月一日から施行する。

○法務省令第十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	
（刑務所等に置く部等）	
刑務所等の名称	部及び室の名称
［同上］	
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　加古川刑務所　和歌山刑務所　長崎刑務所	［同上］

第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

改正後	
（刑務所等に置く部等）	
刑務所等の名称	部及び室の名称
［略］	
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　加古川刑務所　和歌山刑務所　長崎刑務所	［略］

第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

［略］	
岡崎医療刑務所　西日本成人矯正医療センター　北九州医療刑務所	［略］
［略］	

２　［略］

（処遇部及び矯正処遇部の所掌事務）

第十条　［略］

［一～三　略］

四　鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に関すること（分類審議室若しくは分類部又は分類教育部が置かれる刑務所等を除く。）。

五　［略］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［略］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　和歌山刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［略］	
［略］		

（分類審議室及び分類部の所掌事務）

第十五条　分類審議室及び分類部は、鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに社会復帰支援その他の保護に関する事務をつかさどる。

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
西日本成人矯正医療センター	［略］	
［略］		

［同上］	
岡崎医療刑務所　大阪医療刑務所　北九州医療刑務所	［同上］
［同上］	

２　［同上］

（処遇部及び矯正処遇部の所掌事務）

第十条　［同上］

［一～三　同上］

四　鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに保護に関すること（分類審議室若しくは分類部又は分類教育部が置かれる刑務所等を除く。）。

五　［同上］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［同上］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［同上］	
［同上］		

（分類審議室及び分類部の所掌事務）

第十五条　分類審議室及び分類部は、鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び仮出場の審査並びに保護に関する事務をつかさどる。

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
大阪医療刑務所	［同上］	
［同上］		

（医療第一部に置く課及び所掌事務）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健第一課	保健及び衛生に関すること。
	保健第二課	防疫及び薬剤に関すること。
	［略］	

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百五十六人以内を置く。

２　［略］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［略］	
西日本成人矯正医療センター	［略］
［略］	

［二・三　略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
札幌刑務所	［略］	
	小樽拘置支所	小樽市
［略］		
神戸刑務所	豊岡拘置支所	豊岡市
［略］		

［二・三　略］

（医療第一部に置く課及び所掌事務）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	［同上］	

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百四十二人以内を置く。

２　［同上］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［同上］	
大阪医療刑務所	［同上］
［同上］	

［二・三　同上］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
札幌刑務所	［同上］	
	小樽拘置支所	小樽市
［同上］		
神戸刑務所	洲本拘置支所	洲本市
［同上］		
	豊岡拘置支所	豊岡市

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十八人以内を置く。 ［２・３　略］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［略］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所、徳島少年鑑別所及び高知少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （鑑別調査官） **第二十三条**　さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。 ２　［略］ **別表第一**（第一条関係） ［略］ ［項を削る。］ ［略］	（少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百三十九人以内を置く。 ［２・３　同上］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［同上］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所及び徳島少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （鑑別調査官） **第二十三条**　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。 ２　［同上］ **別表第一**（第一条関係） ［同上］ 松山学園　松山市 ［同上］
名称　位置	名称　位置

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十八号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第五十九条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（所長、副所長、矯正研修改革推進官、矯正研修分析官及び教官） **第二条**　矯正研修所に、所長、副所長及び矯正研修改革推進官それぞれ一人、矯正研修分析官四人並びに教官（併任者を除く。）二十七人を置く。 ［２・３　略］ ４　矯正研修改革推進官は、矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修を改革するために必要な施策の企画及び立案に参画する。 ５　矯正研修分析官は、命を受けて、矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修に資する情報の分析を行うことにより、当該研修に関する企画及び立案の支援に関する事務をつかさどる。 ６　［略］ （支所） **第十三条**　［略］ ２　［略］ ３　各支所に、支所長及び教頭一人を置き、支所を通じて教官（併任者を除く。）二十九人を置く。 ［４・５　略］	（所長、副所長及び教官） **第二条**　矯正研修所に、所長、副所長一人及び教官（併任者を除く。）二十五人を置く。 ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ４　［同上］ （支所） **第十三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　各支所に、支所長及び教頭一人を置き、支所を通じて教官（併任者を除く。）二十三人を置く。 ［４・５　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第十九号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（東京矯正管区、名古屋矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。 ［２・３　略］ ４　施設運営評価分析官は、命を受けて、矯正施設の運営の状況についての評価及び情報の分析を行うことにより、矯正施設の運営の管理に係る企画及び立案の支援に関する事務をつかさどる。 （第二部の所掌事務） **第三条**　［略］ 一　［略］ 二　刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、社会復帰支援その他の保護及び釈放に関すること。 ［三～八　略］	（首席管区監査官及び管区監査官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人及び管区監査官一人（東京矯正管区にあっては、二人）を置く。 ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （第二部の所掌事務） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に関すること。 ［三～八　同上］

（成人矯正第二課の所掌事務）

第十一条　［略］

一　刑務所等被収容者の分類及び社会復帰支援その他の保護に関すること。

［二～五　略］

（第三部に置く課等）

第十三条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区、名古屋矯正管区、大阪矯正管区、広島矯正管区及び福岡矯正管区の第三部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第二十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保護観察所に置く課等） **第二条**　［略］ ２　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所及び仙台保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人を、長崎保護観察所に、社会復帰対策官一人を置く。 （企画調整課の所掌事務） **第三条**　［略］ ［一～五　略］ 六　民間における犯罪予防活動の促進に関すること（民間活動支援専門官、首席保護観察官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。 ［七～九　略］	（保護観察所に置く課等） **第二条**　［同上］ ２　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ首席保護観察官一人、社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所及び仙台保護観察所に、それぞれ社会復帰対策官一人及び首席社会復帰調整官一人を、宇都宮保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び長崎保護観察所に、それぞれ社会復帰対策官一人を置く。 （企画調整課の所掌事務） **第三条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　民間における犯罪予防活動の促進に関すること（民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。 ［七～九　同上］

十　更生保護事業の助長及び監督に関すること（首席保護観察官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十一　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（民間活動支援専門官、首席保護観察官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十二　［略］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

（首席保護観察官の職務）

第四条　［略］

［一～九　略］

十　更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十一　更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関すること（企画調整課、民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

［十二～十四　略］

十五　更生保護事業の助長及び監督に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十六　民間における犯罪予防活動の促進に関すること（企画調整課、民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十七　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（企画調整課、民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十八　［略］

十九　更生保護に関する調査、資料の収集及び統計に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

2　さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、前項第五号、第七号から第十一号まで及び第十五号から第十九号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第四号まで、第六号及び第七号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（社会復帰対策官の職務）

第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第六号、第八号、第十号、第十一号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百五十七人以内を置く。

［2・3　略］

十　更生保護事業の助長及び監督に関すること（首席保護観察官の所掌に属するものを除く。）。

十一　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。

十二　［同上］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所及び仙台保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

（首席保護観察官の職務）

第四条　［同上］

［一～九　同上］

十　更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関すること。

十一　更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関すること（企画調整課及び民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。

［十二～十四　同上］

十五　宿泊型保護事業の助長及び監督に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

十六　［同上］

十七　更生保護に関する調査、資料の収集及び統計に関すること。

2　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第四号までに掲げる事務、同項第五号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第六号及び第七号に掲げる事務、同項第八号から第十三号まで並びに第十五号から第十七号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第四号まで、第六号及び第七号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十四号に掲げる事務をつかさどる。

（社会復帰対策官の職務）

第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第六号、第八号及び第十六号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十一人以内を置く。

［2・3　同上］

（統括社会復帰調整官） **第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官四十人以内を置く。 ［２・３　略］	（統括社会復帰調整官） **第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十九人以内を置く。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第二十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（警備指導官） **第八条の二**　入国者収容所を通じて警備指導官二人以内を置く。 ２　警備指導官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。 ３　警備指導官は、命を受けて、第七条各号に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係るものを助ける。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第二十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項及び第三十二条第三項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　［略］ ２　前項に掲げる課及び室のほか、仙台出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官三人、警備監理官二人、首席審査官十八人及び首席入国警備官十人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官十一人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。	（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　［同上］ ２　前項に掲げる課及び室のほか、仙台出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官三人、警備監理官二人、首席審査官十八人及び首席入国警備官十人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官十人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官八人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（首席審査官の職務）

第七条　［略］

２　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］		
名古屋出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十号、第三十一号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	［略］	
	審判担当	前項第二十号から第二十四号まで、第二十六号及び第二十七号並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
	難民審判担当	前項第二十五号及び第二十八号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
	［略］	
大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	［略］	
	就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務

（首席審査官の職務）

第七条　［同上］

２　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］		
名古屋出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十号、第三十一号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	［同上］	
	審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
	［加える。］	
	［同上］	
大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	［同上］	
	就労審査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務

就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務	
［略］	［略］	

［略］	福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号から第十七号まで、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
		就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
［略］			

3　［略］

（支局に置く課等）

第十三条　［略］

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局成田空港支局に審査監理官一人、首席審査官十六人及び首席入国警備官二人を、東京出入国在留管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局横浜支局に監理官一人、首席審査官四人及び首席入国警備官二人を、名古屋出入国在留管理局中部空港支局に審査監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官一人を、大阪出入国在留管理局関西空港支局に審査監理官一人、首席審査官十二人及び首席入国警備官一人を、その他の支局に監理官一人、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

［加える。］

［同上］		

［同上］	福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
		就労・永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
［同上］			

3　［同上］

（支局に置く課等）

第十三条　［同上］

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局成田空港支局に審査監理官一人、首席審査官十六人及び首席入国警備官二人を、東京出入国在留管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官九人及び首席入国警備官一人を、東京出入国在留管理局横浜支局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官二人を、名古屋出入国在留管理局中部空港支局に審査監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官一人を、大阪出入国在留管理局関西空港支局に審査監理官一人、首席審査官十二人及び首席入国警備官一人を、その他の支局に監理官一人、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

２　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］		
東京出入国在留管理局横浜支局	審査管理担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	第七条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号までに掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
［略］	［略］	

３　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局の審査管理担当の首席審査官は、前項に規定する事務のほか、支局内の首席審査官の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

２　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］		
東京出入国在留管理局横浜支局	［加える。］	
	就労・永住審査担当	第七条第一項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第八号、第九号、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
［同上］	［同上］	

３　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局の審査管理担当の首席審査官は、前項に規定する事務のほか、支局内の首席審査官の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（統括審査官）
第二十五条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官四百二人以内を置く。
［２・３　略］
（審査指導官）
第二十五条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて審査指導官五十人以内を置く。
２　審査指導官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。
３　審査指導官は、命を受けて、第七条第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち、局長の指定する分担に係るものを助ける。
（統括入国警備官）
第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百四十三人以内を置く。
［２・３　略］
（警備指導官）
第二十六条の二　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて警備指導官八人以内を置く。
２　警備指導官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。
３　警備指導官は、命を受けて、第八条第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち、局長の指定する分担に係るものを助ける。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第十一条第五項の規定に基づき、公安調査庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

公安調査庁組織規則の一部を改正する省令

公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第三章　［略］ 第一節　［略］ 第一款　部の設置等（第十六条―第二十条の二） （部次長） **第二十条の二**　関東公安調査局、中部公安調査局及び近畿公安調査局の総務部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。	目次 第三章　［同上］ 第一節　［同上］ 第一款　部の設置等（第十六条―第二十条） ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省令第二十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 四七、三七四人 / 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六二人は、検察庁の職員の定員とする。 出入国在留管理庁 / 六、三五八人 公安審査委員会 / 四人 / 事務局の職員の定員とする。 公安調査庁 / 一、七九九人 合計 / 五五、五三五人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 四七、一三八人 / 一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。 出入国在留管理庁 / 六、三二四人 公安審査委員会 / 四人 / 事務局の職員の定員とする。 公安調査庁 / 一、七六八人 合計 / 五五、二二四人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和六年十二月三十一日までの間	四七、三八一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六九人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省令第二十五号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） **第六十二条**　［略］ ２　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、四千二十円とする。 ［３～９　略］	（死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基準） **第六十二条**　［同上］ ２　死亡手当金及び障害手当金の額の算出の基礎となる額（以下この条において「支給基礎日額」という。）は、三千九百七十円とする。 ［３～９　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第二十六号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　法務大臣　小泉　龍司

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百四十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百二十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第十一号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第一項、第百十四条の二第二項及び第百二十七条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百五十六条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　財務大臣　鈴木　俊一

国家公務員共済組合法施行規則及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

［第一章～第五章の二　略］

第五章の三　費用の負担（第百十九条の十五・第百十九条の十六）

［第六章～附則　略］

（経理単位）

第六条　［略］

一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等並びに同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）

［二～十　略］

２　［略］

（準用規定）

第八十五条　［略］

２　［略］

［略］	［略］	［略］
第七条第二項	属する経理単位	属する経理単位並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）附則第三項の規定による連合会の業務に関する取引を経理する経理単位
	前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

［３・４　略］

改正前

目次

［第一章～第五章の二　同上］

［章を加える。］

［第六章～附則　同上］

（経理単位）

第六条　［同上］

一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）

［二～十　同上］

２　［同上］

（準用規定）

第八十五条　［同上］

２　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第七条第二項	前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
第十二条第一項	第八条第一項第一号	第十条において準用する令第八条第一項第一号
第十二条第二項	第八条第一項	第十条において読み替えて準用する令第八条第一項
第十二条第三項	第八条第一項第三号	第十条において準用する令第八条第一項第三号
［同上］	［同上］	［同上］

［３・４　同上］

（組合貸付債権の信託）

第八十五条の七　連合会は、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を用いて資産の流動化を行うため、令第九条の三第二項第三号及び附則第三条第三号の貸付けに係る債権を信託会社又は信託業務を営む金融機関へ信託することができる。

２　［略］

（組合への貸付けに係る利率）

第八十五条の八　令第九条の三第二項第三号及び附則第三条第三号の規定により連合会が組合に資金の貸付けを行う場合（組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）を除く。）においては、当該貸付金に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率による。

２　［略］

３　令附則第三条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）においては、当該貸付金に係る利率については、年四パーセントを下回らない範囲内で、財務大臣が別に定める利率による。

（資金の貸付けに係る利率）

第八十五条の九　［略］

２　前項の規定は、令附則第三条第四号に掲げる方法により厚生年金保険給付積立金等（令第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付けに係る利率について準用する。

（療養の給付等）

第九十九条　法第五十五条第一項に規定する組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。）の照会を行う方法として財務省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

２　法第五十五条第一項に規定する組合員であることの確認を受ける方法として財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　組合員証を提出する方法

二　処方箋を提出する方法（法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から療養を受けようとする場合に限る。）

三　保険医療機関等（法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第五十六条の二第一項に規定する

（組合貸付債権の信託）

第八十五条の七　連合会は、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を用いて資産の流動化を行うため、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の貸付けに係る債権を信託会社又は信託業務を営む金融機関へ信託することができる。

２　［同上］

（組合への貸付けに係る利率）

第八十五条の八　令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合に資金の貸付けを行う場合（組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）を除く。）においては、当該貸付金に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率による。

２　［同上］

３　令附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理又は物資経理に資金の貸付けを行う場合（物資経理においては、固定資産の取得を目的とした資金の貸付け以外の貸付けを行う場合に限る。）においては、当該貸付金に係る利率については、年四パーセントを下回らない範囲内で、財務大臣が別に定める利率による。

（資金の貸付けに係る利率）

第八十五条の九　［同上］

２　前項の規定は、令附則第五条第四号に掲げる方法により厚生年金保険給付積立金等（令第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付けに係る利率について準用する。

（療養の給付等）

第九十九条　［項を加える。］

法第五十五条第一項に規定する財務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出する方法とする。ただし、法第五十五条第一項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十四条の二十九及び第百十九条の十二において同じ。）により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

［略］

4 3 第一項から前項までの規定（第二項第三号を除く。）は、保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受ける場合について準用する。

（訪問看護療養費）

第百二条の二　指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

2　［略］

（特別療養証明書）

第百四条　［略］

［2・3　略］

4　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第二項、第九十九条の三及び第百二条の二第一項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者の」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（家族療養費）

第百五条　第九十九条、第九十九条の三及び第百一条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「被扶養者の」と、同条第三項中「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と読み替えるものとする。

2　［略］

（特定疾病に係る療養の認定）

第百五条の五の三　［略］

［2・3　略］

2 3 前二項の規定は、保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受ける場合について準用する。

［同上］

（訪問看護療養費）

第百二条の二　法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十五条第一項に規定する電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

2　［同上］

（特別療養証明書）

第百四条　［同上］

［2・3　同上］

4　第九十条、第九十一条、第九十三条第二項、第九十四条、第九十九条第一項、第九十九条の三及び第百二条の二第一項の規定は、法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百四条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者がない場合には埋葬を行つた者）」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「特別療養証明書整理簿」と、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者で」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（家族療養費）

第百五条　第九十九条、第九十九条の三及び第百一条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十五条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十七条第二項第一号ハ又はニ」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と読み替えるものとする。

2　［同上］

（特定疾病に係る療養の認定）

第百五条の五の三　［同上］

［2・3　同上］

4　認定を受け、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

［5～7　略］

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　［略］

［2～4　略］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項（第三号を除く。）又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［略］

［2～4　略］

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項（第三号を除く。）又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　［略］

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		

4　認定を受け、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第九十九条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

［5～7　同上］

（限度額適用の認定等）

第百五条の七の二　［同上］

［2～4　同上］

5　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第一項に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　［同上］

［2～4　同上］

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第一項に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第一項又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の二第二項第五号及び第六号	年月日	年月

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第十一条の二第二号及び第三号並びに第六十条から第七十一条の二まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条、第六十八条の二、第六十九条、第七十条、第七十一条並びに第七十一条の二第二項を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第七十条の二第一項	前条第一項	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十四第二項
	十日以内に	遅滞なく

2　［略］

（厚生年金保険給付に係る年金証書の再交付の申請）

第百十四条の十九　［略］

2　受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、連合会に提出することができる。

3　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4　連合会は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　［略］

（支払の一時差止め）

第百十四条の二十　連合会は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二の書類等、第六十八条の三の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の三第一項第五号及び第六号	年月日	年月
［同上］	［同上］	［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第十一条の二第二号及び第三号並びに第六十条から第七十一条の二まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条、第六十八条の二、第六十九条から第七十一条まで並びに第七十一条の二第二項を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

（厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等）

第百十四条の十九　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

2　連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3　［同上］

（支払の一時差止め）

第百十四条の二十　連合会は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第百十四条の二十四　［略］

２　受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。ただし、第一号に該当する場合において、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一　氏名を改めたとき　年金証書及び氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

［二・三　略］

［３・４　略］

５　厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（以下「老齢厚生年金の繰下げ待機者」という。）が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと、転居したこと又は氏名を変更したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第百十四条の二十九　［略］

２　［略］

３　実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。

４　［略］

（遺族の範囲の特例）

第百十五条の十三　［略］

２　前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。以下この項において「派遣法」という。）第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十一条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務（以下この項において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下この項において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の輸送、派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）第二条第三項第二号に規定する公海を含む。）において行われる同条第一項に規定する対応措置（以下この項において「国外対応措置」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下この項において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の保護措置及び同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送、派遣法第二条に規定

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第百十四条の二十四　［同上］

２　受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。

一　氏名を改めたとき　年金証書及び氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（連合会が地方公共団体情報システム機構から当該厚生年金保険給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）

［二・三　同上］

［３・４　同上］

５　厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（以下「老齢厚生年金の繰下げ待機者」という。）が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第百十四条の二十九　［同上］

２　［同上］

３　実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十九条の十二において同じ。）により送らなければならない。

４　［同上］

（遺族の範囲の特例）

第百十五条の十三　［同上］

２　前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。以下この項において「派遣法」という。）第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務（以下この項において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）、我が国以外の領域（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別

する国際緊急援助活動、協力法第三条第五号に規定する国際平和協力業務及び当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動、化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第三号（2）に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるもの並びに協力法第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官として協力法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。

（退職等年金給付に係る年金証書の再交付の申請）

第百十九条の三　［略］

2　受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、連合会に提出することができる。

3　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4　連合会は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5　［略］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［略］

2　受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。ただし、第一号に該当する場合において、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～四　略］

3　受給権者が、前項に規定する受給権者異動届出書を連合会に提出する場合においては、第八十七条の二の二第三項の規定による書類の提出は要しないものとする。

4　連合会は、第一項又は第二項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動、協力法第三条第三号に規定する国際平和協力業務及び当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務、国外対応措置、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）第三条第二号に規定する補給支援活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動並びに化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第五号（1）に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるものは、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。

（退職等年金給付に係る年金証書の亡失等）

第百十九条の三　［同上］

［項を加える。］

2　連合会は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

［項を加える。］

3　［同上］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［同上］

2　受給権者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号に掲げる事由に該当したときは、その旨、氏名（第一号に該当する場合にあつては、変更前の氏名及び変更後の氏名）、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した受給権者異動届出書を、当該各号に掲げる書類と併せて連合会に提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二の二第二項の規定による書類の提出は要しないものとする。

［一～四　同上］

［項を加える。］

3　連合会は、前二項に規定する受給権者異動届出書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかつたときは、連合会は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

５　［略］

６　法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（第百十九条の九第二項において「退職年金の繰下げ待機者」という。）が退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと、転居したこと又は氏名を変更したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

７　［略］

（公務遺族年金の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第百十九条の七の三　公務遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて第百十九条の七第二項の規定による届出書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　公務遺族年金の年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

２　前項の規定による届出を行う者が、遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、同項の届出書を提出することを要しないものとする。

３　連合会は、公務遺族年金の受給権者が正当な理由がなく、第一項に規定する届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで当該受給権者に係る公務遺族年金の支払を差し止めることができる。

第五章の三　費用の負担

（出産育児交付調整金額）

第百十九条の十五　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第九十九条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に出産育児交付算定率（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

２　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

４　［同上］

５　法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（第百十九条の九第二項において「退職年金の繰下げ待機者」という。）が退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

６　［同上］

［条を加える。］

［章を加える。］

［条を加える。］

（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第百十九条の十六　令第二十三条の三の規定により読み替えて適用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度における当該組合員に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）

二　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率

三　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

（掛金等の還付）

第百二十条の七　［略］

2　前項の規定は、令第五十二条第三項又は附則第六条の二第三項の規定により任意継続掛金又は特例退職掛金の還付をする場合について準用する。

（法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二　［略］

2　［略］

［一～六　略］

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

［八～十一　略］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第百二十五条の三　［略］

［2・3　略］

4　法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「船員組合員の」と、同条第三項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」とあるのは［条を加える。］

（掛金等の還付）

第百二十条の七　［同上］

2　前項の規定は、令第五十二条第三項又は附則第六条の二の四第三項の規定により任意継続掛金又は特例退職掛金の還付をする場合について準用する。

（法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二　［同上］

2　［同上］

［一～六　同上］

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

［八～十一　同上］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第百二十五条の三　［同上］

［2・3　同上］

4　法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

（船員組合員の療養の給付等）

第百二十七条の三　第九十九条から第百五条の十までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百二十条の規定により、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第九十九条第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百二条の二第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、同条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百五条第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは

養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

附　則

7　財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）が年四パーセントを下回つている間においては、令附則第三条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第三項の規定にかかわらず、厚生年金保険給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。

8　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域における被害に対処するため、令第九条の三第二項第三号及び附則第三条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第二項及び第三項の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。

9　連合会が、令第九条の三第二項第三号及び附則第三条第三号の規定により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行の日の前日に同法附則第百五十八条第一項に規定する地方職員共済組合の組合員であつて、同法の施行の日において同法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となつた者及び同法附則第百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者が属することとなつた組合に資金（これらの者が、当該地方職員共済組合が貸し付けた貸付金の弁済に充てるため、その属することとなつた組合から臨時の支出に対する貸付けを受ける場合における資金に限る。）の貸付けを行う場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第二項、第三項及び附則第七項の規定にかかわらず、これらの者の生活の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。

［項を削る。］

23　法附則第二十条の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

24　組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。

養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、第百五条の二中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員被扶養者証」と、「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

附　則

7　財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）が年四パーセントを下回つている間においては、令附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第三項の規定にかかわらず、厚生年金保険給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。

8　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域における被害に対処するため、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により連合会が組合の貸付経理に資金を貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第二項及び第三項の規定にかかわらず、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。

9　連合会が、令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号の規定により、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行の日の前日に同法附則第百五十八条第一項に規定する地方職員共済組合の組合員であつて、同法の施行の日において同法附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となつた者及び同法附則第百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となつた者が属することとなつた組合に資金（これらの者が、当該地方職員共済組合が貸し付けた貸付金の弁済に充てるため、その属することとなつた組合から臨時の支出に対する貸付けを受ける場合における資金に限る。）の貸付けを行う場合の貸付金に係る利率については、第八十五条の八第二項、第三項及び附則第七項の規定にかかわらず、これらの者の生活の安定に配慮して財務大臣が別に定める利率によることができる。

23　法附則第十一条の三の規定により国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条に規定する拠出金、介護保険法」とする。

24　法附則第二十条の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六条の規定の適用については、同条第一項第一号中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

25　組合は、当分の間、法第五十五条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。

別紙様式第21号の２の３

（表）

○○共済組合限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
発行機関	所在地			
	組合（保険者） 番号名称及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）［略］

別紙様式第21号の２の３

（表）

○○共済組合限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
発行機関	所在地			
	組合（保険者） 番号名称及び印			

（裏）［同上］

備考

１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　この証は、対象者１人毎に作製すること。
３　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
４　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
５　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
６　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
７　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

備考

１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　この証は、対象者１人毎に作製すること。
３　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
４　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
５　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
６　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

別紙様式第21号の３

（表）

○○共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
適用・減額対象者	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
長期入院該当		令和　年　月　日	組合印	
発行機関	所在地			
	組合（保険者）番号名称及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）［略］

別紙様式第21号の３

（表）

○○共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
適用・減額対象者	氏名			
	生年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
長期入院該当		令和　年　月　日	組合印	
発行機関	所在地			
	組合（保険者）番号名称及び印			

（裏）［同上］

備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2　この証は、対象者１人毎に作製すること。
3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
5　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第３項第６号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
6　健康保険法施行規則第62条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、６記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(廃)」と記載すること
7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
8　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）	（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	［同上］
提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする	提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする
［略］	［同上］
［略］	［同上］
第百十四条の四十二第五項	［同上］
繰下げ待機者	繰下げ待機者
繰下げ待機者（平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定によ	繰下げ待機者（平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定によ

	る旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行っていないものをいう。第百十四条の四十四第二項において同じ。）
退職共済年金	旧職域加算退職給付
又は転居したこと	、転居したこと又は氏名を変更したこと
知事等	地方公共団体情報システム機構
［略］	［略］

（旧職域加算遺族給付の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第十六条の三　旧職域加算遺族給付の受給権者は、その氏名を変更した場合であって第十五条の規定により読み替えて適用するなおその効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第二項の規定による届出書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　連合会は、旧職域加算遺族給付の受給権者が正当な理由がなく、前項に規定する届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで当該受給権者に係る旧職域加算遺族給付の支払を差し止めることができる。

（年金証書の再交付の申請の特例）

第十六条の四　改正前国共済法による職域加算額の受給権者は、その氏名を変更した場合は、第十五条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十第一項の規定による申請書を連合会に提出することができる。

2　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

3　連合会は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［略］

［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	［略］	しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は必要ないものとする

［条を加える。］

	る旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行っていないものをいう。第百十四条の四十四第二項において同じ。）
退職共済年金	旧職域加算退職給付
知事等	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	［同上］	しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は必要ないものとする

［条を加える。］

［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十二第三項	［略］	［略］
第百十四条の四十二第五項	又は転居したこと	、転居したこと又は氏名を変更したこと
	知事等	地方公共団体情報システム機構
［略］	［略］	［略］

2　［略］

（改正前国共済法による年金である給付等の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第十八条の三　改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付（死亡を給付事由とするものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者は、その氏名を変更した場合であって第十八条の規定により読み替えて適用するなおその効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第二項の規定による届出書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　連合会は、改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付の受給権者が正当な理由がなく、前項に規定する届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで当該年金である給付の支払を差し止めることができる。

（年金証書の再交付の申請の特例）

第二十三条の二　改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付の受給権者は、その氏名を変更した場合は、第十八条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十第一項の規定による申請書を連合会に提出することができる。

2　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

3　連合会は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十二第三項及び第五項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一七、〇〇八人		本省	一六、八九四人	
国税庁	五六、三八〇人		国税庁	五五、九八五人	
合計	七三、三八八人		合計	七二、八七九人	

附　則

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、令和六年九月三十日までの間においては、一七、〇二二人とする。

○財務省令第十三号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再保険契約） **第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆六千百九十三億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち三千八百七億円を超える部分の金額から五百九十七億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。	（再保険契約） **第一条の三**　令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆七千八百三十七億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち二千百六十三億円を超える部分の金額から四百三十九億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十三号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項並びに第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第七条第二項第二号及び第八条第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書及び第六条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　［略］ 2　第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二条第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三条第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三条の三、第二十三条の四第一項及び第六項、第二十三条の五、第二十三条の七第三項、第二十三条の八第三項、第二十三条の九、第二十四条、第二十五条、第二十六条の二、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第三十二条の二第一項及び第三項、第三十二条の四第二項並びに第三十六条第十一号の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。 （認定のための選考） **第二十条**　［略］ 2　前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。 一　［略］ 二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの イ　本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学年の末日までに初めて本邦に上陸した者 ロ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって、次のいずれかに該当するもの (1)　本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年の課程又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者 (2)　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第五号から第六号まで又は第百八十三条第二号に該当する者 ハ　大学、大学院若しくは高等専門学校又は専門課程を置く専修学校を卒業又は修了した後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構が認める者	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　［同上］ 2　第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二条第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三条第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三条の三、第二十三条の四第一項、第六項並びに第九項、第二十三条の五、第二十三条の七第三項、第二十三条の八第三項、第二十三条の九、第二十四条、第二十五条、第二十六条の二、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第三十二条の二第一項並びに第三項、第三十二条の四第二項並びに第三十六条の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。 （認定のための選考） **第二十条**　［同上］ 2　前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。 一　［同上］ ［号を加える。］

三　本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構が認める者

四　出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

五　［略］

3　［略］

第二十一条　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十二条　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二　［略］

三　確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ　［略］

ハ　学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ニ～チ　［略］

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一～三　［略］

［号を加える。］

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

三　［同上］

3　［同上］

第二十一条　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この号、次条第二項第三号及び第二十三条第二項第三号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二条　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二　［同上］

三　確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ　［同上］

ハ　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ニ～チ　［同上］

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一～三　［同上］

四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）

次の(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)　多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者　十五万四千五百円未満

(2)　公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（(1)に掲げる者を除く。）　十五万四千六百円未満

(3)　(1)及び(2)に掲げる者以外の者　五万千三百円未満

ロ　［略］

3・4　［略］

5　第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

（認定の申請等）

第二十三条の四　学資支給金の支給を受けようとする者は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2　機構は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に係る選考を行うものとする。

3　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が次の各号のいずれかに該当した場合に給付奨学生認定を行うべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨、次の各号のいずれに該当するか及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

一　当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等に入学した場合

二　当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等以外の学部等に入学した場合

4～6　［略］

7　機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が第三項の規定により通知された場合のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8　［略］

［項を削る。］

四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）

五万一千三百円未満

［(1)を加える。］

［(2)を加える。］

［(3)を加える。］

ロ　［同上］

3・4　［同上］

［項を加える。］

（認定の申請等）

第二十三条の四　学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2　機構は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者（以下この条において「給付奨学生候補者」という。）であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分（令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

4～6　［同上］

7　機構は、前項の規定による届出があった場合であって給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8　［同上］

9　給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一～六　［略］

七　機構が定める日までに第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

八・九　［略］

２　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～六　［略］

七　前項第七号に該当する者　第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。

八・九　［略］

３～５　［略］

（個人番号の提供）

第二十四条　機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（大学院においては、配偶者があるときは、その者及びその配偶者）及びその生計維持者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）の提供を求めるものとする。

２・３　［略］

４　機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

５～７　［略］

（令第一条第四項の文部科学省令で定める者）

第三十四条　令第一条第四項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一～三　［略］

四　選考対象者又は給付奨学生（第二十三条の二第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であって、令第八条の二第四項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上であるとき。

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一～六　［同上］

七　機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

八・九　［同上］

２　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～六　［同上］

七　前項第七号に該当する者　第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。

八・九　［同上］

３～５　［同上］

（個人番号の提供）

第二十四条　機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）の提供を求めるものとする。

２・３　［同上］

４　機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

５～７　［同上］

（令第一条第三項の文部科学省令で定める者）

第三十四条　令第一条第三項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一～三　［同上］

［号を加える。］

２　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる場合　次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）

イ　令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

ロ　令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　前項第四号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ　令第八条の二第四項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合　十五万四千五百円

ロ　令第八条の二第四項本文に規定する方法によって算定した額が十五万四千五百円以上である場合　十五万四千六百円

附　則

（業務の特例に関する経過措置）

第四条　［略］

２　機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場合における第一条の四、第十七条及び第二十五条の規定の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給並びに法附則第十四条第一項に規定する学資の貸与に係る業務」と、第十七条第一号中「法第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）」とあるのは「法第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）及び法附則第十四条第一項の第一種学資貸与金」と、第二十五条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金（法附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）」とする。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」	**第二条**　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」

２　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

一　令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

附　則

（業務の特例に関する経過措置）

第四条　［同上］

２　機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場合における第一条の四、第十七条及び第二十五条の規定の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給並びに法附則第十四条第一項に規定する学資の貸与に係る業務」と、第十七条第一号中「法第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）」とあるのは「法第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）及び法附則第十四条第一項の第一種学資金」と、第二十五条第一項中「学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）」とあるのは「学資貸与金（法附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。以下単に「学資貸与金」という。）」とする。

改正後	改正前
第二条　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」	**第二条**　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」

という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二～四　［略］

2～4　［略］

第三条　法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［略］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ　大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零以上であること。

ロ　大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、⑴に掲げる資産の合計額から⑵に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零以上であること。

⑴・⑵　［略］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が次の⑴又は⑵に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める割合以上であること。

⑴　大学及び高等専門学校　八割

⑵　専門学校　五割

（大学等の確認要件の特例）

第四条　［略］

2・3　［略］

4　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一　直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

二　前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二～四　［同上］

2～4　［同上］

第三条　法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［同上］

二　次のいずれにも該当するものでないこと。

イ　大学等の設置者の直前三年のいずれの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類においても、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零を下回ること。

ロ　大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、⑴に掲げる資産の合計額から⑵に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零を下回ること。

⑴・⑵　［同上］

ハ　直近三年度のいずれにおいても、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が八割未満であること。

［⑴を加える。］

［⑵を加える。］

（大学等の確認要件の特例）

第四条　［同上］

2・3　［同上］

［項を加える。］

5　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項各号に掲げる者（以下「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

（確認の申請等）

第五条　大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

2・3　［略］

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条　［略］

2　［略］

3　授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一　［略］

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次のいずれにも該当するもの

イ　本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学年の末日までに初めて本邦に上陸した者

ロ　本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者

(2)　学校教育法施行規則第百五十条第五号から第六号まで又は第百八十三条第二号に該当する者

ハ　大学等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると学校の長が認めた者

三　本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

四　出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

五　［略］

第十条　［略］

一～九　［略］

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

［項を加える。］

（確認の申請等）

第五条　大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、同項各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

2・3　［同上］

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条　［同上］

2　［同上］

3　授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一　［同上］

［号を加える。］

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

三　［同上］

第十条　［同上］

一～九　［同上］

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）

(1)　次の⑴又は⑵に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める額

多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者

十五万四千五百円未満

⑴に掲げる者以外の者　五万千三百円未満

(2)　ロ　［略］

3・4　［略］

5　第二項第三号イ⑴の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

6　第二項第三号イ⑴の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（認定の申請等）

第十一条　［略］

2～7　［略］

［項を削る。］

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一～六　［略］

七　公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。

八～十　［略］

2　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～五　［略］

三　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）

五万一千三百円未満

⑴を加える。］

⑵を加える。］

ロ　［同上］

3・4　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（認定の申請等）

第十一条　［同上］

2～7　［同上］

8　授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、その在学する確認大学等の定める日までに、授業料減免に係る継続願（第十八条第一項第六号及び同条第二項第六号において「減免継続願」という。）を当該確認大学等に提出するものとする。

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一～六　［同上］

七　第十一条第八項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

八～十　［同上］

2　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～五　［同上］

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき又は公示対象学部に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

七　前項第七号に該当する者　公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

八～十　［略］

3～5　（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二・三　［略］

四　選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であって、施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

2　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる場合　次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（施行令第二条第二項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

イ　施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

ロ　施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　前項第四号に掲げる場合　五万千二百円

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

七　前項第七号に該当する者　減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

八～十　［同上］

3～5　［同上］

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合

二・三　［同上］

［号を加える。］

2　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

一　施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号

年　月　日

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕　〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第７条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 （いずれかに○を付すこと）	（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

□　更新確認申請書の提出
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

□　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第７条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第１号			
第２号の１			
第２号の２			
第２号の３			
第２号の４			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

□　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》

□　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

□　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

□　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

□　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

□　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

（添付書類）経営要件を満たすことを示す資料

学校コード		学校名	
設置者名			

Ⅰ．①直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)－(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請２年度前の決算	円	円	円
申請３年度前の決算	円	円	円

Ⅰ．②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)－(D)
申請前年度の決算	円	円	円

Ⅱ．申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)／(E)
今年度（申請年度）	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ．申請校の直近３年度の全ての収容定員充足率が８割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度（申請年度）５月１日時点の状況について
（Ａ）又は（Ｂ）のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況（Ａ）学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数＋就職者数(H)	進学・就職率(H)／(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況（Ｂ）学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者＋就職希望者(I)	進学者数＋就職者数(J)	進学・就職率(J)／(I)
申請前年度の状況	人	人	%

（Ⅰ．②の補足資料）「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二号の四―①を次のように改める。

様式第２号の４－①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の４－②を用いること。

学校名	
設置者名	

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

２．事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：　　対象年度：　　）
公表方法：
中長期計画（名称：　　対象年度：　　）
公表方法：

３．教育活動に係る情報

（１）自己点検・評価の結果

公表方法：

（２）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：

（３）学校教育法施行規則第172条の２第１項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法：　　）
（概要）
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：　　）
（概要）
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：　　）
（概要）
入学者の受入れに関する方針（公表方法：　　）
（概要）

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
－	人	－					人
	－	人	人	人	人	人	人
	－	人	人	人	人	人	人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
人	人	人

各教員の有する学位及び業績（教員データベース等）	公表方法：

c. ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員（a）	入学者数（b）	b/a	収容定員（c）	在学生数（d）	d/c	編入学定員	編入学者数
	人	人	%	人	人	%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	人	人	%	人	人	%	人	人

（備考）

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
	人（100%）	人（　%）	人（　%）	人（　%）
	人（100%）	人（　%）	人（　%）	人（　%）
合計	人（100%）	人（　%）	人（　%）	人（　%）

（主な進学先・就職先）（任意記載事項）

（備考）

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 （100%）	人 （　%）	人 （　%）	人 （　%）	人 （　%）
	人 （100%）	人 （　%）	人 （　%）	人 （　%）	人 （　%）
合計	人 （100%）	人 （　%）	人 （　%）	人 （　%）	人 （　%）
（備考）					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	ＧＰＡ制度の採用（任意記載事項）	履修単位の登録上限（任意記載事項）
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
ＧＰＡの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報（任意記載事項）		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料（年間）	入学金	その他	備考（任意記載事項）
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要）
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要）
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要）

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学 等）	
設置者名（学校法人○○学園 等）	

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	第Ⅳ区分	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号、第４号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の５割以下（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	人	人	人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
３月以上の停学	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第二号の四―②別紙を次のように改める。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学 等）	
設置者名（学校法人○○学園 等）	

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	第Ⅳ区分	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号、第４号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	人	人	人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
３月以上の停学	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（令和六年度における適格認定における収入額・資産額等の判定の特例）

２　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の八第一項の規定による令和六年度における学資支給金の額の変更については、同項中「十月」とあるのは、「四月及び十月」とする。

３　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十四条第一項の規定による令和六年度における授業料減免のの額の変更については、同項中「十月」とあるのは、「四月及び十月」とする。

○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局等	第一節　内部部局等
第一款　大臣官房（第一条―第十四条）	第一款　大臣官房（第一条―第十四条）
第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の三）	第二款　総合教育政策局（第十五条―第二十一条の二）
第三款　初等中等教育局（第二十二条―第三十四条）	第三款　初等中等教育局（第二十二条―第三十四条）
第四款　高等教育局（第三十五条―第四十五条）	第四款　高等教育局（第三十五条―第四十五条）
第五款　科学技術・学術政策局（第四十六条―第五十二条）	第五款　科学技術・学術政策局（第四十六条―第五十二条）
第六款　研究振興局（第五十三条―第六十二条）	第六款　研究振興局（第五十三条―第六十二条）
第七款　研究開発局（第六十三条―第六十九条の二）	第七款　研究開発局（第六十三条―第六十九条の二）
第八款　国際統括官（第七十条）	第八款　国際統括官（第七十条）
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
第一款　国立教育政策研究所（第七十一条）	第一款　国立教育政策研究所（第七十一条）
第二款　科学技術・学術政策研究所（第七十二条）	第二款　科学技術・学術政策研究所（第七十二条）
第二章　外局	第二章　外局
第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）	第一節　スポーツ庁（第七十三条―第七十八条）
第二節　文化庁（第七十九条―第八十六条）	第二節　文化庁（第七十九条―第八十六条）
第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）	第三章　文部科学省顧問、文部科学省参与及び学術顧問（第八十七条）
第四章　雑則（第八十八条）	第四章　雑則（第八十八条）
附則	附則
（総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班）	（総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
2～9　［略］	2～9　［同上］
10　第二予算班は、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、地震調査研究推進本部及び火山調査研究推進本部の予算に関する第八項各号に掲げる事務（第三予算班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	10　第二予算班は、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策研究所、日本学士院及び地震調査研究推進本部の予算に関する第八項各号に掲げる事務（第三予算班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
11～21　［略］	11～21　［同上］
［条を削る。］	（企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官） **第十六条**　調査企画課に、企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官それぞれ一人を置く。

（教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官）

第十六条　［略］

２　［略］

３　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

４～６　［略］

第十七条～第二十条　［略］

（日本語教育機関室並びに日本語教育調査官、地域日本語教育調整専門官、日本語教師養成専門官、登録日本語教員養成専門官及び日本語教育評価専門官）

第二十一条　日本語教育課に、日本語教育機関室並びに日本語教育調査官、地域日本語教育調整専門官、日本語教師養成専門官、登録日本語教員養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

２　日本語教育機関室は、日本語教育機関の認定（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。第八項において「日本語教育機関認定法」という。）第二条第一項の認定をいう。第四項において同じ。）に関する事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　日本語教育機関室に、室長及び日本語教育調査官一人を置く。

４　前項の日本語教育調査官は、日本語教育機関の認定に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

５　第一項の日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに高等教育局並びに国際教育課並びに日本語教育機関室並びに地域日本語教育調整専門官、日本語教師養成専門官、登録日本語教員養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

６　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに高等教育局並びに国際教育課及び日本語教育機関室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

７　日本語教師養成専門官は、日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。）の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（登録日本語教員養成専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

２　企画官は、命を受けて、児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する重要事項についての企画及び立案（初等中等教育局及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に参画する。

３　分析調査官は、教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する専門的事項についての分析及びその結果を利用に供することに当たる。

４　国際教育統計専門官は、国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

５　外国調査官は、外国の教育事情に関する調査及び研究に当たる。

（教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官）

第十七条　［同上］

２　［同上］

３　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員養成カリキュラム開発専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。

４　教員養成カリキュラム開発専門官は、大学並びに教員養成機関及び養護教諭養成機関における教員養成カリキュラムの開発に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（教員養成企画専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

５～７　［同上］

第十八条～第二十一条　［同上］

［条を加える。］

8　登録日本語教員養成専門官は、登録日本語教員（日本語教育機関認定法第十八条第一項に規定する登録日本語教員をいう。）の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

9　日本語教育評価専門官は、外国人に対する日本語教育の評価に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育機関室及び地域日本語教育調整専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官）

第二十一条の二　総合教育政策局に、企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　分析調査官は、参事官のつかさどる職務のうち教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する専門的事項についての分析及びその結果を利用に供することに関するものを助ける。

4　国際教育統計専門官は、参事官のつかさどる職務のうち国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

5　外国調査官は、参事官のつかさどる職務のうち外国の教育事情に関する調査及び研究に関するものを助ける。

第二十一条の三　［略］

（教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　［略］

2・3　［略］

4　情報教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

四　学校教育における視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）に関すること（学校情報基盤・教材課の所掌に属するものを除く。）。

五・六　［略］

5～15　［略］

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、いじめ・自殺等対策専門官三人並びに不登校対策専門官及び児童虐待防止対策専門官それぞれ一人を置く。

4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（総合教育政策局、特別支援教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官、不登校対策専門官及び児童虐待防止対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　［略］

6　不登校対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における不登校児童生徒（学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校を欠席していると認められる児童又は生徒をいう。）に関する対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

［条を加える。］

第二十一条の二　［同上］

（教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　［同上］

2・3　［同上］

4　情報教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［同上］

四　学校教育における視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）に関すること（修学支援・教材課の所掌に属するものを除く。）。

五・六　［同上］

5～15　［同上］

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

3　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、いじめ・自殺等対策専門官三人及び児童虐待防止対策専門官一人を置く。

4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（総合教育政策局、特別支援教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官及び児童虐待防止対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　［同上］

［項を加える。］

7　児童虐待防止対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）の防止のための対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

8　［略］

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

第二十八条　特別支援教育課に、特別支援教育企画官一人、特別支援教育調査官七人及び医療的ケア対策専門官一人を置く。

2～4　［略］

第二十九条　削除

（教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官及び教科書検定調整専門官）

第三十条　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官及び教科書検定調整専門官それぞれ一人を置く。

2～5　［略］

［項を削る。］

（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［略］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

4～6　［略］

（私学共済室）

第四十二条　［略］

2　［略］

3　私学共済室に、室長及び共済調査官一人を置く。

4　［略］

［項を削る。］

6　児童虐待防止対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）の防止のための対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（総合教育政策局、特別支援教育課及び生徒指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［同上］

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

第二十八条　特別支援教育課に、特別支援教育企画官一人、特別支援教育調査官八人及び医療的ケア対策専門官一人を置く。

2～4　［同上］

（高校修学支援室）

第二十九条　修学支援・教材課に、高校修学支援室を置く。

2　高校修学支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関すること。

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

3　高校修学支援室に、室長を置く。

（教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官）

第三十条　教科書課に、教科書企画官、教科書制度改革専門官、訟務専門官、教科書検定調整専門官及び教科書情報専門官それぞれ一人を置く。

2～5　［同上］

6　教科書情報専門官は、教科用図書に係る情報の提供その他の専門的事項についての処理に当たる。

（産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、産業教育振興企画官一人、産業教育調査官一人及び教科調査官七人を置く。

2　［同上］

［項を加える。］

3～5　［同上］

（私学共済室）

第四十二条　［同上］

2　［同上］

3　私学共済室に、室長並びに共済調査官及び情報連携推進専門官それぞれ一人を置く。

4　［同上］

5　情報連携推進専門官は、私立学校教職員の共済制度に関する個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の利用による情報の照会及び提供に係る専門的事項についての指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

（企画室）

第五十八条　学術研究推進課に、企画室を置く。

２・３　［略］

［項を削る。］

（地震火山室並びに地震調査管理官、火山調査管理官、防災科学技術調整官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官）

第六十五条　地震火山防災研究課に、地震火山室並びに地震調査管理官、火山調査管理官、防災科学技術調整官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

２　地震火山室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地震及び火山に関する調査研究に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地震調査管理官、火山調査管理官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

二　地震及び火山に関する調査研究に関する計画の作成及び推進に関すること（地震調査管理官、火山調査管理官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

三　地震及び火山に関する調査研究に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地震調査管理官、火山調査管理官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

四　基盤的研究開発に関する事務のうち地震及び火山に関する調査研究に係るものに関すること。

五　科学技術・学術審議会測地学分科会の庶務に関すること（測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

３　地震火山室に、室長並びに調査研究企画官一人及び専門調査官十二人を置く。

［項を削る。］

４　調査研究企画官及び専門調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

５　調査研究企画官は、命を受けて、地震火山室の所掌事務のうち特定事項についての企画及び立案に関するものに参画する。

６　専門調査官は、命を受けて、地震火山室の所掌事務のうち専門的事項についての調査並びに企画及び立案に関するものに参画する。

７　地震調査管理官は、命を受けて、地震に関する調査研究結果その他の情報の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

８　火山調査管理官は、命を受けて、火山に関する調査研究結果その他の情報の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

９　防災科学技術調整官は、命を受けて、防災科学技術に関する研究開発に係る重要事項についての調整に当たる。

（企画室及び評価専門官）

第五十八条　学術研究推進課に、企画室及び評価専門官一人を置く。

２・３　［同上］

４　評価専門官は、科学研究費補助金に係る評価に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（防災科学技術推進室並びに地震調査研究企画官、地震調査管理官、防災研究地域連携推進官、地震火山専門官及び専門調査官）

第六十五条　地震・防災研究課に、防災科学技術推進室並びに地震調査研究企画官一人、地震調査管理官一人、防災研究地域連携推進官一人、地震火山専門官一人及び専門調査官七人を置く。

２　地震調査研究企画官及び専門調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

３　防災科学技術推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防災科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　防災科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　防災科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　基盤的研究開発に関する事務のうち防災科学技術に係るものに関すること。

五　国立研究開発法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

４　防災科学技術推進室に、室長及び防災研究調整官一人を置く。

５　防災研究調整官は、命を受けて、防災科学技術に関する研究開発に係る重要事項についての調整に当たる。

［項を加える。］

６　地震調査研究企画官は、命を受けて、地震・防災研究課の所掌事務のうち特定事項についての企画及び立案に関するものに参画する。

［項を加える。］

７　地震調査管理官は、命を受けて、地震に関する調査研究結果その他の情報の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

［項を加える。］

10　防災研究地域連携推進官は、地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発の成果の普及に関する地域社会との連携の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

11　測地学専門官は、地震及び火山に関する学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

［項を削る。］

（国際戦略企画官及びユネスコ協力官）

第七十条　本省に、国際戦略企画官及びユネスコ協力官それぞれ一人を置く。

2　［略］

3　ユネスコ協力官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業への我が国の参加及び協力に関するものを助ける。

［項を削る。］

（企画官並びに感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館運営推進調査官）

第八十条　［略］

2～6　［略］

第八十二条　削除

8　防災研究地域連携推進官は、地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発の成果の普及に関する地域社会との連携の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

9　地震火山専門官は、地震及び火山噴火に関する学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

10　専門調査官は、命を受けて、地震・防災研究課の所掌事務のうち専門的事項についての調査並びに企画及び立案に関するものに参画する。

（国際戦略企画官、ユネスコ協力官及びユネスコ調査官）

第七十条　本省に、国際戦略企画官、ユネスコ協力官及びユネスコ調査官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

3　ユネスコ協力官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業への我が国の参加及び協力に関するもの（ユネスコ調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

4　ユネスコ調査官は、国際統括官のつかさどる職務のうち国際連合教育科学文化機関が実施する事業に関する専門的事項についての調査に関するものを助ける。

（企画官並びに感染症対策専門官、美術品補償調査官、アイヌ文化振興調査官及び国立アイヌ民族博物館設立推進調査官）

第八十条　［同上］

2～6　［同上］

（地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官）

第八十二条　国語課に、地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

2　地域日本語教育推進室は、地域における外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局並びに日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地域日本語教育推進室に、室長及び地域日本語教育調整専門官一人を置く。

4　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局並びに日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　日本語教育推進室は、日本語教育機関における外国人に対する日本語教育及び日本語教師の資格に関する仕組みに関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　日本語教育推進室に、室長並びに日本語教育調査官及び日本語教師養成研修専門官それぞれ一人を置く。

7　前項の日本語教育調査官は、日本語教育機関における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

8　日本語教師養成研修専門官は、日本語教師の資格に関する仕組みに関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（宗教法人行政室）

第八十五条　宗務課に、宗教法人行政室を置く。

2　宗教法人行政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宗教法人に対する報告及び質問（宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第七十八条の二第一項に規定する報告及び質問をいう。）並びに宗教法人についての解散命令の請求（同法第八十一条第一項の規定による請求をいう。）に関すること。

二　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に係る争訟に関すること。

三　都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言（第一号に係るものに限る。）を行うこと。

四　宗教法人審議会の庶務に関すること。

3　宗教法人行政室に、室長及び訟務専門官一人を置く。

4　訟務専門官は、宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に係る争訟に関する専門的事項についての処理に当たる。

附　則

［条を削る。］

第五条～第九条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は令和六年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区　分	定　員	備　考
本　省	一、八〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

改　正　前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区　分	定　員	備　考
本　省	一、七五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

9　第一項の日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局、地域日本語教育推進室及び日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

10　日本語教師養成専門官は、日本語教師の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

11　日本語教育評価専門官は、日本語教育の評価に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語教育推進室の所掌に属するものを除く。）に当たる。

第八十五条　削除

附　則

（高等教育局私学部私学行政課私学共済室情報連携推進専門官の設置期間の特例）

第五条　第四十二条第三項の情報連携推進専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第六条～第十条　［同上］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

スポーツ庁	一一一人	
文化庁	二八九人	
合計	二、二〇一人	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十九条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）	（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）
第二十九条　［略］	**第二十九条**　［同上］
2　法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が二千億円に達しない事業年度にあっては、発売総額に一からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の百分の十一に相当する金額に百五十億円を加えた金額のいずれか少ない金額（以下「特例限度額」という。）とする。	2　法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が二千億円に達しない事業年度にあっては、発売総額に一からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の百分の十に相当する金額に百億円を加えた金額のいずれか少ない金額（以下「特例限度額」という。）とする。
3・4　［略］	3・4　［同上］
附　則	**附　則**
［条を削る。］	（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限の特例）
	第五条　センターの令和三事業年度から令和五事業年度までの各事業年度における第二十九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十二」と、「百億円」とあるのは「百五十五億円」とする。
	2　第二十九条第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、発売総額が千二百億円に達せず、かつ、センターの法第二十五条の規定に基づく長期借入金のうち令和二事業年度の長期借入金の償還を行う事業年度における法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、第二十九条第二項の規定により算出される特例限度額に令和二事業年度における長期借入金の借入れに係る債務の償還額及び利息の支払額を加えた金額とする。
第五条～第十一条　［略］	**第六条～第十二条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

スポーツ庁	一一〇人	
文化庁	三〇〇人	
合計	二、一六二人	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○

▷

○

○文部科学省令第十七号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教育課程調査官） **第三十八条**　研究開発部に、教育課程調査官三十五人を置く。 ２　［略］ （学力調査官） **第三十九条**　研究開発部に、学力調査官十一人を置く。 ２・３　［略］ （総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十二人とする。	（教育課程調査官） **第三十八条**　研究開発部に、教育課程調査官三十六人を置く。 ２　［同上］ （学力調査官） **第三十九条**　研究開発部に、学力調査官十二人を置く。 ２・３　［同上］ （総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十四人とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行に伴い、並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第五条第一項第八号及び第七条第一項第四号の規定に基づき、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第一条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第八条　法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。 一　（略） 二　乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。）及び乳製品（同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ（プロセスチーズに限る。）、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。）	**第八条**　法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。 一　（略） 二　乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。）及び乳製品（同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ（プロセスチーズに限る。）、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。）

第六十六条の九　令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令第二条第十三項に規定する乳製品（同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇％未満を含むものとする。

第六十七条　法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　施設の構造及び設備を示す図面（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水（以下別表第十七及び別表第十九において「飲用に適する水」という。）を使用する場合にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを含む。）

六・七　（略）

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）

第二条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
乳及び乳製品の成分規格等に関する命令	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
第一条　乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合並びに法第十三条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準の要領については、この命令の定めるところによる。ただし、組換えＤＮＡ技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下「動物用医薬品」という。）をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）の量の限度に係る成分規格並びに添加物の成分規格及び製造等の方法の基準については、この命令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の定めるところによる。	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 **第一条**　乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合並びに法第十三条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準の要領については、この省令の定めるところによる。ただし、組換えＤＮＡ技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下「動物用医薬品」という。）をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）の量の限度に係る成分規格並びに添加物の成分規格及び製造等の方法の基準については、この省令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の定めるところによる。

第六十六条の九　令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十三項に規定する乳製品（同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇％未満を含むものとする。

第六十七条　法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　施設の構造及び設備を示す図面（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水（以下別表第十七及び別表第十九において「飲用に適する水」という。）を使用する場合にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを含む。）

六・七　（略）

第二条　この命令において「乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳をいう。

2　この命令において「生乳」とは、搾取したままの牛の乳をいう。

3　この命令において「牛乳」とは、直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）する牛の乳をいう。

4　この命令において「特別牛乳」とは、牛乳であつて特別牛乳として販売するものをいう。

5　この命令において「生山羊乳」とは、搾取したままの山羊乳をいう。

6　この命令において「殺菌山羊乳」とは、直接飲用に供する目的で販売する山羊乳をいう。

7　この命令において「生めん羊乳」とは、搾取したままのめん羊乳をいう。

8　この命令において「生水牛乳」とは、搾取したままの水牛乳をいう。

9　この命令において「成分調整牛乳」とは、生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。

10　この命令において「低脂肪牛乳」とは、成分調整牛乳であつて、乳脂肪分を除去したもののうち、無脂肪牛乳以外のものをいう。

11　この命令において「無脂肪牛乳」とは、成分調整牛乳であつて、ほとんどすべての乳脂肪分を除去したものをいう。

12　この命令において「加工乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、発酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。

13　この命令において「乳製品」とは、クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂乳固形分三・〇％以上を含むものに限る。）及び乳飲料をいう。

14　この命令において「クリーム」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したものをいう。

15　この命令において「バター」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から得られた脂肪粒を練圧したものをいう。

16　この命令において「バターオイル」とは、バター又はクリームからほとんどすべての乳脂肪以外の成分を除去したものをいう。

17　この命令において「チーズ」とは、ナチユラルチーズ及びプロセスチーズをいう。

18　この命令において「ナチユラルチーズ」とは、次のものをいう。

一・二　（略）

19　この命令において「プロセスチーズ」とは、ナチユラルチーズを粉砕し、加熱溶融し、乳化したものをいう。

20　この命令において「濃縮ホエイ」とは、乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清を濃縮し、固形状にしたものをいう。

第二条　この省令において「乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳をいう。

2　この省令において「生乳」とは、搾取したままの牛の乳をいう。

3　この省令において「牛乳」とは、直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）する牛の乳をいう。

4　この省令において「特別牛乳」とは、牛乳であつて特別牛乳として販売するものをいう。

5　この省令において「生山羊乳」とは、搾取したままの山羊乳をいう。

6　この省令において「殺菌山羊乳」とは、直接飲用に供する目的で販売する山羊乳をいう。

7　この省令において「生めん羊乳」とは、搾取したままのめん羊乳をいう。

8　この省令において「生水牛乳」とは、搾取したままの水牛乳をいう。

9　この省令において「成分調整牛乳」とは、生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。

10　この省令において「低脂肪牛乳」とは、成分調整牛乳であつて、乳脂肪分を除去したもののうち、無脂肪牛乳以外のものをいう。

11　この省令において「無脂肪牛乳」とは、成分調整牛乳であつて、ほとんどすべての乳脂肪分を除去したものをいう。

12　この省令において「加工乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、発酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。

13　この省令において「乳製品」とは、クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂乳固形分三・〇％以上を含むものに限る。）及び乳飲料をいう。

14　この省令において「クリーム」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したものをいう。

15　この省令において「バター」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から得られた脂肪粒を練圧したものをいう。

16　この省令において「バターオイル」とは、バター又はクリームからほとんどすべての乳脂肪以外の成分を除去したものをいう。

17　この省令において「チーズ」とは、ナチユラルチーズ及びプロセスチーズをいう。

18　この省令において「ナチユラルチーズ」とは、次のものをいう。

一・二　（略）

19　この省令において「プロセスチーズ」とは、ナチユラルチーズを粉砕し、加熱溶融し、乳化したものをいう。

20　この省令において「濃縮ホエイ」とは、乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清を濃縮し、固形状にしたものをいう。

21　この命令において「アイスクリーム類」とは、乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであつて、乳固形分三・〇％以上を含むもの（発酵乳を除く。）をいう。

22　この命令において「アイスクリーム」とは、アイスクリーム類であつてアイスクリームとして販売するものをいう。

23　この命令において「アイスミルク」とは、アイスクリーム類であつてアイスミルクとして販売するものをいう。

24　この命令において「ラクトアイス」とは、アイスクリーム類であつてラクトアイスとして販売するものをいう。

25　この命令において「濃縮乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳を濃縮したものをいう。

26　この命令において「脱脂濃縮乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から乳脂肪分を除去したものを濃縮したものをいう。

27　この命令において「無糖練乳」とは、濃縮乳であつて直接飲用に供する目的で販売するものをいう。

28　この命令において「無糖脱脂練乳」とは、脱脂濃縮乳であつて直接飲用に供する目的で販売するものをいう。

29　この命令において「加糖練乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳にしょ糖を加えて濃縮したものをいう。

30　この命令において「加糖脱脂練乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳の乳脂肪分を除去したものにしょ糖を加えて濃縮したものをいう。

31　この命令において「全粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

32　この命令において「脱脂粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳の乳脂肪分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

33　この命令において「クリームパウダー」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳の乳脂肪分以外の成分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

34　この命令において「ホエイパウダー」とは、乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清からほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

35　この命令において「たんぱく質濃縮ホエイパウダー」とは、乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清の乳糖を除去したものからほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

36　この命令において「バターミルクパウダー」とは、バターミルクからほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

37　この命令において「加糖粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳にしょ糖を加えてほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたもの又は全粉乳にしょ糖を加えたものをいう。

38　この命令において「調製粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。

21　この省令において「アイスクリーム類」とは、乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたものであつて、乳固形分三・〇％以上を含むもの（発酵乳を除く。）をいう。

22　この省令において「アイスクリーム」とは、アイスクリーム類であつてアイスクリームとして販売するものをいう。

23　この省令において「アイスミルク」とは、アイスクリーム類であつてアイスミルクとして販売するものをいう。

24　この省令において「ラクトアイス」とは、アイスクリーム類であつてラクトアイスとして販売するものをいう。

25　この省令において「濃縮乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳を濃縮したものをいう。

26　この省令において「脱脂濃縮乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から乳脂肪分を除去したものを濃縮したものをいう。

27　この省令において「無糖練乳」とは、濃縮乳であつて直接飲用に供する目的で販売するものをいう。

28　この省令において「無糖脱脂練乳」とは、脱脂濃縮乳であつて直接飲用に供する目的で販売するものをいう。

29　この省令において「加糖練乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳にしょ糖を加えて濃縮したものをいう。

30　この省令において「加糖脱脂練乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳の乳脂肪分を除去したものにしょ糖を加えて濃縮したものをいう。

31　この省令において「全粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳からほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

32　この省令において「脱脂粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳の乳脂肪分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

33　この省令において「クリームパウダー」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳の乳脂肪分以外の成分を除去したものからほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

34　この省令において「ホエイパウダー」とは、乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清からほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

35　この省令において「たんぱく質濃縮ホエイパウダー」とは、乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清の乳糖を除去したものからほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

36　この省令において「バターミルクパウダー」とは、バターミルクからほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。

37　この省令において「加糖粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳にしょ糖を加えてほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたもの又は全粉乳にしょ糖を加えたものをいう。

38　この省令において「調製粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。

39　この命令において「調製液状乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものをいう。

40　この命令において「発酵乳」とは、乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。

41　この命令において「乳酸菌飲料」とは、乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（発酵乳を除く。）をいう。

42　この命令において「乳飲料」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料であって、第二項から第十二項まで及び第十四項から前項までに掲げるもの以外のものをいう。

別表

一　（略）

二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準

㈠　乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準

(1)　乳等は、抗生物質、化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質及び内閣総理大臣が定める放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

1　当該物質が、法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として内閣総理大臣が定める添加物と同一である場合

2・3　（略）

(2)～(5)　（略）

㈡～㈣　（略）

㈤　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1)～(3)　（略）

(4)　無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳にあつては他物（次の表の上欄の区分に従い、同表中欄に掲げる添加物で同表下欄に定める量を超えずに使用されるもの並びに加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳に使用されるしょ糖並びに脱脂粉乳中のたんぱく質量の調整のために使用される乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものを除く。）を使用しないこと。ただし、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けた添加物については、この限りでない。

（表略）

(5)　調製粉乳及び調製液状乳にあつては乳（生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。）又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。

(6)～(12)　（略）

㈥・㈦　（略）

39　この省令において「調製液状乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものをいう。

40　この省令において「発酵乳」とは、乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。

41　この省令において「乳酸菌飲料」とは、乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（発酵乳を除く。）をいう。

42　この省令において「乳飲料」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料であって、第二項から第十二項まで及び第十四項から前項までに掲げるもの以外のものをいう。

別表

一　（略）

二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準

㈠　乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準

(1)　乳等は、抗生物質、化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質及び厚生労働大臣が定める放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

1　当該物質が、法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合

2・3　（略）

(2)～(5)　（略）

㈡～㈣　（略）

㈤　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1)～(3)　（略）

(4)　無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳にあつては他物（次の表の上欄の区分に従い、同表中欄に掲げる添加物で同表下欄に定める量を超えずに使用されるもの並びに加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳に使用されるしょ糖並びに脱脂粉乳中のたんぱく質量の調整のために使用される乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものを除く。）を使用しないこと。ただし、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けた添加物については、この限りでない。

（表略）

(5)　調製粉乳及び調製液状乳にあつては乳（生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。）又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。

(6)～(12)　（略）

㈥・㈦　（略）

（水道法施行規則の一部改正）

第三条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第一条第二項の国土交通省令で定める目的） **第一条**　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。 （認可申請書の添付書類等） **第一条の三**　法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。 （事業計画書の記載事項） **第二条**　法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） （工事設計書に記載すべき水質試験の結果） **第三条**　（略） ２　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。 （工事設計書の記載事項） **第四条**　法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （事業の変更の認可を要しない軽微な変更） **第七条の二**　法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一～三　（略） （変更認可申請書の添付書類等） **第八条**　第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。	（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的） **第一条**　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。 （認可申請書の添付書類等） **第一条の三**　法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。 （事業計画書の記載事項） **第二条**　法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） （工事設計書に記載すべき水質試験の結果） **第三条**　（略） ２　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 （工事設計書の記載事項） **第四条**　法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （事業の変更の認可を要しない軽微な変更） **第七条の二**　法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一～三　（略） （変更認可申請書の添付書類等） **第八条**　第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

２　第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

３　第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

（事業の変更の届出）

第八条の二　法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（事業の休廃止の許可の申請）

第八条の三　法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２・３　（略）

（事業の休廃止の許可の基準）

第八条の四　国土交通大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

（布設工事監督者の資格）

第九条　令第五条第一項第八号の規定により同項第一号から第七号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一　令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

二　外国の学校において、令第五条第一項第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

２　第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

３　第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

（事業の変更の届出）

第八条の二　法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（事業の休廃止の許可の申請）

第八条の三　法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２・３　（略）

（事業の休廃止の許可の基準）

第八条の四　厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

（布設工事監督者の資格）

第九条　令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一　令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

2　簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道については、前項第一号中「二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（給水開始前の水質検査）

第十条　（略）

2　前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水装置の軽微な変更）

第十三条　法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（水道技術管理者の資格）

第十四条　令第七条第一項第四号の規定により同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一　令第五条第一項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業及び一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は一

（新設）

（新設）

（給水開始前の水質検査）

第十条　（略）

2　前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水装置の軽微な変更）

第十三条　法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（水道技術管理者の資格）

第十四条　令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一　令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇

日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道（以下この条において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第五号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　外国の学校において、令第七条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

四　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道等の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五　建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年（簡易水道等の場合は、一年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（登録）

第十四条の二　（略）

2　前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

（登録基準）

第十四条の四　国土交通大臣及び環境大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（実施義務）

第十四条の六　（略）

2　登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

第十四条の七　登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第十四条の八　登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～八　（略）

月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

（新設）

（新設）

（登録）

第十四条の二　（略）

2　前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

（登録基準）

第十四条の四　厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（実施義務）

第十四条の六　（略）

2　登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

第十四条の七　登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第十四条の八　登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～八　（略）

（業務の休廃止）

第十四条の九　登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一・二　（略）

（適合命令）

第十四条の十一　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十四条の十二　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十四条の十三　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五　（略）

（報告の徴収）

第十四条の十五　国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

第十四条の十六　国土交通大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一～四　（略）

（定期及び臨時の水質検査）

第十五条　（略）

２　（略）

３　第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

４～８　（略）

（登録の申請）

第十五条の二　法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～九　（略）

（業務の休廃止）

第十四条の九　登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一・二　（略）

（適合命令）

第十四条の十一　厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十四条の十二　厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十四条の十三　厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～五　（略）

（報告の徴収）

第十四条の十五　厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

第十四条の十六　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一～四　（略）

（定期及び臨時の水質検査）

第十五条　（略）

２　（略）

３　第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

４～８　（略）

（登録の申請）

第十五条の二　法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～九　（略）

（登録の更新）

第十五条の三　法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（検査の方法）

第十五条の四　法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法により行うこと。

二～七　（略）

（変更の届出）

第十五条の五　法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

２　（略）

（水質検査業務規程）

第十五条の六　法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

２　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八　法第二十条の十第二項第三号の国土交通省令・環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の九　法第二十条の十第二項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一・二　（略）

（帳簿の備付け）

第十五条の十　（略）

２　法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。

一～十一　（略）

（登録の更新）

第十五条の三　法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（検査の方法）

第十五条の四　法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二～七　（略）

（変更の届出）

第十五条の五　法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　（略）

（水質検査業務規程）

第十五条の六　法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

２　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八　法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の九　法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一・二　（略）

（帳簿の備付け）

第十五条の十　（略）

２　法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一～十一　（略）

（衛生上必要な措置）

第十七条　（略）

２　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。

（水道施設の維持及び修繕）

第十七条の二　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

２・３　（略）

（委託契約書の記載事項）

第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

（業務の委託の届出）

第十七条の七　法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

（水道施設運営権の設定の許可の申請）

第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する国土交通省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（水道施設運営等事業実施計画書）

第十七条の十　法第二十四条の五第三項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（国土交通省令で定める機械器具）

第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

（国土交通省令で定める者）

第二十条の二　法第二十五条の三第一項第三号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一～三　（略）

（衛生上必要な措置）

第十七条　（略）

２　前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

（水道施設の維持及び修繕）

第十七条の二　法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

２・３　（略）

（委託契約書の記載事項）

第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

（業務の委託の届出）

第十七条の七　法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

（水道施設運営権の設定の許可の申請）

第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（水道施設運営等事業実施計画書）

第十七条の十　法第二十四条の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（厚生労働省令で定める機械器具）

第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

（厚生労働省令で定める者）

第二十条の二　法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一～三　（略）

（免状の交付申請）

第二十四条　法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（免状の書換え交付申請）

第二十六条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2　（略）

（免状の再交付申請）

第二十七条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。

2・3　（略）

4　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第二十八条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第二十九条　国土交通大臣及び環境大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目の一部免除）

第三十一条　建設業法施行令第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（受験の申請）

第三十二条　試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　写真（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。）

三　（略）

2　（略）

（免状の交付申請）

第二十四条　法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（免状の書換え交付申請）

第二十六条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2　（略）

（免状の再交付申請）

第二十七条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2・3　（略）

4　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第二十八条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第二十九条　厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目の一部免除）

第三十一条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（受験の申請）

第三十二条　試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。）

三　（略）

2　（略）

（合格証書の交付）

第三十三条　国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第三十四条　法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第三十八条　（略）

２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験委員の要件）

第四十条　法第二十五条の十六第二項の国土交通省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

三　国土交通大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（試験事務規程の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務規程の記載事項）

第四十三条　法第二十五条の十八第二項の国土交通省令・環境省令で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（合格証書の交付）

第三十三条　厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

（変更の届出）

第三十四条　法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第三十八条　（略）

２　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験委員の要件）

第四十条　法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

三　厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（試験事務規程の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務規程の記載事項）

第四十三条　法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第四十四条　指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（帳簿）

第四十五条　法第二十五条の二十の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2　（略）

（試験結果の報告）

第四十六条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

第四十七条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により国土交通大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を国土交通大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣及び環境大臣に引き渡すこと。

三　その他国土交通大臣及び環境大臣が必要と認める事項を行うこと。

（認可申請書の添付書類等）

第四十九条　法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　（略）

2　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

（事業計画書の記載事項）

第五十条　法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第四十四条　指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（帳簿）

第四十五条　法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2　（略）

（試験結果の報告）

第四十六条　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

第四十七条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三　その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

（認可申請書の添付書類等）

第四十九条　法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～八　（略）

2　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

（事業計画書の記載事項）

第五十条　法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

（変更認可申請書の添付書類等）

第五十一条　第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

2　第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。

（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）

第五十一条の四　法第三十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一～三　（略）

（事業の変更の届出）

第五十一条の五　法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（確認申請書の添付書類等）

第五十三条　法第三十三条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

（管理基準）

第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（検査）

第五十六条　（略）

2　検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

（登録の申請）

第五十六条の二　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～八　（略）

（変更認可申請書の添付書類等）

第五十一条　第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

2　第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3　前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）

第五十一条の四　法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一～三　（略）

（事業の変更の届出）

第五十一条の五　法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（確認申請書の添付書類等）

第五十三条　法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

（管理基準）

第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（検査）

第五十六条　（略）

2　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（登録の申請）

第五十六条の二　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～八　（略）

（登録の更新）

第五十六条の三　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（検査の方法）

第五十六条の四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（変更の届出）

第五十六条の五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（簡易専用水道検査業務規程）

第五十六条の六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

2　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

3　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第五十六条の七　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第五十六条の九　（略）

2　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。

一～九　（略）

（登録の更新）

第五十六条の三　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査の方法）

第五十六条の四　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（変更の届出）

第五十六条の五　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（簡易専用水道検査業務規程）

第五十六条の六　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

2　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

3　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第五十六条の七　法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第五十六条の九　（略）

2　法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一～九　（略）

様式第四から様式第八まで及び様式第十二から様式第二十の三までを次のように改める。

様式第四（第二十四条関係）

（表　面）

収入印紙
〔消印してはならない〕

給水装置工事主任技術者免状交付申請書

		※番　号	
フリガナ 氏　　名		生年月日	年　　月　　日　生
本　　籍			
住　　所	郵便番号　　電話番号　　－　　－		

（裏　面）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の欠格事由に該当しないことを誓約します。

1　水道法第25条の５第３項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して１年を経過しない者

2　水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者

上記により、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

氏　名

国土交通大臣　　殿

環境大臣　　殿

備　考

１．※印の欄には、記入しないこと。

２．「本籍」の欄には、都道府県名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記入すること。

３．用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第五（第二十五条関係）

第　　号

給水装置工事主任技術者免状

本　籍　都道府県名（国籍）

氏　名　　年　月　日生

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

年　月　日

国土交通大臣
環境大臣　　㊞

様式第六（第二十六条関係）

給水装置工事主任技術者免状書換え交付申請書

収入印紙
〔消印してはならない〕

※番　号	
給水装置工事主任技術者免状番号及び交付年月日	第　　号（　　年　月　日）
フリガナ 氏　名	生年月日　年　月　日生
本　籍	
住　所	郵便番号　－ 電話番号　－　－
書換え交付申請の理由	

上記により、給水装置工事主任技術者免状の書換え交付を受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

備　考

1．※印の欄には、記入しないこと。

2．「本籍」の欄には、都道府県名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記入すること。

3．用紙の大きさは、A列４番とする。

様式第七（第二十七条関係）

収入印紙
（消印してはならない）

給水装置工事主任技術者免状再交付申請書

	※番　号		
給水装置工事主任技術者免状番号及び交付年月日	第　　号 （　　年　　月　　日）		
フリガナ 氏名		生年月日	年　月　日生
本籍			
住所	郵便番号　　電話番号　－　－		
再交付申請の理由			

上記により、給水装置工事主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

氏名

国土交通大臣　　殿
環境大臣　殿

備　考

１．※印の欄には、記入しないこと。
２．「本籍」の欄には、都道府県名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記入すること。
３．用紙の大きさは、A列４番とする。

様式第八（第三十二条関係）

給水装置工事主任技術者試験受験願書

フリガナ 氏名		生年月日	年　月　日生
住所	郵便番号　　電話番号　－　－		
受験希望地			

上記により、給水装置工事主任技術者試験を受けたいので申し込みます。

年　　月　　日

氏　名

殿

収入印紙貼り付け欄（消印してはならない。）

（注）　指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

備　考

１．国土交通大臣及び環境大臣が、その指定する者に給水装置工事主任技術者試験に関する事務の全部を行わせる場合には、所定の手続きにより受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。
２．用紙の大きさは、A列４番とする。

様式第十二（第五十七条第一項関係）

（表　面）

五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水　道　法　検　査　証

（裏　面）

第　　号
年　　月　　日交付
年　　月　　日まで有効

写　真

官職又は職名
氏　　名
生年月日

国土交通大臣　　印

環境大臣　　印

この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

第二十条の十五　国土交通大臣及び環境大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の四　第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第二十条の十五第一項	水質検査の検査施設	簡易専用水道の管理の検査の検査設備
（略）		

第五十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第二十条の十五第一項（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第

備考　この用紙はＡ列６番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

様式第十二の二（第五十七条第二項関係）

（表　面）

水 道 法 検 査 証

（裏　面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

令和　　年　　月　　日まで有効

写　真

官職又は職名

氏　　名

生 年 月 日

国土交通大臣
環 境 大 臣　印

この証明書を携帯する者は、水道法第二十五条の二十二の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法(抄)

第二十五条の二十二　国土交通大臣及び環境大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十五条の三　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第二十五条の二十二第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　（略）

備考　この用紙は、A列６番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

様式第十二の三（第五十七条第三項関係）

（表　面）

保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。 ２　（略） ３　第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと国土交通大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は国土交通大臣が行う。 ４　第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。 ５～７　（略） ８　都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。 ９　第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による	

都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」と読み替えるものとする。 **第五十五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一・二　（略） 三　第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 **第五十六条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	

（裏　面）

第　　号
年　月　日交付
年　月　日まで有効

写　真

官職又は職名
氏　　名
生年月日

国土交通大臣、
都道府県知事、
市長又は区長印

この証明書を携帯する者は、水道法第三十九条及び第四十条の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

第三十九条　国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。

２　都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

３　都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

４　前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

５　第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条　都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を

備考　この用紙は、Ａ列６番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

様式第十三（第十五条の二、第五十二条及び第五十四条関係）

登録申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第20条第３項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の登録を受けたいので、同法第20条の２（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

１　水質検査を行う区域
２　水質検査を行う事業所名及び所在地

備考
１　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。
２　事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十四（第十五条の三、第五十二条及び第五十四条関係）

登録更新申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第20条の５第１項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の登録の更新を受けたいので、同法第20条の５第２項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）において準用する第20条の２（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

１　登録番号
２　登録年月日
３　水質検査を行う区域
４　水質検査を行う事業所名及び所在地

備考
１　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。
２　事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十五（第十五条の五、第五十二条及び第五十四条関係）

登録事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水質検査機関登録簿の記載事項を変更したいので、水道法第20条の７（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	変　更　前	
	変　更　後	
変更をしようとする年月日		
変　更　の　理　由		

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第20条の８第１項前段（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程変更届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水質検査業務規程を変更したいので、水道法第 20 条の８第１項後段（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更事項	変　更　前	
	変　更　後	
変更をしようとする年月日		
変　更　の　理　由		

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）

業務 休止／廃止 届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録水質検査機関としての水質検査の業務を 休止／廃止 したいので、水道法第 20 条の９（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

１　休止／廃止　する検査業務の範囲

２　休止／廃止　の理由及び予定期日

３　休止の予定期間（休止の場合）

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第十七（第五十六条の二関係）

登録申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の２第２項の登録を受けたいので、同法第34条の４において準用する第20条の２の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

１　簡易専用水道の管理の検査を行う区域
２　簡易専用水道の管理の検査を行う事業所名及び所在地

備考
１　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。
２　事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十八（第五十六条の三関係）

登録更新申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の４において準用する第20条の５第１項の登録の更新を受けたいので、同法第20条の５第２項において準用する第20条の２の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

１　登録番号
２　登録年月日
３　簡易専用水道の管理の検査を行う区域
４　簡易専用水道の管理の検査を行う事業所名及び所在地

備考
１　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。
２　事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十九（第五十六条の五関係）

登録事項変更届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道検査機関登録簿の記載事項を変更したいので、水道法第 34 条の４において準用する第 20 条の７の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	変　更　前	
	変　更　後	
変更をしようとする年月日		
変　更　の　理　由		

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第二十（第五十六条の六第二項関係）

業務規程届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第 34 条の４において準用する第 20 条の８第１項前段の規定により、簡易専用水道検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第二十の二（第五十六条の六第三項関係）

業務規程変更届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道検査業務規程を変更したいので、水道法第 34 条の４において準用する第 20 条の８第１項後段の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更事項	変　更　前	
	変　更　後	
変更をしようとする年月日		
変　更　の　理　由		

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第二十の三（第五十六条の七関係）

業務 休止／廃止 届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿
環境大臣　殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録簡易専用水道検査機関としての簡易専用水道の管理の検査の業務を 休止／廃止 したいので、水道法第 34 条の４において準用する第 20 条の９の規定により次のとおり届け出ます。

１．休止／廃止 する検査業務の範囲

２．休止／廃止 の理由及び予定期日

３．休止の予定期間（休止の場合）

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（沖縄法令による処分等の効力の承継） **第四十四条**　前条までに定めるもののほか、次に掲げる省令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該省令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。 当該省令の規定に相当する沖縄法令の規定による合格証、申請書、帳簿、許可証、収去証、許可台帳、業務日誌その他の書類についても、同様とする。 一～三　（略） （削る） 四～十四　（略）	（沖縄法令による処分等の効力の承継） **第四十四条**　前条までに定めるもののほか、次に掲げる省令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該省令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。 当該省令の規定に相当する沖縄法令の規定による合格証、申請書、帳簿、許可証、収去証、許可台帳、業務日誌その他の書類についても、同様とする。 一～三　（略） 四　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号） 五～十五　（略）

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可申請書添付図書の記載事項） **第一条**　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「法」という。）第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）以外の水を使用する食鳥処理場にあっては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し 六　（略）	（許可申請書添付図書の記載事項） **第一条**　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「法」という。）第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）以外の水を使用する食鳥処理場にあっては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し 六　（略）

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。 一　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項　同令に規定する環境大臣が定める方法 二　その他の事項　環境大臣が定める方法	**第二条**　前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。 一　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項　同令に規定する厚生労働大臣が定める方法 二　その他の事項　厚生労働大臣が定める方法

（消除予定添加物名簿に関する省令の一部改正）

第七条　消除予定添加物名簿に関する省令（平成七年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
消除予定添加物名簿に関する内閣府令	消除予定添加物名簿に関する省令
（消除予定添加物名簿の訂正の申出）	（消除予定添加物名簿の訂正の申出）
第二条　法附則第二条の三第三項の規定による申出をしようとする者は、消費者庁長官に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。	**第二条**　法附則第二条の三第三項の規定による申出をしようとする者は、厚生労働大臣に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

（水道法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（経過措置）	（経過措置）
第二条　地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、国土交通大臣及び環境大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。	**第二条**　地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。
２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。	２　前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　写真（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたもの。）	二　写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもの。）
三・四　（略）	三・四　（略）

（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正）

第九条　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（耐圧に関する基準）	（耐圧に関する基準）
第一条　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。	**第一条**　給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	一　給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
二～四　（略）	二～四　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

（浸出等に関する基準）

第二条　飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

２～４　（略）

（水撃限界に関する基準）

第三条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（逆流防止に関する基準）

第五条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

２　（略）

（耐寒に関する基準）

第六条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（浸出等に関する基準）

第二条　飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

２～４　（略）

（水撃限界に関する基準）

第三条　水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（逆流防止に関する基準）

第五条　水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一　次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ　減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

２　（略）

（耐寒に関する基準）

第六条　屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

（水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正）

第十条　水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般事項） **第一条**　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～十六　（略） 十七　資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。 イ・ロ　（略） ハ　浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、国土交通大臣及び環境大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。	（一般事項） **第一条**　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～十六　（略） 十七　資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。 イ・ロ　（略） ハ　浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

（水質基準に関する省令の一部改正）

第十一条　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （表略）	水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （表略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一　（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**　（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
（削る）	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）
（削る）	第二十条の十第一項（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存

（削る）	（削る）	（略）	（削る）
（削る）	（削る）		（削る）
（削る）	（削る）		（削る）

第二十条の十四（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存		（略）	水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）
第二十二条の三（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道施設の台帳の保管			第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の備付け
			第十四条の十四の規定による帳簿の備付け
			第十七条の二第二項（水道法第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は同法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第五十二条及び第五十四条にお

（略）	

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
（削る）	（削る）
（略）	
（削る）	（削る）
（略）	

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	
（削る）	（削る）

（略）	

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
水道法	第二十二条の三（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条において準用する場合を含む。）及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道施設の台帳の作成
（略）	
水道法施行規則	第十五条第八項第一号の規定による書面での委託契約
（略）	

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	
水道法	第二十条の十第二項第一号（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において準用する場合を含む。）並びに第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
（略）	

	て、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
（略）	（略）
（削る）	第十四条の十第二項の第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
水道法	
水道法施行規則	第二十条の十第二項第二号（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
（略）	（略）
水道法施行規則	第十四条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
（略）	（略）

表二　（略）

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（船員保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）	（船員保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2～10　（略）	2～10　（略）
11　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項及び次項において「船保令」という。）第二条第一項の規定により葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「令」という。）第三条第一項の規定により読み替えられた船保令第二条第一項の規定が適用される場合においては、船保規則第七十二条第一	11　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項及び次項において「船保令」という。）第二条第一項の規定により葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「令」という。）第四条第一項の規定により読み替えられた船保令第二条第一項の規定が適用される場合においては、船保規則第七十二条第一

項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該葬祭料付加金に係る船保被保険者等が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

12　船保令第二条第二項の規定により家族葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、令第三条第二項の規定により読み替えられた船保令第二条第二項の規定が適用される場合においては、船保規則第八十四条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬祭料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

（厚生年金基金の標準給与の月額の改定に係る届出）

第三十八条　厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立に係る適用事業所の事業主は、令第十条第一項の規定によりその例によることができることとされている法第九十四条第一項又は第二項の規定に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副三通を基金（厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十八条ただし書の規定により標準給与の決定及び改定につき別段の定めをした基金を除く。）に提出しなければならない。

一～三　（略）

（基金の掛金等の免除の申出等）

第三十九条　令第十条第二項又は第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書正副三通に、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除されたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを基金に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第十条第二項に規定する保険料免除期間が開始した年月

第四十条　令第十条第四項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副三通を基金に提出することによって行うものとする。

一・二　（略）

三　令第十条第二項に規定する保険料免除期間が終了した年月

（通知）

第四十一条　基金は、令第十条第一項の規定によりその例によることができることとされている法第九十四条第一項若しくは第二項の規定による標準給与の改定又は令第十条第二項若しくは第三項の規定による掛金若しくは徴収金の額の免除を行ったときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2　（略）

（水道法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　水道法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （経過措置） 2　この省令の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道	**附　則** （経過措置） 2　この省令の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道

環境を選択したものは、水道法施行規則第九条第一項第三号及び第十四条第四号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

（と畜場法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十五条　と畜場法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　この省令の施行前にされたこの省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定する、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、トキソプラズマ病、結核病又はブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の一に規定するピロプラズマ症、アナプラズマ症、トリパノソーマ症、トキソプラズマ症、結核又はブルセラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。	**附　則** （乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　この省令の施行前にされたこの省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定する、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、トキソプラズマ病、結核病又はブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定するピロプラズマ症、アナプラズマ症、トリパノソーマ症、トキソプラズマ症、結核又はブルセラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第十六条　厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～二十六　（略） （削る） 二十七～四十六　（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～二十六　（略） 二十七　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条第八項 二十八～四十七　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条中水道法施行規則第九条、第十四条（同条第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分を除く。）及び第三十一条の改正規定並びに第十四条の規定は令和七年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の廃止）

第二条　厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年厚生労働省令第百三号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水道法施行規則第十四条第三号に規定する登録講習を修了している者については、この省令による改正後の同号に規定する者とみなす。

○厚生労働省令第六十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律百三十二号）第二十四条第一項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇用調整助成金）	（雇用調整助成金）
第百二条の三　雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。	**第百二条の三**　雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次のいずれかに該当する事業主であること。	二　次のいずれかに該当する事業主であること。
イ　前号の事業所の被保険者（⑸に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）及び日雇労働被保険者並びに雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるものの支給の対象となる者を除く。以下この条において「対象被保険者」という。）について次のいずれにも該当する休業又は教育訓練（職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とするものをいう。以下この条において「休業等」という。）を行い、当該休業等に係る手当又は賃金を支払つた事業主であること。	イ　前号の事業所の被保険者（⑸に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）及び日雇労働被保険者並びに雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるものの支給の対象となる者を除く。以下この条において「対象被保険者」という。）について次のいずれにも該当する休業又は教育訓練（職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とするものをいう。以下この条において「休業等」という。）を行い、当該休業等に係る手当又は賃金を支払つた事業主であること。
⑴　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれに定める期間（以下この条において「対象期間」という。）内に行われるものであること。	⑴　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれに定める期間（以下この条において「対象期間」という。）内に行われるものであること。
⑴　当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が次に掲げる日（当該事業主の直前の対象期間に属する日に限る。）のいずれか遅い日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年	⑴　当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年
㈠　当該事業主の直前の判定基礎期間（⑸に規定する判定基礎期間であつて、当該判定基礎期間内の休業等について雇用調整助成金が支給されたものに限る。）の末日	（新設）
㈡　当該事業主の直前の支給対象期間（次項第三号に規定する支給対象期間であつて、当該支給対象期間について雇用調整助成金が支給されたものに限る。）の末日	（新設）
㈡～㈣　（略）	㈡～㈣　（略）
⑵～⑸　（略）	⑵～⑸　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）

２　雇用調整助成金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第二号イに該当する事業主（次号に掲げる事業主を除く。）　当該事業主が判定基礎期間における同項第二号イに規定する休業等に係る対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）に同号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費を加算した額

二　前項第一号イ及び同項第二号イに該当する事業主であつて、一の対象期間について、当該事業所の対象被保険者に係る判定基礎期間内の休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。）の実施日の延日数を当該事業所の対象被保険者の数で除して得た日数の累計日数（次項において「支給日数」という。）が三十日に達した日の属する判定基礎期間の後の判定基礎期間における休業等の実施日の延日数に対する教育訓練の実施日の延日数の割合が十分の一未満のもの　当該事業主が判定基礎期間における休業等に係る対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の四分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）に同号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費を加算した額

三　（略）

３　休業等に係る雇用調整助成金は、支給日数が百日に達するまで支給する。ただし、第一項第一号イに該当する場合に支給される休業等に係る雇用調整助成金（以下この項において「イに対する雇調金」という。）の支給を受けようとする事業主であつて、過去にイに対する雇調金の支給を受けたことがあるもの（現に支給を受けようとするイに対する雇調金に係る対象期間の開始の日から起算して過去三年以内に対象期間が開始されたイに対する雇調金であつて、その支給日数の上限が本文の規定に基づき算定されたもの（以下この項において「基準雇調金」という。）の支給の対象となる休業等を実施したものをいう。）については、その現に支給を受けようとするイに対する雇調金の支給日数の上限は、本文の規定にかかわらず、百五十日から、基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数の合計を減じた日数（当該日数が百日を超える場合にあつては、百日）に達するまでとする。

４～７　（略）

（法第六十二条第一項第二号、第三号及び第六号に掲げる事業）

第百二条の四　法第六十二条第一項第二号、第三号及び第六号に掲げる事業として、早期再就職支援等助成金を支給するものとする。

（早期再就職支援等助成金）

第百二条の五　早期再就職支援等助成金は、再就職支援コース奨励金、雇入れ支援コース奨励金、中途採用拡大コース奨励金及びＵＩＪターンコース奨励金とする。

２　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一・二　（略）

２　雇用調整助成金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第二号イに該当する事業主　当該事業主が判定基礎期間における同号イに規定する休業等に係る対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）に同号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費を加算した額

（新設）

二　（略）

３　休業等に係る雇用調整助成金は、一の対象期間について、当該事業所の対象被保険者に係る判定基礎期間内の休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。）の実施日の延日数を当該事業所の対象被保険者の数で除して得た日数の累計日数が百日に達するまで支給する。ただし、第一項第一号イに該当する場合に支給される休業等に係る雇用調整助成金（以下この項において「イに対する雇調金」という。）の支給を受けようとする事業主であつて、過去にイに対する雇調金の支給を受けたことがあるもの（現に支給を受けようとするイに対する雇調金に係る対象期間の開始の日から起算して過去三年以内に対象期間が開始されたイに対する雇調金であつて、その支給日数の上限が本文の規定に基づき算定されたもの（以下この項において「基準雇調金」という。）の支給の対象となる休業等を実施したものをいう。）については、その現に支給を受けようとするイに対する雇調金の支給日数の上限は、本文の規定にかかわらず、百五十日から、基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数の合計を減じた日数（当該日数が百日を超える場合にあつては、百日）に達するまでとする。

４～７　（略）

（法第六十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事業）

第百二条の四　法第六十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事業として、労働移動支援助成金を支給するものとする。

（労働移動支援助成金）

第百二条の五　労働移動支援助成金は、再就職支援コース奨励金及び早期雇入れ支援コース奨励金とする。

２　再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一・二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ・ロ　（略）

ハ　第一号ハ又は前号ハに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　第一号ハ(2)又は前号ハ(2)の委託（第一号ハ(3)又は前号ハ(3)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に対して実施したものに限る。）に要する費用の四分の三（その額が、第一号ハ(2)の訓練を受けた当該支援書対象被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の第一号ハ(2)の訓練又は前号ハ(2)の訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　当該計画対象被保険者に対して第一号ハ(2)の訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。以下同じ。）以外の職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ。）に限る。）又は当該支援書対象被保険者に対して前号ハ(2)の訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

3　前項第一号イ又は第二号イに該当する事業主が、同項第一号イ(4)又は第二号イ(4)の職業紹介事業者に対し、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項及び第六項において「再就職支援型訓練」という。）の実施を委託し、その費用を負担した場合にあつては、当該事業主に対しては、前項第三号に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者（同項第一号イ(7)又は第二号イ(7)の再就職が実現したものに限る。）一人につき、一の再就職支援型訓練の委託に要する費用の三分の二（その額が、当該再就職支援型訓練を受けた当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、次の各号に掲げる一の再就職支援型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該定める額）（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

二　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

三　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

三　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ・ロ　（略）

ハ　第一号ハ又は前号ハに該当する事業主　第一号ハ(2)又は前号ハ(2)の委託（第一号ハ(3)又は前号ハ(3)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に対して実施したものに限る。）に要する費用の三分の二（その額が、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、三十万円を超えるときは、三十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

（新設）

3　前項第一号イ又は第二号イに該当する事業主が、同項第一号イ(4)又は第二号イ(4)の職業紹介事業者に対し、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「再就職支援型訓練」という。）の実施を委託し、その費用を負担した場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第三号に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者（同項第一号イ(7)又は第二号イ(7)の再就職が実現したものに限る。）一人につき、一の再就職支援型訓練の委託に要する費用の三分の二（その額が、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、三十万円を超えるときは、三十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）を支給するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

４・５　（略）

６　再就職支援コース奨励金の額（第二項第三号ロ及びハに定める額を除く。）が、同項第一号イ(7)又は第二号イ(7)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、六十万円（一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間以上である中小企業事業主にあつては、八十万円）又は同項第一号イ(4)若しくは第二号イ(4)の委託に要する費用のいずれか低い額を超えるときは、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該いずれか低い額を当該再就職支援コース奨励金の額とする。

７　雇入れ支援コース奨励金は、次のいずれにも該当する事業主に対して、第一号の雇入れに係る計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者又は職業安定局長が定める要件に該当する者（以下この項において「計画対象被保険者等」という。）一人につき三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る計画対象被保険者等にあつては、四十万円）を支給するものとする。ただし、一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者若しくは当該支援書対象被保険者であつた者又は当該職業安定局長が定める要件に該当する者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。

一　計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者であつた者又は職業安定局長が定める要件に該当する者の離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に当該計画対象被保険者若しくは当該支援書対象被保険者であつた者又は当該職業安定局長が定める要件に該当する者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。

二～五　（略）

六　第一号の雇入れに係る計画対象被保険者等に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該計画対象被保険者等に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れに係る当該計画対象被保険者等を当該雇入れ前に雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該計画対象被保険者等に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成した事業主であること。

（削る）

８　前項の雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、同項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　職業訓練計画（前項第一号の雇入れに係る者に業務に関連した知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「受入れ人材育成型訓練」という。）に関する計画をいう。以下この項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

４・５　（略）

６　再就職支援コース奨励金の額（第二項第三号ロ及びハに定める額を除く。）が、同項第一号イ(7)又は第二号イ(7)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、六十万円又は同項第一号イ(4)若しくは第二号イ(4)の委託に要する費用のいずれか低い額を超えるときは、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該いずれか低い額を当該再就職支援コース奨励金の額とする。

７　早期雇入れ支援コース奨励金は、次のいずれにも該当する事業主に対して、第一号の雇入れに係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者にあつては、四十万円）を支給するものとする。ただし、一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であつた者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。

一　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であつた者の離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であつた者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。

二～五　（略）

（新設）

８　前項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主が、当該雇入れに係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れに係る計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者を当該雇入れ前に雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成した場合は、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき二十万円を支給するものとする。

９　第七項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、第七項及び前項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　職業訓練計画（第七項第一号の雇入れに係る者に業務に関連した知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「受入れ人材育成型訓練」という。）に関する計画をいう。以下この項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ　（略）

ハ　職業訓練計画に基づき、前項第一号の雇入れに係る者に受入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主（当該受入れ人材育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

二　次のイからハまでに定める額の合計額

イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、前項第一号の雇入れに係る者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の受入れ人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1)　十時間以上百時間未満　十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、二十万円）（中小企業事業主にあつては、十五万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、二十五万円））

(2)　百時間以上二百時間未満　二十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、三十万円）（中小企業事業主にあつては、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、四十万円））

(3)　二百時間以上　三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、四十万円）（中小企業事業主にあつては、五十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、六十万円））

ロ　前項第一号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇入れに係る者一人につき、六百時間を限度とする。）に四百八十円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、五百八十円）（中小企業事業主にあつては、九百六十円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、千六十円））を乗じて得た額

ハ　受入れ人材育成型訓練（座学等を除く。）を受けた前項第一号の雇入れに係る者一人につき、十一万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

（削る）

ロ　（略）

ハ　職業訓練計画に基づき、第七項第一号の雇入れに係る者に受入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主（当該受入れ人材育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

二　次のイからハまでに定める額の合計額

イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。以下同じ。）以外の職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ。）をいう。以下同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、四十万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、三十万円）

（新設）

（新設）

ロ　第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇入れに係る者一人につき、六百時間を限度とする。）に九百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、千円）を乗じて得た額

ハ　第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、一の受入れ人材育成型訓練（座学等を除く。）の実施時間数（当該雇入れに係る者一人につき、三百四十時間を限度とする。）に八百円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練にあつては、九百円）を乗じて得た額

10　前項第一号に該当する事業主（同項第二号イの職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行つたものに限る。）が、第八項の要件に該当する場合における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者に係る同号の規定の適用については、同号イ中「四十万円」とあるのは「五十万円」と、同号ロ中「千円」とあるのは「千百円」と、同号ハ中「九百円」とあるのは「千円」とする。

9　一の年度において、前項第一号に該当する事業主の一の事業所に係る同項第二号に規定する雇入れ支援コース奨励金の額が五千万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、五千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

10　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（ロ(1)及び次項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロにおいて同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れる者に新規学卒者等と同一の雇用管理制度（募集及び採用を除く。）を適用する事業主であること。

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画に基づき、当該中途採用計画の対象となる期間（以下この(2)において「計画期間」という。）において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(i)において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から当該計画期間の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合を減じて得た割合が職業安定局長が定める目標値を達成した事業主（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　(i)に掲げる要件を満たし、かつ、中途採用計画に基づき、当該計画期間において中途採用により雇い入れた者に占める当該雇入れの日において四十五歳以上の者（以下この(ii)において「四十五歳以上中途採用者」という。）の割合が職業安定局長が定める目標値以上である事業主であつて、当該四十五歳以上中途採用者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れ前に四十五歳以上中途採用者を雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものであること。

(3)　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二第一項の規定に基づき中途採用により雇い入れられた者の数の割合を公表しているものであること。

11　一の年度において、第九項第一号に該当する事業主の一の事業所に係る同項第二号に規定する早期雇入れ支援コース奨励金の額が五千万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、五千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

（新設）

ハ　中途採用計画を都道府県労働局長に提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する中途採用拡大コース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、ロ(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　ロ(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　ロの措置の実施の状況を明らかにする書類並びにロ(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。）　五十万円

ロ　前号ロ(2)(ii)に該当する事業主　百万円

11　ＵＩＪターンコース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　移住者（認定地域再生計画（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。第百十二条第二項第四号イにおいて同じ。）に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規学卒者等を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）の募集及び採用に関する計画（ロ及び次号において「移住者採用計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

ロ　移住者採用計画の期間（ニにおいて「計画期間」という。）内に、一人以上の移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ニ　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するＵＩＪターンコース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、ロの雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　ロの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　移住者採用計画に基づく募集及び採用に要した経費（人件費を除く。）の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

（新設）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ⑵の措置の対象者一人につき、二十三万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

（法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業）

第百九条　法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業として、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金（トライアル雇用助成金のうち若年・女性建設労働者トライアルコース助成金は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第九条第一号の規定に基づき支給するものをいう。第百十条の三第一項及び第四項において同じ。）を支給するものとする。

（削る）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ⑵の措置の対象者一人につき、三十八万円（中小企業事業主にあつては、四十八万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

（法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業）

第百九条　法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事業として、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金（トライアル雇用助成金のうち若年・女性建設労働者トライアルコース助成金は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第九条第一号の規定に基づき支給するものをいう。第百十条の三第一項及び第四項において同じ。）及び中途採用等支援助成金を支給するものとする。

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　中途採用等支援助成金は、中途採用拡大コース奨励金及びＵＩＪターンコース奨励金とする。

２　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（ロ⑴及び次項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロにおいて同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

⑴　中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れる者に新規学卒者等と同一の雇用管理制度（募集及び採用を除く。）を適用する事業主であること。

⑵　次のいずれかに該当する事業主であること。

ⓘ　中途採用計画に基づき、当該中途採用計画の対象となる期間（以下この項において「計画期間」という。）において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下このⓘにおいて「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から当該計画期間の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合を減じて得た割合が職業安定局長が定める目標値を達成したもの（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　(i)に掲げる要件を満たすほか、中途採用計画に基づき、当該計画期間において中途採用により雇い入れた者に占める当該雇入れの日において四十五歳以上の者（以下「四十五歳以上中途採用者」という。）の割合が職業安定局長が定める目標値以上である事業主であつて、当該四十五歳以上中途採用者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れ前に四十五歳以上中途採用者を雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものであること。

(3)　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二第一項の規定に基づき中途採用により雇い入れられた者の数の割合を公表しているものであること。

ハ　中途採用計画を都道府県労働局長に提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する中途採用拡大コース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、ロ(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　ロ(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　ロの措置の実施の状況を明らかにする書類並びにロ(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

イ　前号ロ(2)(i)に該当する事業主（同号ロ(2)(ii)に該当しないものに限る。）	五十万円
ロ　前号ロ(2)(ii)に該当する事業主	百万円

3　ＵＩＪターンコース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　移住者（認定地域再生計画（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。第百十二条第二項第四号イにおいて同じ。）に記載されている同法第五条第四項第一号イに規定する事業（同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に限る。）として地方公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者（新規学卒者等を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）の募集及び採用に関する計画（ロ及び次号において「移住者採用計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

ロ　移住者採用計画の期間（ニにおいて「計画期間」という。）内に、一人以上の移住者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ハ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百二条の三の二、第百二条の四、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　（略）

（削る）

二　事業主又は中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第五条第一項に規定する認定組合等（以下「認定組合等」という。）に対して、人材確保等支援助成金（人材確保等支援助成コース助成金に限る。）を支給すること。

三～十八　（略）

（両立支援等助成金）

第百十六条　前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金、育休中等業務代替支援コース助成金、柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金及び不妊治療両立支援コース助成金を支給するものとする。

2　（略）

3　出生時両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下「認定中小企業事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1)　労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下この号において「労働協約等」という。）において、その雇用する男性被保険者における育児休業（育児・介護休業法第

ニ　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するＵＩＪターンコース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、ロの雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　ロの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　移住者採用計画に基づく募集及び採用に要した経費（人件費を除く。）の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百二条の三の二、第百九条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　（略）

二　事業主に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第二項第一号ハの介護福祉機器の導入についての助成及び同号への情報通信技術を活用した勤務を可能とする措置の実施についての助成に係るものに限る。）を支給すること。

三　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第五条第一項に規定する認定組合等（以下「認定組合等」という。）又は事業主に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第二項第一号イの中小企業労働環境向上事業についての助成及び同号ロの雇用管理制度の整備についての助成に係るものに限る。）を支給すること。

四～十九　（略）

（両立支援等助成金）

第百十六条　前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金、育休中等業務代替支援コース助成金及び不妊治療両立支援コース助成金を支給するものとする。

2　（略）

3　出生時両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたもの（以下「認定中小企業事業主」という。）である場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1)　労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下この号において「労働協約等」という。）において、その雇用する男性被保険者における育児休業（育児・介護休業法第

二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。(2)において同じ。）の取得に伴う業務の見直しに関する規定を定め、当該規定に基づき業務体制の整備を行い、かつ、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下この(1)において同じ。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置（育児・介護休業法第九条の三第四項の規定に基づき出生時育児休業開始予定日を指定することができる期間を定めた事業主（以下「出生時育児休業開始予定日の指定可能期間を定めた事業主」という。）は、三以上の措置）を講じている事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(i)～(iv)　（略）

(v)　育児・介護休業法第五条第六項の育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

(2)　その雇用する男性被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。次号イ(1)から(3)までにおいて同じ。）に開始する連続した五日間以上の育児休業を取得させた事業主

(3)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)から(4)までに該当する中小企業事業主）

(1)　（略）

(2)　労働協約等において、その雇用する男性被保険者における育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。）の取得に伴う業務の見直しに関する規定を定め、当該規定に基づき業務体制の整備を行い、かつ、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下この(2)において同じ。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置（出生時育児休業開始予定日の指定可能期間を定めた事業主は、三以上の措置）を講じている事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(i)～(iv)　（略）

(v)　育児・介護休業法第五条第六項の育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

(3)～(5)　（略）

二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。(2)において同じ。）の取得に伴う業務の見直しに関する規定を定め、当該規定に基づき業務体制の整備を行い、かつ、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下この(1)において同じ。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置（育児・介護休業法第九条の三第四項の規定に基づき出生時育児休業開始予定日を指定することができる期間を定めた事業主は、三以上の措置）を講じている事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(i)～(iv)　（略）

（新設）

(2)　その雇用する男性被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）に開始する連続した五日間以上の育児休業を取得させた事業主

(3)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)から(4)までに該当する中小企業事業主）

(1)　（略）

(2)　労働協約等において、その雇用する男性被保険者における育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置による休業をいう。）の取得に伴う業務の見直しに関する規定を定め、当該規定に基づき業務体制の整備を行い、かつ、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下この(2)において同じ。）の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置（育児・介護休業法第九条の三第四項の規定に基づき出生時育児休業開始予定日を指定することができる期間を定めた事業主は、三以上の措置）を講じている事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(i)～(iv)　（略）

（新設）

(3)～(5)　（略）

二　次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する中小企業事業主　次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した五日間以上の育児休業を取得したものが最初に生じた中小企業事業主　二十万円（当該中小企業事業主が前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置を講じた場合にあつては、三十万円）
(2)　前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか三以上の措置（出生時育児休業開始予定日の指定可能期間を定めた事業主は、四以上の措置）を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したもの（(1)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。）が最初に生じた中小企業事業主　十万円
(3)　前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置（出生時育児休業開始予定日の指定可能期間を定めた事業主は、全ての措置）を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十四日間以上の育児休業を取得したもの（(1)又は(2)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。）が最初に生じた中小企業事業主　十万円
ロ・ハ　（略）

4　前項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イに定める額に加え、二万円を支給するものとする。
一～四　（略）

5　第三項第一号ロに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号ロに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、同号イ(2)の育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日の前日までに認定中小企業事業主である場合にあつては、当該認定中小企業事業主については、第三項第二号ロ又はハのいずれかに定める額に加え、十五万円を支給するものとする。

6・7　（略）

8　第六項第一号に規定する中小企業事業主が、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれにも該当する場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号に定める額に加え、十五万円を支給するものとする。
一　第六項第一号イに該当する被保険者については次のイからトまでに掲げる事項を、同号ロに該当する被保険者については次のイ、ロ、ホ及びヘに掲げる事項を当該被保険者に対して知らせた事業主
イ～ト　（略）
二　（略）

二　次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する中小企業事業主（既に同号イに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）　二十万円
（新設）

（新設）

（新設）

ロ・ハ　（略）

4　前項第一号イに規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該助成金の支給の申請をした日の属する事業年度の直前の事業年度における次の各号に掲げる事項を厚生労働省のウェブサイトに公表したものである場合（以下この条において「育児休業等の取得の状況を公表したものである場合」という。）にあつては、当該中小企業事業主については、同項第二号イに定める額に加え、二万円を支給するものとする。
一～四　（略）
（新設）

5・6　（略）

7　第五項第一号に規定する中小企業事業主が、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金の支給を受け、かつ、次のいずれにも該当する場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号に定める額に加え、十五万円を支給するものとする。
一　第五項第一号イに該当する被保険者については次のイからトまでに掲げる事項を、同号ロに該当する被保険者については次のイ、ロ、ホ及びヘに掲げる事項を当該被保険者に対して知らせた事業主
イ～ト　（略）
二　（略）

8　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)に該当する中小企業事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、育休復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間）の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この(1)及び次号イ(1)において同じ。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ(1)、第十一項第一号ロ及びニ、同項第二号イ及びロ並びに第十二項において同じ。）が三箇月以上であるもの

ロ　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

9　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イに該当する中小企業事業主）

イ　その雇用する被保険者について、育休復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間）の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このイ及び次号イ(1)において同じ。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ(1)、第十一項第一号ロ及びニ、同項第二号イ及びロ並びに第十二項において同じ。）が三箇月以上であるもの

ロ　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

ハ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1)に該当する中小企業事業主）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育サービス（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育を除く。）の費用の一部を補助するための制度を整備する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以上あり、当該育児休業から復帰した日から起算して六箇月以内に、当該制度に基づき、当該被保険者一人につき三万円以上補助したもの

(2)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号に該当する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　その雇用する被保険者であつて、中小企業事業主による育休復帰支援計画に基づく措置が講じられ、かつ、当該被保険者の育児休業をした期間が三箇月以上であるもの（(2)及びロにおいて「要件該当被保険者」という。）（期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（既にこの(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

(2)　要件該当被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（既にこの(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

ロ　前号に該当する中小企業事業主であつて、要件該当被保険者について、育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該要件該当被保険者を育児休業後六箇月以上継続して雇用したもの　三十万円

（削る）

10　前項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、前項第二号イ又はロのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

二　次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに規定する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（既にこの(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

(2)　前号イ(1)に該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（既にこの(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

ロ　前号ロ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ロ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（既にこの(1)又はハ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

(2)　前号ロ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）　同号ロ(1)に該当する被保険者が取得した同号の有給休暇の時間について支払つた一時間当たりの賃金（当該賃金が千円を超える場合は、千円までの支給に限る。）に当該有給休暇の取得時間（一の事業主につき、一の年度における当該取得時間が二百時間を超える場合は、二百時間までの支給に限る。）を乗じて得た額

ハ　前号ハ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ハ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（既にこの(1)又はロ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

(2)　前号ハ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五人を超える場合は、五人までの支給に限る。）　事業主が同号ハの規定に基づき補助した費用の額に三分の二を乗じて得た額（一の事業主につき、一の年度における当該額が二十万円を超える場合は、二十万円までの支給に限る。）

9　前項第一号イに規定する中小企業事業主が、同号イ(1)に該当する被保険者について、同号イに該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者を育児休業後六箇月以上継続して雇用した場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、三十万円を支給するものとする。

10　第八項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第八項第二号に定める額に加え、二万円を支給するものとする。

11・12　（略）

13　第十一項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第十一項第二号イからハまでのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

14　柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、イ及びロに該当する中小企業事業主）

イ　その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

(1)　育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する始業時刻変更等の措置

(2)　被保険者の申出に基づく住居その他これに準ずるものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務をさせることにより当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置

(3)　所定労働時間短縮措置

(4)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その子に係る保育サービス（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育を除く。）を手配し、及び当該サービスの利用に係る費用の一部を補助するための制度を整備する措置

(5)　被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する措置

ロ　その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（その三歳に達するまでの子を養育する被保険者であつて、イ(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる措置を利用するものを含む。次号イにおいて同じ。）について、育児に係る柔軟な働き方支援計画（当該被保険者がイ(1)から(5)までに掲げる措置の利用を開始する前に、事業所において作成される当該被保険者に係る当該措置及び当該措置の利用を終了した後における当該被保険者のキャリア形成を円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このロ及び次号イにおいて同じ。）を作成し、かつ、当該育児に係る柔軟な働き方支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者のイ(1)から(5)までに掲げる措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの

11・12　（略）

13　第十一項第一号に規定する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより育休中等業務代替支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、第十一項第二号イからハまでのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

（新設）

ハ　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該中小企業事業主における前号ロに規定する被保険者の数が五人を超える場合のこの項の規定による支給については、合計して五人までの支給に限る。）

イ　前号イ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか二の措置を講じた上で、その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものであつて、中小企業事業主による柔軟な働き方支援計画に基づく措置が講じられ、かつ、当該被保険者の前号イ(1)から(5)までに掲げる措置のうち当該中小企業事業主が講じた措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの（以下このイ及びロにおいて「要件該当被保険者」という。）が生じた中小企業事業主　当該要件該当被保険者一人につき二十万円

ロ　前号イ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか三以上の措置を講じた上で、要件該当被保険者が生じた中小企業事業主　当該要件該当被保険者一人につき二十五万円

前項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業事業主については、前項第二号イ又はロのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

16　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ　（略）

ロ　次の(1)から(6)まで（(7)に規定する介護事業主にあつては(7)を含む。）のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置（以下この条において「雇用管理制度の整備」という。）のうち、次のi)からiv)までのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主（以下「保育事業主」という。）であつて、次のv)の措置を実施し、かつ、労働者に適用したものであること。

i)～iv)　（略）

v)　短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。次条及び第百二十五条において同じ。）制度を導入するための措置

(2)～(6)　（略）

（新設）

14　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ　（略）

ロ　次の(1)から(6)まで（(7)に規定する介護事業主にあつては(7)を含む。）のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置（以下この条において「雇用管理制度の整備」という。）のうち、次のi)からiv)までのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主（以下「保育事業主」という。）であつて、次のv)の措置を実施し、かつ、労働者に適用したものであること。

i)～iv)　（略）

v)　短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。次条において同じ。）制度を導入するための措置

(2)～(6)　（略）

(7)　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務を行う事業主（以下「介護事業主」という。）にあつては、労働者の雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応その他の労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を雇用管理責任者として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

（削る）

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この(5)において「実施日」という。）に支払われた賃金の総額が、実施日の属する月の前月に支払われた賃金の総額と比べて職業安定局長が定める目標値以上で増額している事業主であること。

(7)　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務（ハにおいて「介護関係業務」という。）を行う事業主（以下「介護事業主」という。）にあつては、労働者の雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応その他の労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を雇用管理責任者（以下「雇用管理責任者」という。）として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

ハ　介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）第一条第十一号、第十二号、第三十四号、第三十五号、第四十七号、第四十八号又は第五十号に掲げるサービス以外のものに係る事業を行う事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

(1)　移動用リフトその他の介護福祉機器（以下この項において「機器」という。）を新たに導入し、適切な運用を行つた事業主であること。

(2)　新たに機器を導入する場合に、都道府県労働局長に対して当該機器の導入・運用計画（以下このハにおいて「導入・運用計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)　認定を受けた導入・運用計画に基づき、導入・運用計画の期間内に機器の導入及び機器の使用を徹底するための研修を行う事業主であること。

(4)　当該導入に係る事業所に雇用されていた者であつて導入・運用計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このハの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(4)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(5)　当該機器を導入した際の契約書並びに導入及び運用に要した費用の負担の状況並びに当該導入に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(6)　雇用管理責任者を選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

(7)　導入・運用計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における機器の導入及び運用に係る事業所における離職者の数を当該導入・運用計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この(5)及び(6)において「実施日」という。）の属する月の前月の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額を実施日の属する月の前月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

(6)　人事評価制度等の適用開始日（以下この(6)において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を適用開始日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ニ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの(1)において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　次のi及びiiに掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下このニにおいて同じ。）に適用した事業主であること。

(i)・(ii)　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このニの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(5)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)・(7)　（略）

ホ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下このホにおいて「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)～(6)　（略）

二　次のイからホまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

（削る）

ハ　前号ハに該当する事業主　八十万円

ニ　前号ニに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ホ　前号ホに該当する事業主　同号ホ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の五十に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

(6)　実施日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を実施日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ホ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの(1)において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　次のi及びiiに掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下このホにおいて同じ。）に適用した事業主であること。

(i)・(ii)　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このリの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(5)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)・(7)　（略）

ヘ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下このへにおいて「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)～(6)　（略）

二　次のイからへまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

ニ　前号ニに該当する事業主　八十万円

ホ　前号ホに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ヘ　前号ヘに該当する事業主　同号ヘ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の三十に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

３　前項第一号ホに規定する事業主が、同号ホに該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ホ⑶の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の十五（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の二十五）に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一　評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における前項第一号ホ⑷の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号ホ⑷の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

４　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

２　正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者（派遣労働者を除く。以下この条、第百二十五条及び附則第三十四条において同じ。）、勤務地限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第百二十五条において同じ。）及び短時間正社員を除く。以下この条及び第百二十五条において「無期契約労働者」という。）（以下「有期契約労働者等」という。）について、そのキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ～ヘ　（略）

二　（略）

３～12　（略）

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項、第七項、第十項及び第十一項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条

３　前項第一号ヘに規定する事業主が、同号ヘに該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ヘ⑶の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の二十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一　評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における前項第一号ヘ⑷の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号ヘ⑷の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

４　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

２　正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者（派遣労働者を除く。以下この条において同じ。）、勤務地限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条において同じ。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条において同じ。）及び短時間正社員を除く。以下この条において「無期契約労働者」という。）について、そのキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ～ヘ　（略）

二　（略）

３～12　（略）

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の三の三第二項及び第四項、第百二条の五第二項及び第七項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十条の四第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附

の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第六項、第九項、第十一項、第十四項及び第十六項、第百十八条第二項並びに第百十八条の二第二項、第六項及び第八項から第十一項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（人材開発支援助成金）

第百二十五条　人材開発支援助成金は、人材育成支援コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金とする。

２　人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一～四　（略）

五　第一号ハ(1)(ii)に定める派遣先の事業主が、有期実習型訓練を修了した紹介予定派遣に係る派遣労働者について、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れ措置、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れ措置又は派遣労働者の無期契約労働者への雇入れ措置のうちいずれかの措置を講じた場合における第二号へ(1)の規定の適用については、同号へ(1)中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の百」とする。

３・４　（略）

（削る）

則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第五項、第八項、第十一項及び第十四項、第百十八条第二項並びに第百十八条の二第二項、第六項及び第八項から第十一項までの規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、中途採用等支援助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（人材開発支援助成金）

第百二十五条　人材開発支援助成金は、人材育成支援コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金、建設労働者技能実習コース助成金及び障害者職業能力開発コース助成金とする。

２　人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一～四　（略）

五　第一号ハ(1)(ii)に定める派遣先の事業主が、有期実習型訓練を修了した紹介予定派遣に係る派遣労働者について、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れ措置、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れ措置又は派遣労働者の無期契約労働者への雇入れ措置のうちいずれかの措置を講じた場合における第二号へ(1)の規定の適用については、同号へ(1)中「百分の六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の百」とする。

３・４　（略）

５　障害者職業能力開発コース助成金は、第一号に該当する事業主等（事業主若しくはその団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。）、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項に規定する法人、社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人をいう。以下この項において同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主等であること。

イ　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者に限る。以下この項において同じ。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「障害者職業能力開発訓練」という。）の事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三

号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。以下この項において同じ。）に関する計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主等であること。

ロ　次のいずれかに該当する事業主等であること。

(1)　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う事業主等であること。

(2)　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う事業主等であること。

(3)　障害者職業能力開発訓練の事業を行う事業主等であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主等の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　前号ロ(1)に該当する事業主等　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円を超えるときは、五千万円）

ロ　前号ロ(2)に該当する事業主等　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その総額が一千万円を超えるときは、一千万円）

ハ　前号ロ(3)に該当する事業主等　次に掲げる額の合計額

(1)　障害者職業能力開発訓練の事業の運営に要した費用の額を当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者の総数で除して得た額（(2)において「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者（(2)及び(3)において「重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

(2)　一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額（その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

(3)　次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額

(i)　重度障害者等であつて、障害者職業能力開発訓練の受講を修了したもの又は当該障害者職業能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

(ii)　障害者職業能力開発訓練を修了した日又は当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（日雇労働被保険者を除く。以下この(ii)において同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

（国等に対する不支給）

第百三十九条の三　第百二十五条第二項の規定にかかわらず、人材開発支援助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百三十九条の四　第百二十二条第一項及び第百二十五条第二項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

２・３　（略）

附　則

（雇用調整助成金に関する暫定措置）

第十五条　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号。以下「令和六年改正省令」という。）による改正前の第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは、「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和四年三月三十一日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和五年三月三十一日まで）」とする。

２　（略）

３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは、「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和四年三月三十一日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和五年三月三十一日まで）」とする。

４　（略）

５　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの期間中に第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間（以下この条、次条及び附則第十五条の四において「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等については、令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に同条第一項第二号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費（以下この条において「訓練費」という。）を加算した額を支給するものとする。

（国等に対する不支給）

第百三十九条の三　第百二十五条第二項及び第五項の規定にかかわらず、人材開発支援助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百三十九条の四　第百二十二条第一項並びに第百二十五条第二項及び第五項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

２・３　（略）

附　則

（雇用調整助成金に関する暫定措置）

第十五条　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条及び附則第十五条の三において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条から附則第十五条の四までにおいて「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条及び附則第十五条の三において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

２　（略）

３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは、「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和四年三月三十一日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和五年三月三十一日まで）」とする。

４　（略）

５　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの期間中に第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間（以下この条、次条及び附則第十五条の四において「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等については、第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に同条第一項第二号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費（以下この条において「訓練費」という。）を加算した額を支給するものとする。

6　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和三年五月一日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる休業等の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、一万三千五百円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

二　令和四年一月一日から同年二月二十八日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万一千円を超えるときは、一万一千円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

三　令和四年三月一日から同年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が九千円を超えるときは、九千円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

四　令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

7・8　（略）

9　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち中小企業事業主が行う対象被保険者の令和三年一月八日から同年四月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号並びにこの条第五項、第十一項、第十四項及び第十七項の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額を支給するものとする。

10～19　（略）

20　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の二分の一

6　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和三年五月一日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる休業等の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　令和三年五月一日から同年十二月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、一万三千五百円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

二　令和四年一月一日から同年二月二十八日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万一千円を超えるときは、一万一千円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

三　令和四年三月一日から同年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が九千円を超えるときは、九千円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

四　令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等　当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

7・8　（略）

9　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち中小企業事業主が行う対象被保険者の令和三年一月八日から同年四月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、第百二条の三第二項第一号並びにこの条第五項、第十一項、第十四項及び第十七項の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額を支給するものとする。

10～19　（略）

20　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、第百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の二分の一（中小企業事業主にあつては、三

（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額を支給するものとする。

21・22　（略）

23　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

24　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

25　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第三項の規定により読み替えて適用する令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。

26　（略）

第十五条の二　令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項の規定の適用については、当該休業等に限り、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

第十五条の三　新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に第百二条の三第一項第一号イに該当するものとして支給される休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことがある新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、令和五年四月一日から令和六年十一月三十日までの間に同号イに該当する場合に支給される休業等（新型コロナウイルス感染症特例対象期間とは異なる対象期間に行われるものに限る。）に係る雇用調整助成金の支給を新たに受けようとするものに対する令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号イの規定の適用については、同号イ(1)(i)中「対象期間の満了の日」とあるのは、「判定基礎期間（(5)に規定する判定基礎期間であつて、当該判定基礎期間内の休業等について雇用調整助成金が支給されたものに限る。）の末日」とする。

（中小企業事業主にあつては、三分の二）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額を支給するものとする。

21・22　（略）

23　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る第百二条の三第一項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

24　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

25　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第三項の規定により読み替えて適用する第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。

26　（略）

第十五条の二　令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）に係る第百二条の三第一項の規定の適用については、当該休業等に限り、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

第十五条の三　新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に第百二条の三第一項第一号イに該当するものとして支給される休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことがある新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、令和五年四月一日から令和六年十一月三十日までの間に同号イに該当する場合に支給される休業等（新型コロナウイルス感染症特例対象期間とは異なる対象期間に行われるものに限る。）に係る雇用調整助成金の支給を新たに受けようとするものに対する同項第二号イの規定の適用については、同号イ(1)(i)中「対象期間の満了の日」とあるのは、「判定基礎期間（(5)に規定する判定基礎期間であつて、当該判定基礎期間内の休業等について雇用調整助成金が支給されたものに限る。）の末日」とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十五条の四　令和五年四月一日から同年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主（新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項の規定の適用については、当該休業等に限り、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

第十五条の四の二　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号イ(1)の対象期間（以下この項及び第七項において単に「対象期間」という。）の初日が令和六年一月一日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、令和六年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「被災関係事業主」という。）に係る対象期間（第二項及び第七項において「特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

2　（略）

3　被災関係事業主については、第百二条の三第一項第二号の規定を適用せず、令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）」とあるのは「当該事業主が指定した日」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」として、同号の規定の例による。

4　（略）

5　被災関係事業主が行う令和六年能登半島地震に際し新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の出向については、同条第二項第三号の規定にかかわらず、同条第一項第二号ロに規定する出向をした者に係る出向期間（以下この項において「支給対象期間」という。）における賃金について同号ロの契約に基づいて負担した額（その額が当該出向をした者の出向前における通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額）の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額が基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額）を支給するものとする。

6　被災関係事業主が行う令和六年能登半島地震に際し新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第百二条の三第一項第二号及び第百二条の三第三項本文の規定の適用については、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、同項本文中「百日」とあるのは「三百日」とする。

7　（略）

第十五条の四　令和五年四月一日から同年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主（新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）に係る同項の規定の適用については、当該休業等に限り、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

第十五条の四の二　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この項及び第七項において単に「対象期間」という。）の初日が令和六年一月一日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、令和六年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「被災関係事業主」という。）に係る対象期間（第二項及び第七項において「特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

2　（略）

3　被災関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）」とあるのは「当該事業主が指定した日」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

4　（略）

5　被災関係事業主が行う令和六年能登半島地震に際し新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の出向については、同条第二項第二号の規定にかかわらず、同条第一項第二号ロに規定する出向をした者に係る出向期間（以下この項において「支給対象期間」という。）における賃金について同号ロの契約に基づいて負担した額（その額が当該出向をした者の出向前における通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額）の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額が基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額）を支給するものとする。

6　被災関係事業主が行う令和六年能登半島地震に際し新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項本文の規定の適用については、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、同項本文中「百日」とあるのは「三百日」とする。

7　（略）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十七条の二の二　削除

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の二　第百十六条第一項の介護離職防止支援コース助成金として、同条第五項に規定するもののほか、令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第一号の有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　その雇用する被保険者について、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、育児・介護休業法第二条第五号に規定する家族の介護を行うための有給休暇（介護休業（育児・介護休業法第二十四条第二項の規定により、育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業を除く。）、育児・介護休業法第十六条の五第一項に規定する介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項において同じ。）を与えるための制度（休暇日数を合算した日数が二十日以上であるものに限る。）を整備する措置及び当該制度その他の就業と介護の両立に資する制度をその雇用する労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であつて、当該被保険者に対して有給休暇を合計して五日以上取得させたもの

二　次の前号に該当する被保険者が取得した有給休暇の日数を合計した数の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該被保険者の数が五人を超える場合のイ又はロの規定による支給については、合計して五人までの支給に限る。）

イ　十日未満　被保険者一人につき二十万円

ロ　十日以上　被保険者一人につき三十五万円

2　前項の規定にかかわらず、介護離職防止支援コース助成金（前項の規定によるものに限る。次項において同じ。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

3　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、介護離職防止支援コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の二第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金（同項の規定によるものに限る。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金関係規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「附則第十七条の二の二第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の二第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金」と、「二割」とあるのは「二割（附則第十七条の二の二第三項の規定により読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の二第一項の規定による支給を受ける場合にあつては、二倍）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「介護離職防止支援コース助成金」と読み替えるものとする。

（両立支援等助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の三　（略）

第十七条の二の四から第十七条の二の六まで　削除

（新設）

第十七条の二の三　（略）

第十七条の二の四　第百十六条第一項の育児休業等支援コース助成金として、同条第八項に規定するもののほか、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第一号イ又はロの有給休暇について、同号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　新型コロナウイルス感染症に対応した仕事と育児との両立の推進に資する職場環境の整備に関する取組（イ又はロの有給休暇を与えるための制度の整備を除く。）を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者が、学校教育法第一条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（ロにおいて「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該規定に基づき、有給休暇を取得させた事業主

ロ　その雇用する被保険者が、小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであつて、次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護者として行うための有給休暇を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該制度に基づき、有給休暇を取得させた事業主

(1)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと

(2)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること

(3)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること

二　前号イ又はロの有給休暇を取得した被保険者一人につき十万円（当該被保険者の数が十人を超える場合は、十人までの支給に限る。）

2　前項の規定にかかわらず、育児休業等支援コース助成金（前項の規定によるものに限る。次項において同じ。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

3　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、育児休業等支援コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「育児休業等支援コース助成金（同項の規定によるものに限る。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「育児休業等支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただ

し、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「育児休業等支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「育児休業等支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「育児休業等支援コース助成金」と、「二割（附則第十七条の二の四第三項の規定により読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の四第一項の規定による支給を受ける場合については、二倍）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「育児休業等支援コース助成金」と読み替えるものとする。

第十七条の二の五　削除

第十七条の二の六　第百十五条第一号の両立支援等助成金として、第百十六条第一項に規定するもののほか、次項第一号の休暇について、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金を支給するものとする。

2　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　その雇用する被保険者であつて、妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者（以下この項において「対象被保険者」という。）について、労働協約又は就業規則において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十二条及び第十三条第一項に基づく措置（以下「母性健康管理措置」という。）として、勤務時間の変更、勤務の軽減、休業その他の措置を講じ、かつ、当該措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であること。

ロ　対象被保険者であつて、母性健康管理措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下このロにおいて同じ。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者について、令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じ、同一の対象被保険者に対して当該休暇を合計して二十日以上取得させた事業主であること。

二　対象被保険者一人につき、二十万円（一の事業所につき、一の年度において対象被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）

3　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の六第二項の規定」

（雇用安定事業に関する暫定措置）

第十七条の五　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百二条の三の二、百二条の四、第百九条、第百十五条、第百四十条及び第百四十条の二に規定するもののほか、当分の間、次のとおりとする。

一～三　（略）

（令和六年能登半島地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の五の三　令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和五年度及び令和六年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（削る）

と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の六第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、「支給しないものとする」とあるのは「支給しないものとする。ただし、雇用環境・均等局長が必要があると認めるときは、別段の定めをすることができる」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の六第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金」と、「二割」とあるのは「二割（附則第十七条の二の六第四項の規定により読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の六第二項の規定による支給を受ける場合にあつては、二倍）」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金」と読み替えるものとする。

（雇用安定事業に関する暫定措置）

第十七条の五　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百二条の三の二、第百九条、第百十五条、第百四十条及び第百四十条の二に規定するもののほか、当分の間、次のとおりとする。

一～三　（略）

（令和六年能登半島地震に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の五の三　令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和五年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

第十七条の七の二　法第六十三条第一項第三号に掲げる事業は、第百二十九条に規定するもののほか、令和五年度までの間、令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対して、当該講習に要する経費の一部の補助を行う事業とする。

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　（略）

２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　イ(1)、(3)から(5)まで及び(7)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者が自発的な職業能力開発を受けるために当該事業主以外の者が行う職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであるものに限る。以下この条において「自発的職業能力開発訓練」という。）を受け、(2)の制度に基づき、被保険者が負担した当該自発的職業能力開発訓練の費用の全部又は一部を補助する事業主であること。

(2)・(3)　（略）

ハ～ヘ　（略）

二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)から(3)までに定める額

(1)　自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が前号ロ(2)の制度に基づき負担した額に限る。(2)及び(3)において同じ。）の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　七万円

(ii)・(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1)　前号ヘ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　（略）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（中小企業事業主にあつては、千六百時間）を限度とする。）を合計した数に七百六十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主又は中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

(2)　（略）

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　（略）

２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　イ(1)、(3)から(5)まで及び(7)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者が自発的な職業能力開発を受けるために当該事業主以外の者が行う職業訓練等（職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであるものに限る。以下この条において「自発的職業能力開発訓練」という。）を受け、(2)の制度に基づき、被保険者が負担した当該自発的職業能力開発訓練の費用の全部又は一部を補助する事業主であること。

(2)・(3)　（略）

ハ～ヘ　（略）

二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)から(3)までに定める額

(1)　自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が前号ロ(2)の制度に基づき負担した額に限る。(2)及び(3)において同じ。）の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円

(ii)・(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次の(1)又は(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額

(1)　前号ヘ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(i)　（略）

(ii)　その雇用する被保険者に与えた有給休暇の日数（当該被保険者一人につき、百五十日間を限度とする。）を合計した数に六千円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、七千二百円）を乗じて得た額

(2)　（略）

３～５　（略）

６　第百三十九条の四及び第百四十条の三の規定は、人への投資促進コース助成金について準用する。この場合において、第百三十九条の四第一項中「第百二十二条第一項及び第百二十五条第二項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人への投資促進コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「人への投資促進コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人への投資促進コース助成金は」と、第百四十条の三第一項中「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と、同条第二項中「雇用関係助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と読み替えるものとする。

第三十五条　（略）

２～４　（略）

５　第百三十九条の四及び第百四十条の三の規定は、事業展開等リスキリング支援コース助成金について準用する。この場合において、第百三十九条の四第一項中「第百二十二条第一項及び第百二十五条第二項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）」とあるのは「附則第三十五条第二項の規定」と、「広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第三十五条第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金は」と、第百四十条の三第一項中「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と、同条第二項中「雇用関係助成金」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と読み替えるものとする。

３～５　（略）

６　第百三十九条の四及び第百四十条の三の規定は、人への投資促進コース助成金について準用する。この場合において、第百三十九条の四第一項中「第百二十二条第一項並びに第百二十五条第二項、第五項及び第八項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人への投資促進コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「人への投資促進コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人への投資促進コース助成金は」と、第百四十条の三第一項中「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と、同条第二項中「雇用関係助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と読み替えるものとする。

第三十五条　（略）

２～４　（略）

５　第百三十九条の四及び第百四十条の三の規定は、事業展開等リスキリング支援コース助成金について準用する。この場合において、第百三十九条の四第一項中「第百二十二条第一項並びに第百二十五条第二項、第五項及び第八項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）」とあるのは「附則第三十五条第二項の規定」と、「広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第三十五条第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金は」と、第百四十条の三第一項中「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と、同条第二項中「雇用関係助成金」とあるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と読み替えるものとする。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第7条の3関係）

再　就　職　援　助　計　画

雇用保険適用事業所番号					—							—	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

令和　　年　　月　　日

住所
事業主
氏名

（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。）

公共職業安定所長　殿

記

1	申請事業主の現状	(1)事業所数　　ヵ所	(2)常時雇用する労働者数　　人
2	再就職援助計画を作成する事業所の現状	(1)名称	(4)事業の種類
		(2)所在地	(5)再就職援助担当者 役職　　氏名
		(3)連絡先	(6)常時雇用する労働者数　　人
3	再就職援助計画作成に至る経緯		
4	計画対象労働者等	(1)計画対象労働者（離職を余儀なくされる者）　　人 (2)計画期間　　年　月　日～　　年　月　日	
5	再就職援助のための措置	□早期再就職支援等助成金受給を希望	
6	労働組合等の意見	労働者代表者氏名	
備考			公共職業安定所受理印

注意　1．3欄については、事業規模の縮小等に関する資料を添付すること。

2．4(1)欄については、当該計画の別紙として、計画対象労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日、再就職援助希望の有無及び雇用形態を含む事項を記載した一覧を添付すること。

3．6欄については、労働組合等の同意の有無を明らかにすること。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額	二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
4　建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	4　建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額	二　次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主に応じて、当該イからハまでに定める額
イ　（略）	イ　（略）
ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）	ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が六十万円を超えるときは、六十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）
ハ　前号ハに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該(1)又は(2)のいずれにも該当する場合にあっては、当該規定に定める額の合計額）（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）	ハ　前号ハに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該(1)又は(2)のいずれにも該当する場合にあっては、当該規定に定める額の合計額）（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額	二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額
イ　（略）	イ　（略）
ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主（次項第二号ロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主」という。）にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材育成支援コース助成金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額	ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材育成支援コース助成金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主（以下このイ及びロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主」という。）にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うもの（以下このイにおいて「特定中小建設事業主」という。）にあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定中小建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定中小建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定中小建設事業主」という。）にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額したその他の中小建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主」という。）にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した建設事業主」という。）にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　前号イ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（特定小規模建設事業主にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、特定中小建設事業主にあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主にあって

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2)　前号イ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあって

は、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を増額した建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　（略）

附　則

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第百二条の三第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に対象期間（雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第二号イ⑴に規定する対象期間をいう。以下この項において同じ。）の初日がある休業等（同号イに規定する休業等をいう。以下この項において同じ。）又は出向（同号ロに規定する出向をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に対象期間の初日がある休業等又は出向については、なお従前の例による。

2　施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号イに規定する再就職援助計画（次項において単に「再就職援助計画」という。）を公共職業安定所長に提出した事業主又は同項第二号イに規定する求職活動支援基本計画書（次項において単に「求職活動支援基本計画書」という。）を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該再就職援助計画又は当該求職活動支援基本計画書に係る同項の規定による再就職支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に再就職援助計画について旧雇保則第百二条の五第二項第一号イ⑴の公共職業安定所長の認定を受け、又は求職活動支援基本計画書について同項第二号イ⑵の提出を行い、同条第七項第一号の雇入れを行った事業主に対する同項の規定による早期雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百四条第一号ハ⑴に規定する無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した事業主に対する当該無期雇用転換計画に係る同条の規定による六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧雇保則第百十条の四第二項第一号イに規定する中途採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該中途採用計画に係る同項の規定による中途採用拡大コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

6　施行日前に旧雇保則第百十条の四第三項第一号イに規定する移住者採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該移住者採用計画に係る同項の規定によるＵＩＪターンコース奨励金の支給については、なお従前の例による。

は、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　（略）

附　則

（施行期日）

1　（略）

（新設）

2　平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

7　施行日前に対象となる男性被保険者に旧雇保則第百十六条第三項第一号イ(2)に規定する育児休業を開始させた事業主に対する同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始した当該育児休業について同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給を受けた中小企業事業主であって、施行日後に対象となる男性被保険者に第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この項において「新雇保則」という。）第百十六条第三項第一号イ(2)に規定する育児休業を開始させたものに対する同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給については、施行日前に旧雇保則第百十六条第三項第一号イ(2)に規定する育児休業を開始した男性被保険者を新雇保則第百十六条第三項第二号イ(1)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者とみなして、同号イ(2)及び(3)の規定を適用する。

8　施行日前に旧雇保則第百十六条第八項第一号ロ(1)又はハ(1)に規定する育児休業から復帰した被保険者を雇用する事業主に対する同項の規定による育児休業等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ハ(2)に規定する導入・運用計画、同号ニ(3)の人事評価制度等の整備に関する計画又は同号ヘ(2)に規定する実施計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該導入・運用計画、当該人事評価制度等の整備に関する計画又は当該実施計画に係る同項及び同条第三項の規定による人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

10　施行日前に旧雇保則第百二十五条第五項第一号イの計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主等に対する当該計画に係る同項の規定による障害者職業能力開発コース助成金の支給については、なお従前の例による。

11　施行日前にその雇用する被保険者に旧雇保則附則第十七条の二の二第一項第一号に規定する有給休暇を合計して五日（同項第二号ロに定める額を支給する場合にあっては、十日）以上取得させた事業主に対する同項の規定による介護離職防止支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

12　施行日前に対象となる被保険者に旧雇保則附則第十七条の二の四第一項第一号イ又はロに規定する有給休暇を取得させた事業主に対する同項の規定による育児休業等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

13　施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号ロ(1)に規定する自発的職業能力開発訓練を実施した事業主に対する同項の規定による人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

14　施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号ヘ(1)(i)に規定する措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主に対する同項の規定による人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2　第二条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第四項第一号ロに係る届出を都道府県労働局長に行った中小建設事業主に対する同項の規定による建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） **第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2～9　（略） （生活衛生対策企画官） **第二十三条**　（略） 2　生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。 一　（略） 二　前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。	（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） **第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2～9　（略） （生活衛生対策企画官） **第二十三条**　（略） 2　生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。 一　（略） 二　前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（感染症対策部並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。

第二十三条の二　削除

（輸入食品安全対策室）

第二十三条の三　（略）

2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一・二　（略）

三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

四　（略）

3　（略）

（産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十八条　労働衛生課に、産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること（労働基準監督官の行う監督に関すること及びメンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働者の心の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置に関する支援に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

二・三　（略）

5　メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室に、室長を置く。

6・7　（略）

（訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2～11　（略）

（水道計画指導室及び水道水質管理官）

第二十三条の二　水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2　水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二　水道の広域的な整備に関すること。

三　水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四　独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3　水道計画指導室に、室長を置く。

4　水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

（輸入食品安全対策室）

第二十三条の三　（略）

2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一・二　（略）

三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

3　（略）

（産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十八条　労働衛生課に、産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

3　（略）

4　治療と仕事の両立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一・二　（略）

5　治療と仕事の両立支援室に、室長を置く。

6・7　（略）

（訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官六人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2～11　（略）

（国立療養所多磨全生園に置く部等）

第四百七十五条の二　国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部並びに国立ハンセン病療養所医師確保対策官一人を置く。

（国立ハンセン病療養所医師確保対策官の所掌事務）

第四百七十五条の二十　国立ハンセン病療養所医師確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　国立ハンセン病療養所の医師の確保に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　国立ハンセン病療養所の医師の教養及び訓練に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

（遺伝子医薬部の所掌事務）

第五百八条　遺伝子医薬部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、遺伝子治療製品、核酸医薬品及び体外診断用医薬品（体外診断用医薬品と対になる治療用医薬品を含む。）の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（有機化学部の所掌事務）

第五百十五条　有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化学的試験及びこれらに必要な研究並びに放射線医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全性生物試験研究センターの所掌事務）

第五百十九条　安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一～三　（略）

四　関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うこと。

五　関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

（安全性生物試験研究センターに置く部等）

第五百二十条　安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

毒性部

薬理部

病理部

ゲノム安全科学部

安全性予測評価部

（ゲノム安全科学部の所掌事務）

第五百二十四条　ゲノム安全科学部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うことをつかさどる。

（国立療養所多磨全生園に置く部等）

第四百七十五条の二　国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。

（新設）

（遺伝子医薬部の所掌事務）

第五百八条　遺伝子医薬部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、遺伝子治療製品、核酸医薬品、体外診断用医薬品（体外診断用医薬品と対になる治療用医薬品を含む。）及び放射性医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（有機化学部の所掌事務）

第五百十五条　有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化学的試験及びこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全性生物試験研究センターの所掌事務）

第五百十九条　安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一～三　（略）

四　関連物質の変異原性及び遺伝毒性に関する試験並びにこれらに必要な研究を行うこと。

五　関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

（安全性生物試験研究センターに置く部等）

第五百二十条　安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

毒性部

薬理部

病理部

変異遺伝部

安全性予測評価部

（変異遺伝部の所掌事務）

第五百二十四条　変異遺伝部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性及び遺伝毒性に関する試験並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全性予測評価部の所掌事務）

第五百二十五条　安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十二部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター、次世代生物学的製剤研究センター、安全管理研究センター及び品質管理研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
（削る）
（削る）
国際協力室

第五百九十五条及び第五百九十六条　削除

（安全性予測評価部の所掌事務）

第五百二十五条　安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十四部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター及び次世代生物学的製剤研究センターを置く。

総務部
ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
真菌部
細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室

（品質保証・管理部の所掌事務）

第五百九十五条　品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二　感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

四　国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（安全実験管理部の所掌事務）

第五百九十六条　安全実験管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。

二　医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。

三　研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（安全管理研究センターの所掌事務）

第六百三条の七　安全管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。

二　医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。

三　研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（品質管理研究センターの所掌事務）

第六百三条の八　品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二　感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

四　国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　生活保護監査官一人（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ト　（略）

チ　自立支援指導官一人（北海道厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　社会福祉監査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ホ～チ　（略）

三　（略）

２～９　（略）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

（新設）

（新設）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　生活保護監査官一人（北海道厚生局及び東北厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ト　（略）

チ　自立支援指導官一人（北海道厚生局及び中国四国厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　社会福祉監査官七人

ホ～チ　（略）

三　（略）

２～９　（略）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官八人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

２　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一～四　（略）

五　近畿厚生局及び九州厚生局　情報官二人

（削る）

（削る）

（削る）

第七百三十四条の六～第七百三十四条の九　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

２～４　（略）

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

（削る）

新潟検疫所総務課

那覇検疫所総務課

国立療養所多磨全生園人事部

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設

国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

１～５　（略）

（削る）

ハ　企業年金監査官八人

二　（略）

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

２　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一～四　（略）

五　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官二人

ロ　再乱用防止対策官一人

六　九州厚生局　情報官二人

（再乱用防止対策官の職務）

第七百三十四条の六　再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬物使用に係るものに限る。）を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

第七百三十四条の七～第七百三十四条の十　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

２～４　（略）

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課

那覇検疫所総務課

国立療養所多磨全生園人事部

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設

国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

１～５　（略）

（薬事監視専門官の設置期間の特例）

６　第七百二十四条の関東信越厚生局の薬事監視専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

6～8　（略）

（削る）

9～11　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	大船渡市大船渡町
仙台検疫所花巻空港出張所	花巻市東宮野目
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

改正後

区分	定員	備考
本省	三三、六六一人	（略）
中央労働委員会	九八人	（略）
合計	三三、七五九人	

改正前

区分	定員	備考
本省	三三、四一八人	（略）
中央労働委員会	九九人	（略）
合計	三三、五一七人	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三条の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

7～9　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

10　第七百二十八条第二項第五号ロの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11～13　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 （新設）	大船渡市大船渡町 （新設）
（略）	（略）

予防接種法施行規則等の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（Ｈｉｂ感染症の予防接種の対象者） **第二条の二**　令第三条第一項の表Ｈｉｂ感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める月は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月とする。 ワクチン　月 乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン　生後六十月 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン　生後九十月 **第二条の三～第二条の五**　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の六**　令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 **第二条の七・第二条の八**　（略） （特定疾病） **第二条の九**　令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Ｈｉｂ感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。 特定疾病　年齢 ジフテリア　十五歳（予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下この表において「四種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン（以下この表において「五種混合ワクチン」という。）を使用する場合に限る。） 百日せき　十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）	（新設） **第二条の二～第二条の四**　（略） （新設） **第二条の五・第二条の六**　（略） （特定疾病） **第二条の七**　令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Ｈｉｂ感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。 特定疾病　年齢 ジフテリア　十五歳（予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下この表において「四種混合ワクチン」という。）を使用する場合に限る。） 百日せき　十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）

急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症	十歳（予防接種実施規則第九条又は第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合にあっては、十五歳）
（略）	（略）

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Ｈｉｂ感染症（Ｈｉｂ感染症にあっては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを使用する場合に限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症（乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用する場合に限る。）、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症	十歳
（略）	（略）

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
目次	
第一章　（略）	
第二章　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症の予防接種（第九条―第十一条）	
第三章～第五章　（略）	
（削る）	
第六章　小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十七条）	
第七章　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十八条）	
第八章　水痘の予防接種（第十九条）	
第九章　Ｂ型肝炎の予防接種（第二十条）	
第十章　ロタウイルス感染症の予防接種（第二十一条）	
第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十二条）	
第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十三条）	
附則	
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	（略）
新型コロナウイルス感染症	アナフィラキシー	血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）	心筋炎	心膜炎	熱性けいれん	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	（略）	四時間	二十八日	二十八日	二十八日	七日	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

改正前	
目次	
第一章　（略）	
第二章　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条）	
第三章～第五章　（略）	
Ｈｉｂ感染症の予防接種（第十七条）	
第六章　小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）	
第七章　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）	
第八章　水痘の予防接種（第二十条）	
第九章　Ｂ型肝炎の予防接種（第二十一条）	
第十章　ロタウイルス感染症の予防接種（第二十二条）	
第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十三条）	
第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十四条）	
附則	
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

第二章　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症の予防接種

（第一期予防接種の初回接種）

第九条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンにおいては、筋肉内又は皮下。第四項及び第六項並びに次条第二項及び第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

２　百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを前項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

３　急性灰白髄炎の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、不活化ポリオワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

４　Ｈｉｂ感染症の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回筋肉内又は皮下に注射するか、又は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

５　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第三条第二項に規定するところにより、Ｈｉｂ感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Ｈｉｂ感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、前項の規定を適用する。

第二章　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種

（第一期予防接種の初回接種）

第九条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

２　百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを前項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

３　急性灰白髄炎の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、不活化ポリオワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（新設）

（新設）

6　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

7　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

8　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、破傷風及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

9　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを同項に規定する間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

10　ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について又は破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（新設）

4　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

5　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

6　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

7　ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（第一期予防接種の追加接種）

第十条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、急性灰白髄炎の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は不活化ポリオワクチンを前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2　Ｈｉｂ感染症の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後前項に規定する間隔をおいて一回筋肉内若しくは皮下に注射するか、又は、乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを前条の初回接種終了後七月以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者が、前条の初回接種を終了せずに生後十二月を超えた場合であって、追加接種に乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用するときは、同条の初回接種に係る最後の注射終了後二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテ

（第一期予防接種の追加接種）

第十条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、急性灰白髄炎の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は不活化ポリオワクチンを前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（新設）

2　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを前項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（新設）

3　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

リア、破傷風及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について又は破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（削る）

4　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第六章　Ｈｉｂ感染症の予防接種

（接種の方法）

第十七条　Ｈｉｂ感染症の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

２　Ｈｉｂ感染症の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種終了後七月以上の間隔をおいて、乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者が、前項の初回接種を終了せずに生後十二月を超えた場合は、前項の初回接種に係る最後の注射終了後二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて、乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

３　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第三条第二項に規定するところにより、Ｈｉｂ感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Ｈｉｂ感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章　（略）

（接種の方法）

第十八条　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを六十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者	沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを六十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第六章　（略）

（接種の方法）

第十七条　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて三回皮下（沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンにあっては、筋肉内又は皮下。以下この条において同じ。）に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、生後十二月を超えて第二回目の注射を行った場合は、第三回目の注射を行わないものとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者	沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを六十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいた後であって、生後十二月に至った日以降において、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3　（略）

第七章　（略）

（接種の方法）

第十八条　（略）

第八章　（略）

（接種の方法）

第十九条　（略）

第九章　（略）

（接種の方法）

第二十条　（略）

第十章　（略）

（接種の方法）

第二十一条　（略）

第十一章　（略）

（接種の方法）

第二十二条　（略）

第十二章　（略）

（接種の方法）

第二十三条　（略）

第三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1～3　（略） 4　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種については、第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（以下この項及び次項において「旧予防接種法施行規則」という。）の附則（第十四条から第十七条まで及び第二十条の規定を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧予防接種法施行規則附則第十八条中「法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七条第一項の規定による予防接種については」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、同附則第十八条の二中「法附則第七条第一項の規定による予防接種」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種と	**附　則** 1～3　（略） 4　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種については、第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（以下この項及び次項において「旧予防接種法施行規則」という。）の附則（第十四条から第十六条までの規定を除く。）の規定及び第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（以下この項において「旧予防接種実施規則」という。）の附則（第一条から第五条までの規定を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧予防接種法施行規則附則第十七条中「法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法（以下「旧

みなされた旧法附則第七条第一項の規定による予防接種」と、「第四条第一項」とあるのは「第四条第二項」と、同附則第十九条中「法附則第七条第二項の規定により」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなして」とする。

5　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（予防接種実施規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前の注射であって、第二条の規定による改正後の予防接種実施規則（以下「新規則」という。）第九条又は第十条に規定する沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）の注射に相当するものについては、当該注射をそれぞれ新規則第九条又は第十条に規定する五種混合ワクチンの注射を受けた者とみなして、これらの規定を適用する。

2　施行日前の注射であって、新規則第十七条に規定する沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンの注射に相当するものについては、当該注射を同条に規定する沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンの注射と、当該注射を受けた者を同条の規定による沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。

○厚生労働省令第七十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号、第七条第二項及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準） **第二条**　法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　訓練を行う者　次のいずれにも該当する者であること。 イ　（略） ロ　申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練（法第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）を行った場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。 (1)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県（実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合にあっては、全国）の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位（職業訓練を行う一単位をいう。以下同じ。）の当該認定	（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準） **第二条**　法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　訓練を行う者　次のいずれにも該当する者であること。 イ　（略） ロ　申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練（法第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）を行った場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。 (1)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位（職業訓練を行う一単位をいう。以下同じ。）の当該認定職業訓練が終了した日が連続する三年の間に

法」という。）附則第七条第一項の規定による予防接種に使用する」と、同附則第十八条中「法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七条第一項の規定による予防接種については」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、同附則第十八条の二中「法附則第七条第一項の規定による予防接種」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七条第一項の規定による予防接種」と、「第四条第一項」とあるのは「第四条第二項」と、同附則第十九条中「法附則第七条第二項の規定により」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなして」と、旧予防接種実施規則附則第六条中「法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなして法」とする。

5　（略）

職業訓練を行った場合（当該二以上の単位の認定職業訓練が終了した日が連続する三年の間にある場合に限る。）に、当該認定職業訓練の受講を修了した第二号に規定する特定求職者等（以下「修了者」という。）及び当該認定職業訓練が終了した日前に就職した又は自営業者となったことを理由として当該認定職業訓練を受講することを取りやめた者（以下「就職理由退校者」という。）（以下「修了者等」という。）の就職率（修了者等のうち当該認定職業訓練が終了した日の翌日から起算して三月を経過する日までの間に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者（以下この条において「被保険者」という。）となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者（当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者を除く。）の数の合計数が、修了者（当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識（以下「基礎的技能等」という。）を付与するための認定職業訓練（以下「基礎訓練」という。）の修了者のうち連続受講（基礎訓練から基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（以下「実践訓練」という。）まで又は公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）までの連続した受講（これらの連続した受講について公共職業安定所長が指示したものに限る。）をいう。以下同じ。）をする者を除く。）の数及び就職理由退校者の数の合計数に占める割合（当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該認定職業訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。）をいう。以下同じ。）が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、二以上の単位の当該認定職業訓練について、それぞれ次に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ次に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

(i)・(ii)　（略）

(2)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県（実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合にあっては、全国）の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して五年を経過する場合は、この限りでない。

(3)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県（実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合にあっては、全国）の区域内において、第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書における当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった場合に、当該就職状況報告書を機構に提出した後に当該認定職業訓練を行った同一の都道府県（実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(4)　（略）

ハ～リ　（略）

ある場合に限る。）に、当該認定職業訓練の受講を修了した第二号に規定する特定求職者等（以下「修了者」という。）及び当該認定職業訓練が終了した日前に就職した又は自営業者となったことを理由として当該認定職業訓練を受講することを取りやめた者（以下「就職理由退校者」という。）（以下「修了者等」という。）の就職率（修了者等のうち当該認定職業訓練が終了した日の翌日から起算して三月を経過する日までの間に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者（以下この条において「被保険者」という。）となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者（当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者を除く。）の数の合計数が、修了者（当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識（以下「基礎的技能等」という。）を付与するための認定職業訓練（以下「基礎訓練」という。）の修了者のうち連続受講（基礎訓練から基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（以下「実践訓練」という。）まで又は公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）までの連続した受講（これらの連続した受講について公共職業安定所長が指示したものに限る。）をいう。以下同じ。）をする者を除く。）の数及び就職理由退校者の数の合計数に占める割合（当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該認定職業訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。）をいう。以下同じ。）が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、二以上の単位の当該認定職業訓練について、それぞれ次に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ次に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

(i)・(ii)　（略）

(2)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該認定職業訓練の修了者等の就職率がそれぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して五年を経過する場合は、この限りでない。

(3)　申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書における当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになった場合に、当該就職状況報告書を機構に提出した後に当該認定職業訓練を行った同一の都道府県の区域内において機構に対し当該認定職業訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(4)　（略）

ハ～リ　（略）

二～四　（略）

五　訓練期間　次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。

イ　（略）

ロ　実践訓練　二月以上六月以下

（削る）

六　訓練時間　次のイ及びロに掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める範囲内であること。

イ　基礎訓練　一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下（在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下）

ロ　実践訓練　次の(1)及び(2)に掲げる実践訓練の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める範囲内であること。

(1)　実施日が特定されていない科目を含まない実践訓練　一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下

(2)　実施日が特定されていない科目を含む実践訓練　一月につき八十時間以上

七～十九　（略）

（職業訓練受講手当）

第十一条　職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等（法第七条第一項に規定する認定職業訓練等をいう。以下同じ。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該認定職業訓練等が終了した日（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。）の属する月にあっては、当該認定職業訓練等が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一～五　（略）

二～四　（略）

五　訓練期間　次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。

イ　（略）

ロ　実践訓練　次の(1)及び(2)に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める範囲

(1)　実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練　三月以上六月以下（安定的な就職に有効な資格を取得できる申請職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの及び乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者等、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、二月以上六月以下）

(2)　実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練　二月以上六月以下

六　訓練時間　次のイ及びロに掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める範囲内であること。

イ　実施日が特定されていない科目を含まない申請職業訓練　一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下（乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者等、育児・介護休業法第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者等、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下）

ロ　実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練　一月につき八十時間以上

七～十九　（略）

（職業訓練受講手当）

第十一条　職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等（法第七条第一項に規定する認定職業訓練等をいう。以下同じ。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該認定職業訓練等が終了した日（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。）の属する月にあっては、当該認定職業訓練等が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一～五　（略）

六　乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者その他厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める特定求職者（以下「養育・介護中等の特定求職者」という。）が実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した場合にあっては、前号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。）がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であること。

七～十　（略）

２～６　（略）

附　則

第三条の七　第八条第一項及び前二条に規定するもののほか、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行った者に対して、職場見学等促進奨励金を支給するものとする。

２　（略）

（削る）

六　乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者、育児・介護休業法第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者その他厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める特定求職者（以下「養育・介護中等の特定求職者」という。）が実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した場合にあっては、前号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。）がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であること。

七～十　（略）

２～６　（略）

附　則

第三条の七　第八条第一項及び前二条に規定するもののほか、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第六十号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行った者に対して、職場見学等促進奨励金を支給するものとする。

２　（略）

第三条の八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第四十一号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に申請職業訓練（実践訓練に限り、実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を除く。）を開始しようとする者に係る第二条の規定の適用については、同条第五号ロ(1)中「、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、二月以上六月以下」とあるのは「に対して行う申請職業訓練にあっては、二月以上六月以下、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、二週間以上六月以下」と、同条第六号イ中「、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下」とあるのは「に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下、在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行う申請職業訓練にあっては、一月につき六十時間以上であり、かつ、一日につき原則として二時間以上六時間以下」とする。

２　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百六十二号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に申請職業訓練（実践訓練であって、実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練に限る。）を開始しようとする者に係る第二条の規定の適用については、同条第六号ロ中「八十時間以上」とあるのは「六十時間以上」と読み替えるものとする。

様式第一号（第一条関係）（表面）を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）（表面）

（様式A―16）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　理事長　殿

（申請者）
フリガナ
所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者役職名・氏名

職業訓練認定申請書

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第1条の規定により、下記のとおり職業訓練の認定を申請します。

記

1　訓練の種別　（　　）基礎訓練（基礎コース）
（　　）実践訓練（実践コース）

2　訓練分野　※該当する分野（1つ）にチェックを入れてください。

□02　IT分野	□07　林業分野	□12　輸送サービス分野	□17　金属関連分野
□03　営業・販売・事務分野	□08　旅行・観光分野	□13　エコ分野	□18　建設関連分野
□04　医療事務分野	□09　警備・保安分野	□14　調理分野	□19　理容・美容関連分野
□05　介護・医療・福祉分野	□10　クリエート（企画・創作）分野	□15　電気関連分野	□20　その他の分野
□06　農業分野	□11　デザイン分野	□16　機械関連分野	（　　）

※　新規　□（貴機関が初めて本分野の訓練を実施する場合はチェックしてください）

※　新規扱い　□（上記のほか、下記のいずれかに該当する場合はチェックしてください）

1　貴機関が本分野の認定職業訓練を他の都道府県内で実施したことがあるが、本申請により認定職業訓練を行おうとする都道府県内において初めて実施する場合（本申請により実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを行おうとする場合を除く。）

2　貴機関が本申請により認定職業訓練を行おうとする都道府県内（本申請により実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを行おうとする場合にあっては、全国）において、すでに本分野について求職者支援訓練等を実施しているが、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合

3　訓練概要

（1）　訓練科名（40文字以内）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿科

（2）　訓練期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日（　　か月）

（3）　受講者定員　　名

4　訓練実施施設名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　訓練実施機関番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※機構処理欄

施設名：	担当者：	㊞	受理番号：
申請書受理日：			

（様式Ｂ－６）

様式第３号（第17条関係）（表面）

職業訓練受講給付金支給申請書

①受講者番号				
フリガナ ②氏　　名		③生年月日	昭和 平成 令和　　年　　月　　日	
④住　　所	〒			
⑤個人番号				
支給申請内容 ⑥訓練コース番号				
⑦訓練科名				
⑧訓練実施施設名				
⑨支給申請の対象となる訓練期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日			
⑩収入	本人収入（　　円）　　世帯収入（　　円）			
⑪現在の就労の有無	□有　　□無			
⑫事前審査時からの変更	□無			
	□有	□金融資産（　　円）　□土地建物 □育児、介護　令和　　年　　月　　日（開始・終了） □住所　□通所方法・経路　□同一世帯受講 □その他　（　　）		
⑬添付書類	□就職支援計画書　□職業訓練受講給付金支給状況（支給記録） □その他（　　）			
⑭寄宿の有無	□有（　　）　□無			

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第17条の規定により、上記のとおり職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）の支給を申請します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長
地方運輸局長　殿

申請者氏名

（注　意　事　項）

1　申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって職業訓練受講給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

2　この申請書は、指定来所日に、必ず本人が提出してください。

3　職業訓練受講手当の額は、支給申請の対象となる訓練期間（支給単位期間）が28日未満の場合は3,580円×支給単位期間における日数、それ以外の場合は100,000円となります。

4　通所手当の額は、職業訓練受講給付金通所届を参考に、運賃、時間、距離等の事情に照らし安定所が算定した額となります。

5　寄宿手当の額は、支給単位期間につき10,700円となります。

6　３～５の手当は、育児・介護中等の特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練実施日（時間数）があることにより、減額されることがあります。

7　①欄は、職業訓練受講給付金事前審査通知書に記載された受講者番号を記載してください。

8　⑤欄は、事前審査時から変更があった場合（事前審査後に個人番号を取得した場合を含む。）に記載してください。

9　⑥～⑧欄は、あなたが受講する訓練コース番号、訓練科名、訓練実施施設名を記載してください。

10　⑨欄は、今回の支給申請において、給付金の支給対象となる訓練期間を記入してください。

11　⑩欄の「本人収入」とはあなたの収入を、「世帯収入」はあなたの収入に加え、同居又は別居の配偶者、子及び父母の収入を合算した収入を指します。

12　⑪欄について、現在の就労の有無について該当する項目にチェックを入れてください。

13　⑫欄について、①欄の受講者番号に係る事前審査を受けたときから現在の間に、状況の変化があった場合（例えば、家族状況に変化があった時など）は「有」及び該当する項目にチェック（金融資産については金額の記載を含む。）を入れてください。また、今回支給申請を行う訓練において既に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがある場合は、「事前審査時」を「前回職業訓練受講給付金の支給を受けた時」と読み替えてください。

14　職業訓練等を受けなかった日又は職業訓練等を一部のみ受けた日がある場合であって、疾病若しくは負傷又はやむを得ない理由がある場合にはそれを確認できる書類を添付するとともに、⑬欄の「その他」にチェックを入れ、書類名等を（　）内に記載してください。

15　⑭欄について、該当するものにチェックを入れてください。なお、「有」にチェックを入れた場合であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（　）内に記載してください。

様式第三号（第十七条関係）（表面）を次のように改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一号ロ(1)から(3)までの規定は、施行日以後に開始された認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下この条において同じ。）の修了者等（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号ロ(1)に規定する修了者等をいう。以下この条において同じ。）の就職率（同(1)に規定する就職率をいう。以下この条において同じ。）に係る実績について適用し、同日前に開始された認定職業訓練の修了者等の就職率に係る実績については、なお従前の例による。

第三条　新規則第二条第五号及び第六号の規定は、施行日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下この条において同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第一号及び第三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ新規則様式第一号及び第三号によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額の項及び第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第一条　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　（略） ２　法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村（以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。）に係る前項第一号イ(1)に規定する療養の給付に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことをもつて足りることとされている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額（施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（第五項において「特定疾病」という。）に係る療養の給付に要した費用の額を除く。次号において同じ。）に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額	（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　（略） ２　法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村（以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。）に係る前項第一号イ(1)に規定する療養の給付に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことをもつて足りることとされている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額（施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（第五項において「特定疾病」という。）に係る療養の給付に要した費用の額を除く。次号において同じ。）に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

三　（略）

3～5　（略）

6　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関等に支払うこととをもつて足りることとされている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の保険外併用療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この項及び次項において同じ。）につき算定した費用の額（施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた特定疾病に係る保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額を除く。次号において同じ。）から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の保険外併用療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この項及び次項において同じ。）につき算定した費用の額（施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた特定疾病に係る保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額を除く。次号において同じ。）から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

三　（略）

3～5　（略）

6　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関等に支払うこととをもつて足りることとされている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の保険外併用療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この項及び次項において同じ。）につき算定した費用の額（施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた特定疾病に係る保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額を除く。次号において同じ。）から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

三～九　（略）

7・8　（略）

三～九　（略）

7・8　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例）

第三条　令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一部負担金の割合軽減等市町村が属する都道府県に係る療養給付費等負担金の額の特例） **第四条**　算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額の項の規定により療養の給付に要した費用の額のうち同項に規定する負担軽減措置（以下単に「負担軽減措置」という。）の対象となる被保険者に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことをもつて足りることとされている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二十九条の二第八項の規定による市町村の認定を受けた者が受けた健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（以下「特定疾病」という。）に係る療養の給付に要した費用の額を除く。次号において同じ。） 二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額 **第五条の四**　算定政令第二条第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項の規定により同項に規定する食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額（以下「食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額」という。）のうち負担軽減措置の対象となる被保険者に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足りることとされている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の	（一部負担金の割合軽減等市町村が属する都道府県に係る療養給付費等負担金の額の特例） **第四条**　算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額の項の規定により療養の給付に要した費用の額のうち同項に規定する負担軽減措置（以下単に「負担軽減措置」という。）の対象となる被保険者に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことをもつて足りることとされている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二十九条の二第八項の規定による市町村の認定を受けた者が受けた健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（以下「特定疾病」という。）に係る療養の給付に要した費用の額を除く。次号において同じ。） 二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額 **第五条の四**　算定政令第二条第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項の規定により同項に規定する食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額（以下「食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額」という。）のうち負担軽減措置の対象となる被保険者に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもつて足りることとされている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施

附　則

（病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例）

第三条　令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額（被保険者のうち令第二十九条の二第八項の規定による市町村の認定を受けた者が受けた特定疾病に係る食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額を除く。次号において同じ。）

二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額

２・３　（略）

（算定政令第五条第一項第一号イ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の八　算定政令第五条第一項第一号イ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の調整対象給付費見込額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないもののうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）であるものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数

（算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　（略）

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないもののうち前期高齢者である加入者であるものの数

ロ　（略）

２～４　（略）

が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額（被保険者のうち令第二十九条の二第八項の規定による市町村の認定を受けた者が受けた特定疾病に係る食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額を除く。次号において同じ。）

二　国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置（法第四十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に占める当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の割合が百分の一を超える場合に、この号における措置の対象となる被保険者の食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額

２・３　（略）

（新設）

（算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　（略）

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないもののうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数

ロ　（略）

２～４　（略）

（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の調整対象給付費見込額

二　（略）

（算定政令第五条第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の八　算定政令第五条第五項第二号に規定する組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の組合特定被保険者の数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者の数

（算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の九　算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者交付金の額

二　第七条の五第二号に掲げる率

第七条の十・第七条の十一　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七条の七（見出しを含む。）	（略）	（略）
第七条の八（見出しを含む。）	第五条第五項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第七条の九（見出しを含む。）	第五条第五項第二号ハ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号ハ
第七条の十（見出しを含む。）	（略）	（略）
第七条の十一（見出しを含む。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の九までにおいて同じ。）に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者交付金の額

二　（略）

（新設）

（新設）

第七条の八・第七条の九　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七条の七（見出しを含む。）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第七条の八（見出しを含む。）	（略）	（略）
第七条の九（見出しを含む。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

第八条　令和六年度及び令和七年度の各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四、第七条の五、第七条の六及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条の見出し	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条第一項	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
第七条第一項第二号イ	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
	でないものに係る前期高齢者納付金	でないもの並びに算定政令附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（算定政令附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）に係る前期高齢者納付金

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（新設）

附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	同条第四項第一号	同条第四項第一号イ
	次条において同じ。）	以下同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出しを含む。）	第五条第五項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
	附則第四条	附則第八条の規定により読み替えられた附則第四条
	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
第十三条第三項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）

第九条・第十条　（略）

第八条・第九条　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支度金の額）	（自立支度金の額）
第十二条　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十七万四千円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万七千円）	一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万八千六百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万四千三百円）

二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額

イ　二以下　十七万三千百円

ロ　二・五以上三・五以下　八万六千五百五十円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第七十三号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・三四
昭和十六年度	二一・五五四
昭和十七年度	二〇・七九一
昭和十八年度	二〇・〇五五
昭和十九年度	一九・三四三
昭和二十年度	一八・六五五
昭和二十一年度	一七・九九〇
昭和二十二年度	一七・三四八
昭和二十三年度	一六・七二七
昭和二十四年度	一六・一二八
昭和二十五年度	一五・五四九

改正前	
別表（第二条関係）	
昭和十五年度	二二・二〇四
昭和十六年度	二一・四二〇
昭和十七年度	二〇・六六一
昭和十八年度	一九・九二九
昭和十九年度	一九・二二一
昭和二十年度	一八・五三七
昭和二十一年度	一七・八七七
昭和二十二年度	一七・二三八
昭和二十三年度	一六・六二二
昭和二十四年度	一六・〇二六
昭和二十五年度	一五・四五〇

昭和二十六年度	一四・九八九
昭和二十七年度	一四・四四八
昭和二十八年度	一三・九二六
昭和二十九年度	一三・四二一
昭和三十年度	一二・六六九
昭和三十一年度	一一・九五七
昭和三十二年度	一一・二八一
昭和三十三年度	一〇・六四一
昭和三十四年度	一〇・〇三四
昭和三十五年度	九・四五九
昭和三十六年度	八・九一四
昭和三十七年度	八・三九七
昭和三十八年度	七・九〇七
昭和三十九年度	七・四四三
昭和四十年度	七・〇〇二
昭和四十一年度	六・五八五
昭和四十二年度	六・一九〇
昭和四十三年度	五・八一五
昭和四十四年度	五・四六〇
昭和四十五年度	五・一二三
昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇

昭和二十六年度	一四・八九四
昭和二十七年度	一四・三五六
昭和二十八年度	一三・八三七
昭和二十九年度	一三・三三五
昭和三十年度	一二・五八八
昭和三十一年度	一一・八七九
昭和三十二年度	一一・二〇八
昭和三十三年度	一〇・五七二
昭和三十四年度	九・九六八
昭和三十五年度	九・三九七
昭和三十六年度	八・八五五
昭和三十七年度	八・三四一
昭和三十八年度	七・八五四
昭和三十九年度	七・三九二
昭和四十年度	六・九五五
昭和四十一年度	六・五四〇
昭和四十二年度	六・一四七
昭和四十三年度	五・七七四
昭和四十四年度	五・四二一
昭和四十五年度	五・〇八六
昭和四十六年度	四・七六九
昭和四十七年度	四・四六八
昭和四十八年度	四・一八三
昭和四十九年度	三・九一三
昭和五十年度	三・六五七
昭和五十一年度	三・四一四
昭和五十二年度	三・一八四
昭和五十三年度	二・九六六

昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四
昭和六十年度	一・七四三
昭和六十一年度	一・六〇〇
昭和六十二年度	一・四六四
昭和六十三年度	一・三三六
平成元年度	一・二一四
平成二年度	一・〇九九
平成三年度	〇・九八九
平成四年度	〇・八八五
平成五年度	〇・七八七
平成六年度	〇・六九四
平成七年度	〇・六〇六
平成八年度	〇・五二二
平成九年度	〇・四四三
平成十年度	〇・三六七
平成十一年度	〇・三一五
平成十二年度	〇・二六四
平成十三年度	〇・二一六
平成十四年度	〇・一六九
平成十五年度	〇・一五二
平成十六年度	〇・一三六
平成十七年度	〇・一一六
平成十八年度	〇・〇九七

昭和五十四年度	二・七五九
昭和五十五年度	二・五六三
昭和五十六年度	二・三七七
昭和五十七年度	二・二〇一
昭和五十八年度	二・〇三四
昭和五十九年度	一・八七六
昭和六十年度	一・七二六
昭和六十一年度	一・五八四
昭和六十二年度	一・四四九
昭和六十三年度	一・三二二
平成元年度	一・二〇一
平成二年度	一・〇八六
平成三年度	〇・九七七
平成四年度	〇・八七四
平成五年度	〇・七七六
平成六年度	〇・六八四
平成七年度	〇・五九六
平成八年度	〇・五一三
平成九年度	〇・四三四
平成十年度	〇・三五九
平成十一年度	〇・三〇七
平成十二年度	〇・二五七
平成十三年度	〇・二〇八
平成十四年度	〇・一六二
平成十五年度	〇・一四五
平成十六年度	〇・一二九
平成十七年度	〇・一〇九
平成十八年度	〇・〇九〇

平成十九年度	○・○八一
平成二十年度	○・○六六
平成二十一年度	○・○五三
平成二十二年度	○・○四一
平成二十三年度	○・○三一
平成二十四年度	○・○二四
平成二十五年度	○・○一八
平成二十六年度	○・○一四
平成二十七年度	○・○一三
平成二十八年度	○・○一二
平成二十九年度	○・○一一
平成三十年度	○・○一〇
令和元年度	○・○〇九
令和二年度	○・○〇八
令和三年度	○・○〇六

平成十九年度	○・○七四
平成二十年度	○・○五九
平成二十一年度	○・○四七
平成二十二年度	○・○三四
平成二十三年度	○・○二五
平成二十四年度	○・○一八
平成二十五年度	○・○一二
平成二十六年度	○・○〇八
平成二十七年度	○・○〇七
平成二十八年度	○・○〇六
平成二十九年度	○・○〇五
平成三十年度	○・○〇四
令和元年度	○・○〇三
令和二年度	○・○〇二
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項、第七十四条第一項及び同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害者作業施設設置等助成金）	（障害者作業施設設置等助成金）
第十七条の二　障害者作業施設設置等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。	**第十七条の二**　障害者作業施設設置等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。
一　障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者に限る。以下この項、第十八条の二第一項、第十九条の二第一項第一号の二ロ及び同項第二号ホからトまでにおいて同じ。）を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うもの（当該障害者の雇入れ又は継続雇用のため、当該設置又は整備が必要であると機構が認めるものに限る。）	一　障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者に限る。第十九条の二（第一項第一号の二ロ及び第二号ホからトまでを除く。）及び第二十条の二を除き、以下第二十三条の二までにおいて同じ。）を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うもの（当該障害者の雇入れ又は継続雇用のため、当該設置又は整備が必要であると機構が認めるものに限る。）
二　（略）	二　（略）
2　（略）	2　（略）

（障害者介助等助成金）

第十九条の二　障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。ただし、事業主が第二号に掲げる事業主（同号イに掲げる事業主又は同号ハに掲げる事業主（同号イに掲げる措置を行つたことにより同号ハに該当するものに限る。）に限る。）に該当することにより当該助成金の支給を受ける場合においては、第三号の事業主に該当することによる当該助成金は支給しないものとする。

一～二　（略）

三　次のイからハまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（対象障害者である労働者の雇入れ又は継続雇用のため、当該措置が必要であると機構が認めるものに限る。）

イ　その雇用する対象障害者である労働者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号及び第三十六条の十七第一号において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護に係る障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は障害者総合支援法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（ロ及びハにおいて「指定障害福祉サービス等」という。）（以下このイ及び第二十一条の二第一項第一号の二イにおいて「指定重度訪問介護等」という。）を受ける者である場合におけるその業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者（ロ及びハにおいて「第三号職場介助者」という。）の委嘱（指定重度訪問介護等を行う障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は障害者総合支援法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所（以下この号及び第二十一条の二第一項第一号の二において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に委嘱した場合に限る。）

ロ・ハ　（略）

四　（略）

２　（略）

（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）

第二十二条の二　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、次のいずれにも該当する事業所の事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　（略）

二　事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置（賃借による設置を除く。以下この号及び第二十三条の二第一項第二号イにおいて同じ。）又は整備（重度身体障害者等の雇用に適当であると機構が認める設置又は整備に限る。）が行われる事業所であつて、当該事業所において、現に雇用されている重度身体障害者等である労働者の雇用を継続することができると認められるものであること。

２　（略）

（法第四十九条第一項第七号の助成金）

第二十三条　（略）

２　障害者能力開発助成金は、法第七十三条の規定により、法第四十九条第一項第七号の業務に相当する業務として、精神障害者及び第三十四条の発達障害者等に関しても、支給する。

（障害者介助等助成金）

第十九条の二　障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。ただし、事業主が第二号に掲げる事業主（同号イに掲げる事業主又は同号ハに掲げる事業主（同号イに掲げる措置を行つたことにより同号ハに該当するものに限る。）に限る。）に該当することにより当該助成金の支給を受ける場合においては、第三号の事業主に該当することによる当該助成金は支給しないものとする。

一～二　（略）

三　次のイからハまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（対象障害者である労働者の雇入れ又は継続雇用のため、当該措置が必要であると機構が認めるものに限る。）

イ　その雇用する対象障害者である労働者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号及び第三十六条の十七第一号において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護に係る障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は障害者総合支援法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（ロ及びハにおいて「指定障害福祉サービス等」という。）（以下このイ及び第二十一条の二第一項第一号の二イにおいて「指定重度訪問介護等」という。）を受ける者である場合におけるその業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者（ロ及びハにおいて「第三号職場介助者」という。）の委嘱（指定重度訪問介護等を行う障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は障害者総合支援法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所（以下この号及び第二十一条の二第一項第一号の二において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に委嘱した場合に限る。）

ロ・ハ　（略）

四　（略）

２　（略）

（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）

第二十二条の二　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、次のいずれにも該当する事業所の事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　（略）

二　事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置（賃借による設置を除く。以下この号及び第二十三条の二第一項第一号において同じ。）又は整備（重度身体障害者等の雇用に適当であると機構が認める設置又は整備に限る。）が行われる事業所であつて、当該事業所において、現に雇用されている重度身体障害者等である労働者の雇用を継続することができると認められるものであること。

２　（略）

（法第四十九条第一項第七号の助成金）

第二十三条　（略）

２　障害者能力開発助成金は、法第七十三条の規定により、法第四十九条第一項第七号の業務に相当する業務として、精神障害者に関しても、支給する。

（障害者能力開発助成金）

第二十三条の二　障害者能力開発助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　法第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号において「事業主等」という。）であつて、障害者（障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者である者に限る。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（次号において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。次号において同じ。）に関する計画を、機構に提出し、認定を受けたもの

二　次のいずれかに該当する事業主等

イ　障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う事業主等

ロ　障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う事業主等

ハ　障害者能力開発訓練の事業を行う事業主等

（削る）

（削る）

2　（略）

第三十四条　法第七十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の厚生労働省令で定めるものに相当する業務は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とする。

発達障害者、高次脳機能障害を有するもの及び難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。以下この条において「発達障害者等」という。）	法第四十九条第一項第四号、第七号及び第十一号（同項第四号及び第七号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務
（略）	（略）

（障害者能力開発助成金）

第二十三条の二　障害者能力開発助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　法第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号及び第四号において「事業主等」という。）で、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（第四号の教育訓練を除く。次号及び第三号において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講を指示された障害者を受け入れるものに限る。次号において同じ。）を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うもの

二　事業主等で障害者能力開発訓練の事業を行うもの

三　その雇用する障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる事業主（当該障害者の適正な配置のため、当該障害者能力開発訓練を受講させることが必要であると機構が認めるものに限る。）

四　事業主等であつて、障害者（労働者であるものを除く。）が事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための法第四十九条第一項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

2　（略）

第三十四条　法第七十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の厚生労働省令で定める業務は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とする。

発達障害者、高次脳機能障害を有するもの及び難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。以下この条において「発達障害者等」という。）	法第四十九条第一項第四号及び第十一号（同項第四号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務
（略）	（略）

（法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格）

第三十九条　法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）に限る。）を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

二～五　（略）

２　（略）

附　則

（平成二十七年四月一日以後の重度障害者等通勤対策助成金の支給に関する措置）

第三条の五　（略）

（削る）

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
（略）	（略）

備考　除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

改　正　後

（障害者能力開発助成金）

第二十三条の二　障害者能力開発助成金は、次の各号のいずれにも該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　法第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号において「事業主等」という。）であつて、障害者（障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者である者に限る。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（次号において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十四項に規定する就労移行支援若しくは同条第十五項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力

（法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格）

第三十九条　法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）に限る。）を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

二～五　（略）

２　（略）

附　則

（平成二十七年四月一日以後の重度障害者等通勤対策助成金等の支給に関する措置）

第三条の五　（略）

２　第二十三条第一項の障害者能力開発助成金は、平成二十七年四月一日以後に第二十三条の二第一項の規定により障害者能力開発助成金の支給を受けることができることとなつた事業主等に対しては、当分の間、機構において支給しない。

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
（略）	（略）

備考　除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

（傍線部分は改正部分）

改　正　前

（障害者能力開発助成金）

第二十三条の二　障害者能力開発助成金は、次の各号のいずれにも該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　法第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号において「事業主等」という。）であつて、障害者（障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める求職者である者に限る。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（次号において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力

開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。次号において同じ。）に関する計画を、機構に提出し、認定を受けたもの

二　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

二　次項の規定　令和七年四月一日

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第十六号）の本則の表改正後欄の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第四の備考中「介護医療院」を削り、同表改正前欄の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第四の備考中「限る。）」を「限る。）」に改める。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中期計画の認可申請等） **第二条**　機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 （年度計画の記載事項等） **第四条**　（略） 2　機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。	（中期計画の認可申請等） **第二条**　機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 （年度計画の記載事項等） **第四条**　（略） 2　機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第五条　（略）

２　機構は、前項に規定する報告書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

２　（略）

（主務大臣）

第七条　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼開発事業		農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
利根導水路建設事業	（略）	（略）
	秋ヶ瀬取水堰	経済産業大臣及び国土交通大臣
	朝霞水路	国土交通大臣
群馬用水事業		農林水産大臣及び国土交通大臣
群馬用水施設		農林水産大臣及び国土交通大臣
房総導水路建設事業		農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
房総導水路（両総用水共用施設に限る。）		農林水産大臣及び国土交通大臣
房総導水路（両総用水共用施設を除く。）		経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）		（略）
東総用水事業		農林水産大臣及び国土交通大臣
東総用水施設		農林水産大臣及び国土交通大臣
朝霞水路改築事業		国土交通大臣
朝霞水路		国土交通大臣
埼玉合口二期事業		農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）		農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）		農林水産大臣及び国土交通大臣

（業務実績等報告書）

第五条　（略）

２　機構は、前項に規定する報告書を厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

２　（略）

（主務大臣）

第七条　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

印旛沼開発事業		厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
利根導水路建設事業	（略）	（略）
	秋ヶ瀬取水堰	厚生労働大臣及び経済産業大臣
	朝霞水路	厚生労働大臣
群馬用水事業		厚生労働大臣及び農林水産大臣
群馬用水施設		厚生労働大臣及び農林水産大臣
房総導水路建設事業		厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
房総導水路（両総用水共用施設に限る。）		厚生労働大臣及び経済産業大臣
房総導水路（両総用水共用施設を除く。）		厚生労働大臣及び経済産業大臣
（略）		（略）
東総用水事業		厚生労働大臣及び農林水産大臣
東総用水施設		厚生労働大臣及び農林水産大臣
朝霞水路改築事業		厚生労働大臣
朝霞水路		厚生労働大臣
埼玉合口二期事業		厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）		厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）		厚生労働大臣及び農林水産大臣

霞ヶ浦用水事業	霞ヶ浦用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
印旛沼開発施設緊急改築事業	印旛沼開発施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
群馬用水施設緊急改築事業	群馬用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣
群馬用水緊急改築事業	群馬用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣
利根導水路大規模地震対策事業	利根大堰	（略）
	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）	農林水産大臣及び国土交通大臣
	埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）	農林水産大臣及び国土交通大臣
	秋ヶ瀬取水堰	経済産業大臣及び国土交通大臣
	朝霞水路	国土交通大臣
房総導水路施設緊急改築事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	経済産業大臣及び国土交通大臣
豊川用水施設緊急改築事業	豊川用水緊急改築施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
豊川総合用水事業	豊川総合用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣

霞ヶ浦用水事業	霞ヶ浦用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）	（略）
印旛沼開発施設緊急改築事業	印旛沼開発施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
群馬用水施設緊急改築事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
群馬用水緊急改築事業	群馬用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣
利根導水路大規模地震対策事業	利根大堰に限る。）	（略）
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（利根大堰に限る。）（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間に限る。）に限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（埼玉合口二期施設（利根川水系星川の区間を除く。）に限る。）	厚生労働大臣及び農林水産大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（秋ヶ瀬取水堰に限る。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣
	利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（朝霞水路に限る。）	厚生労働大臣
房総導水路施設緊急改築事業	房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣
豊川用水施設緊急改築事業	豊川用水緊急改築施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）	（略）
豊川総合用水事業	豊川総合用水施設	厚生労働大臣及び農林水産大臣

豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川総合用水事業	木曽川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
三重用水事業	三重用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
愛知用水二期事業	愛知用水二期施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
長良導水事業	長良導水施設	国土交通大臣
木曽川用水施設緊急改築事業	木曽川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川右岸施設緊急改築事業	木曽川右岸施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曽川右岸緊急改築事業	木曽川右岸施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
正蓮寺川利水事業	正蓮寺川分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
	工業用水導水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
室生ダム建設事業	初瀬水路	国土交通大臣
香川用水事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
高知分水事業	高知分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水施設緊急改築事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曽川総合用水事業	木曽川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
三重用水事業	三重用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
愛知用水二期事業	愛知用水二期施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
長良導水事業	長良導水施設	厚生労働大臣
木曽川用水施設緊急改築事業	木曽川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曽川右岸施設緊急改築事業	木曽川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
木曽川右岸緊急改築事業	木曽川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）	（略）
正蓮寺川利水事業	正蓮寺川分水施設	厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	工業用水導水施設	厚生労働大臣及び経済産業大臣
室生ダム建設事業	初瀬水路	厚生労働大臣
香川用水事業	香川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
高知分水事業	高知分水施設	厚生労働大臣及び経済産業大臣
香川用水施設緊急改築事業	香川用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）	（略）

両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第二号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三号）の施行に伴い、及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第十七条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

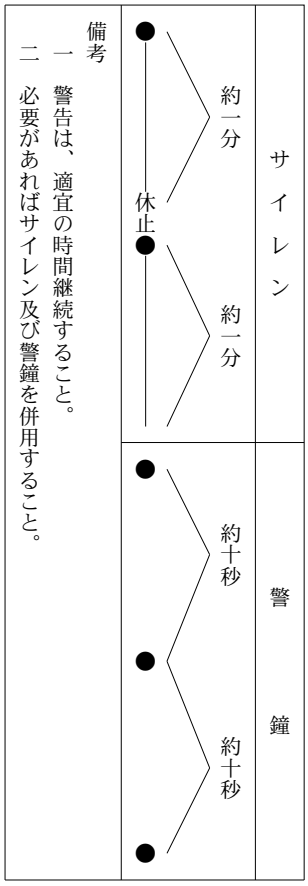
改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（次条及び第八条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一・二　（略） 2　（略） （立札による掲示の様式等） **第七条**　機構法施行令第十七条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　機構法施行令第十七条に規定する水資源開発施設等（以下この項において「水資源開発施設等」という。）の名称 二　水資源開発施設等の位置 三　その他流水の状況の変化によって生ずる危害を防止するために必要な事項	（情報通信の技術を利用する方法） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（次条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一・二　（略） 2　（略） （新設）

両筑平野用水事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
福岡導水事業	福岡導水施設	厚生労働大臣
（略）	（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	厚生労働大臣
（略）	（略）	（略）

２　機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示は、別記様式第一により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第二により行うことを例とする。

３　機構法施行令第十七条の規定による公衆の閲覧は、機構のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

４　機構法施行令第十七条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考

一　警告は、適宜の時間継続すること。

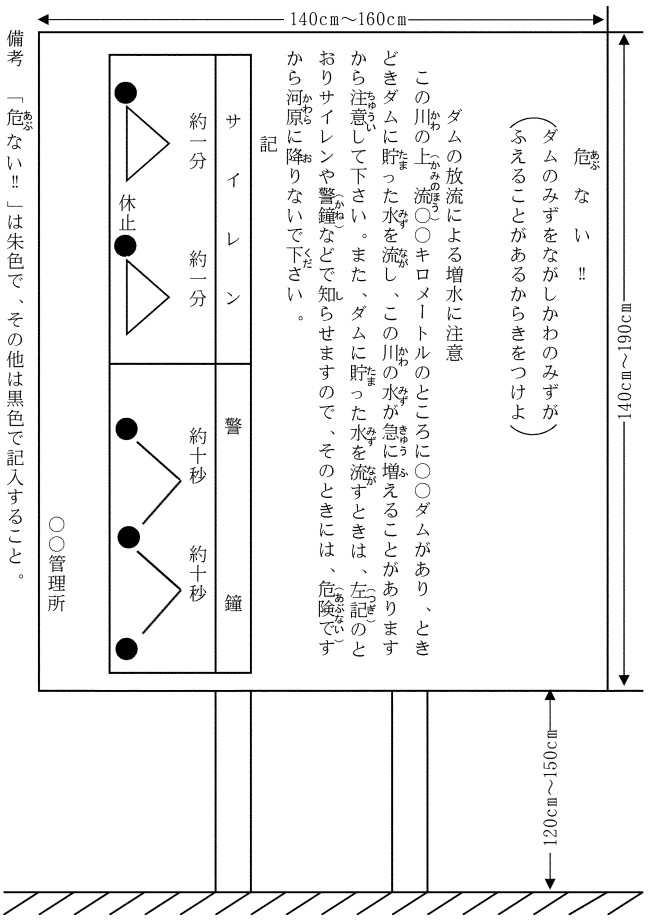
二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

（主務大臣）

第八条　（略）

別記様式第一

様式第一



備考　「危ない!!」は朱色で、その他は黒色で記入すること。

（主務大臣）

第七条　（略）

（新設）

別記様式第二

様式第二

備考　「危ない!!」は朱色で、その他は黒色で記入すること。

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法に関する経過措置）

2　この省令の施行の際、現に独立行政法人水資源機構が行っている独立行政法人水資源機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法については、この省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第二十一号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定に基づき、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準） **第六条**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。 一　（略） 二　次に掲げる工事に関する事項の変更 イ　（略）	（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準） **第六条**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。 一　（略） 二　次に掲げる工事に関する事項の変更 イ　（略）

ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設（荷さばき所、配送用作業施設、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

ハ・ニ　（略）

三　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正前				改正後			
別表（第五条関係）				別表（第五条関係）			
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等			施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	（略）	（略）	（略）	一	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）			
新市場創出対策整備費補助金				（削る）			
（略）				（略）			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金				（削る）			
（略）				（略）			
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金				（削る）			
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金				（略）			
（略）				（削る）			
森林整備・林業等振興事業費補助金				（略）			
森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金				（削る）			
（略）				（略）			
国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費補助金				（削る）			
（略）				（略）			

（削る）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員）			（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区　分	定　員	備　考	区　分	定　員	備　考
本　省	一三、八八四人		本　省	一三、九三四人	
林野庁	四、六七二人		林野庁	四、六八九人	
水産庁	一、〇二七人		水産庁	九九九人	
合　計	一九、五八三人		合　計	一九、六二二人	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十四号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三号）の施行に伴い、並びに特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）第十八条及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第三十一条の規定に基づき、特定多目的ダム法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

第一条　特定多目的ダム法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令

（特定多目的ダム法施行規則の一部改正）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

水産業振興対策地方公共団体整備費補助金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後

（立札による掲示の様式等）

第八条　令第十八条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　多目的ダムの名称

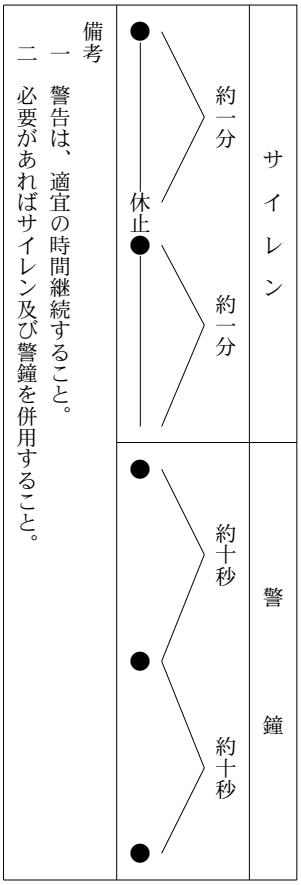
二　多目的ダムの位置

三　その他流水の状況の変化によつて生ずる危害を防止するために必要な事項

2　令第十八条に規定する立札による掲示は、別記様式第五により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第六により行うことを例とする。

3　令第十八条の規定による公衆の閲覧は、国土交通省又は多目的ダムを管理する都道府県知事の統括する都道府県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

4　令第十八条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考

一　警告は、適宜の時間継続すること。

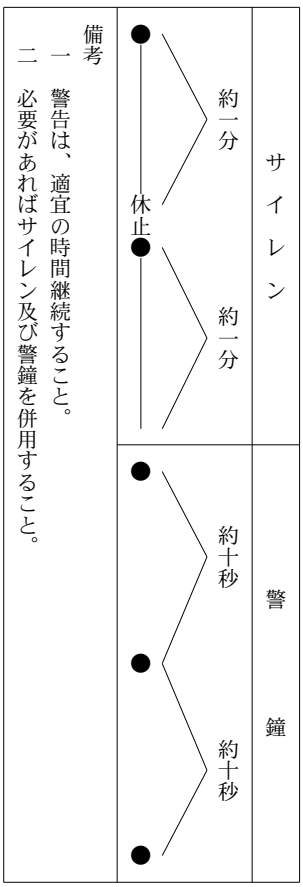
二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

改正前

（立札による掲示の様式等）

第八条　令第十八条に規定する立札による掲示は、別記様式第五により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第六により行うことを例とする。

2　令第十八条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考

一　警告は、適宜の時間継続すること。

二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

（河川法施行規則の一部改正）

第二条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

（立札による掲示の様式等）

第二十六条　令第三十一条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　ダムの名称

二　ダムの位置

三　その他流水の状況の変化によつて生ずる危害を防止するために必要な事項

2　令第三十一条の立札による掲示は、別記様式第十四により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第十五により行うことを例とする。

3　令第三十一条の規定による公衆の閲覧は、ダムを設置する者のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

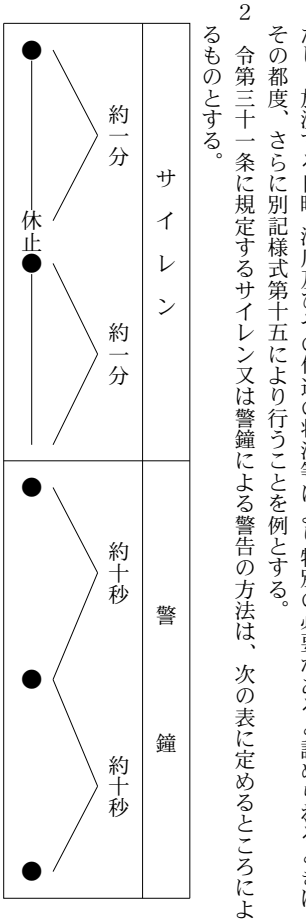
4　令第三十一条に規定するサイレン又は警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。

改正前

（立札による掲示の様式等）

第二十六条　令第三十一条の立札による掲示は、別記様式第十四により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第十五により行うことを例とする。

2　令第三十一条に規定するサイレン又は警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



	サイレン	警鐘
	約一分　休止　約一分	約十秒　約十秒

備考
一　警告は、適宜の時間継続すること。
二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

第二十七条の五　国土交通大臣は、第二十七条の三の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一～三　（略）
四　法第五十条第一項のダムを設置する者（以下この号及び第二十七条の十九第一項第四号において「ダム設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ～ハ　（略）
2　（略）

附　則

この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、九四六人	
観光庁	二二四人	
気象庁	五、〇三〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、七八八人	
合計	六〇、一七〇人	

区分	定員	備考
本省	三九、四一〇人	
観光庁	二二三人	
気象庁	五、〇二五人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、六八一人	
合計	五九、五二〇人	

附　則

（施行期日）
1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。
（定員の期間別の特例）
2　この省令による改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和六年九月三十日までの間においては、三九、九八六人とする。

○環境省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正前	改正後
（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び原子力規制委員会の定員） **第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 二、二五二人 / うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 原子力規制委員会 / 一、一三三人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 合計 / 三、三八五人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 二、二一五人 / うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 原子力規制委員会 / 一、一二一人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。 合計 / 三、三三六人

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○環境省令第十四号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

環境大臣　伊藤信太郎

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正前	改正後
（地方環境事務所に置く課等） **第七条**　（略） ２　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園高付加価値化企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、外来生物企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官及び外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然再生企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然	（地方環境事務所に置く課等） **第七条**　（略） ２　前項に掲げる室及び課のほか、地方環境事務所に統括環境保全企画官、脱炭素企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、外来生物企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、滞在環境整備専門官、地熱発電等調整専門官、自然環境調整専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括環境保全企画官、統括自然保護企画官、国立公園調整官、生物多様性保全企画官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、自然保護官及び国立公園管理官については福島地方環境事務所を除き、脱炭素企画官及び外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然再生企画官及び外来生物企画官については北海道地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海

環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園高付加価値企画官については九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所に限り、自然環境調整専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に基づく瀬戸内海、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に基づく指定水域並びに有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）に基づく有明海及び八代海等の環境の保全のための施策の企画及び立案等、里海づくりに関する施策の実施並びに漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置に関すること。

十七～二十四　（略）

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十七条　国立公園保護管理企画官は、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官及び国立公園高付加価値化企画官の所掌に属するものを除く。）を行い、自然保護官及び国立公園管理官の指揮監督を行う。

（国立公園利用企画官の職務）

第二十八条　国立公園利用企画官は、国立公園の保護及び整備（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに国立公園に関する事業の振興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園高付加価値化企画官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（国立公園高付加価値化企画官の職務）

第二十九条　国立公園高付加価値化企画官は、国立公園の利用の高付加価値化に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第三十条～第六十条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第六十一条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第六十三条の規定に基づき、第四十七条第一号から第七号まで、第四十八条第一号から第四号まで、第四十九条第一号から第十一号まで及び第五十四条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に基づく瀬戸内海の環境の保全のための施策の企画及び立案等、里海づくりに関する施策の実施並びに漂流ごみ等（同法第十六条の二に規定する漂流ごみ等をいう。）の除去、発生の抑制その他の必要な措置に関すること。

十七～二十四　（略）

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十七条　国立公園保護管理企画官は、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官の所掌に属するものを除く。）を行い、自然保護官及び国立公園管理官の指揮監督を行う。

（国立公園利用企画官の職務）

第二十八条　国立公園利用企画官は、国立公園の保護及び整備（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに国立公園に関する事業の振興に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（新設）

第二十九条～第五十九条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第六十条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第六十二条の規定に基づき、第四十六条第一号から第七号まで、第四十七条第一号から第四号まで、第四十八条第一号から第十一号まで及び第五十三条第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第六十二条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事　務	地方環境事務所	区　域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第六十三条　（略）

附　則

第一条　（略）

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十九条第一項の総務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（涉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十九条第一項の涉外広報課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十九条第一項の企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十九条第一項の企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十九条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第四十五条第二項及び第五十一条第二項の調整官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十五条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十五条第一項の環境再生課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十五条第一項の環境再生課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十五条第一項の廃棄物対策課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第五十一条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管轄区域の特例）

第六十一条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事　務	地方環境事務所	区　域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十六条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第六十二条　（略）

附　則

第一条　（略）

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十八条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（涉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十八条第一項の涉外広報課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十八条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十八条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十八条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第四十四条第二項及び第五十条第二項の調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十四条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第五十条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十六条　第五十一条第一項の工務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十七条　第五十一条第一項の輸送課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十八条　第五十一条第一項の管理課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第五十一条第一項の管理課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用企画課の設置期間の特例）

第二十条　第五十一条第一項の管理課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用事業推進課の設置期間の特例）

第二十一条　第五十一条第一項の土壌再生利用事業推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地課の設置期間の特例）

第二十二条　第五十一条第一項の用地課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例）

第二十三条　第六十一条第一項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○環境省令第十五号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）並びに公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）を実施するため、環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令

（環境省組織規則の一部改正）

第一条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第七条）	第一節　大臣官房（第一条―第六条）
第二節　地球環境局（第八条―第十一条）	第二節　地球環境局（第七条―第十条）
第三節　水・大気環境局（第十二条―第十四条）	第三節　水・大気環境局（第十一条―第十三条）
第四節　自然環境局（第十五条―第二十条）	第四節　自然環境局（第十四条―第十九条）
第五節　環境再生・資源循環局（第二十一条―第二十三条）	第五節　環境再生・資源循環局（第二十条―第二十二条）
第二章　施設等機関（第二十四条）	第二章　施設等機関（第二十三条）
第三章　地方支分部局（第二十五条）	第三章　地方支分部局（第二十四条）
第四章　原子力規制委員会（第二十六条）	第四章　原子力規制委員会（第二十五条）
第五章　環境省顧問（第二十七条）	第五章　環境省顧問（第二十六条）
附則	附則

（地方環境室並びに企画官及び調査官）

第一条　秘書課に地方環境室並びに企画官一人及び調査官一人を置く。

２・３　（略）

４　企画官は、命を受けて、秘書課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

５　（略）

（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官）

第三条　総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官一人を置く。

２～７　（略）

（削る）

８　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

第六条　環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室を置く。

２　保健業務室は、公害に係る健康被害の認定、補償の給付及び予防並びに公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に規定する公害保健福祉事業をいう。第四項第二号において同じ。）に関する事務（特殊疾病対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～７　（略）

（削る）

８　熱中症対策室は、熱中症対策（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第三項に規定する熱中症対策であって国が講ずる施策（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をいう。）、花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十四条第二項第六号において同じ。）による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。

９　熱中症対策室に室長を置く。

（化学物質審査室）

第七条　環境保健部化学物質安全課に、化学物質審査室を置く。

２　化学物質審査室は、環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。

３　化学物質審査室に、室長を置く。

第八条　（略）

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第九条　総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室を置く。

２・３　（略）

（地方環境室及び調査官）

第一条　秘書課に地方環境室及び調査官一人を置く。

２・３　（略）

（新設）

４　（略）

（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに計画官及び調査官）

第三条　総合政策課に、企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに計画官一人及び調査官一人を置く。

２～７　（略）

８　計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関する事務をつかさどる。

９　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室）

第六条　環境保健部環境保健企画管理課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室を置く。

２　保健業務室は、公害に係る健康被害の認定及び補償の給付並びに公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に規定する公害保健福祉事業をいう。第四項第二号において同じ。）に関する事務（特殊疾病対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～７　（略）

８　化学物質審査室は、環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。

９　化学物質審査室に、室長を置く。

（新設）

（新設）

第七条　（略）

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動適応室）

第八条　総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動適応室を置く。

２・３　（略）

4　気候変動科学・適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　気候変動に関する科学的知見の充実及びその活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地球環境局の所掌に関するものに限る。）。
二　気候変動に関する科学的知見の充実及びその活用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地球環境局の所掌に関するものに限る。）。
三　地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。
四　地球環境局の所掌事務に関する調査及び研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
五～七　（略）
八　前七号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に関すること。
5　気候変動科学・適応室に、室長を置く。
第十条・第十一条　（略）
（環境汚染対策室、水道水質・衛生管理室及び農薬環境管理室）
第十二条　環境管理課に、環境汚染対策室、水道水質・衛生管理室及び農薬環境管理室を置く。
2・3　（略）
4　水道水質・衛生管理室は、環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。
5　水道水質・衛生管理室に、室長を置く。
6・7　（略）
第十三条　（略）
（海域環境管理室及び企画官）
第十四条　（略）
2　海域環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。）のうち湖沼及び閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。）に係るもの。
イ～ハ　（略）
3・4　（略）
第十五条～第二十七条　（略）

（公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部改正）
第二条　公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。
「環境保健企画管理課」を「企画課」に改める。
附　則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

4　気候変動適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
一～三　（略）
四　前三号に掲げるもののほか、専ら気候変動適応を目的とする事務及び事業に関すること。
5　気候変動適応室に、室長を置く。
第九条・第十条　（略）
（環境汚染対策室及び農薬環境管理室）
第十一条　環境管理課に、環境汚染対策室及び農薬環境管理室を置く。
2・3　（略）
（新設）
（新設）
4・5　（略）
第十二条　（略）
（海域環境管理室及び企画官）
第十三条　（略）
2　海域環境管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（環境再生・資源循環局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。）の防止のために行うもの及び次に掲げる事務を除く。）に限る。）のうち湖沼及び閉鎖性海域（ほとんど陸岸で囲まれている海域である公共用水域をいう。）に係るもの。
イ～ハ　（略）
3・4　（略）
第十四条～第二十六条　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○防衛省令第四号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項第二号及び第四項から第七項まで並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第一項及び第三項、第十七条の六第一項第二号及び第三項、第十七条の六の二第一項第一号から第三号まで及び第五号、第二項、第三項第一号から第三号まで並びに第五項第二号、第十七条の六の三第一項から第四項まで及び第七項、同令第十七条の八の三第二項の規定により読み替えて適用する同令第十七条の四第一項並びに同令第十七条の九の二の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

防衛大臣　木原　稔

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、自衛官等（自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の学生をいう。以下同じ。）並びに生徒（同項の生徒をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は自衛官等であった者について法第二十二条及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第十七条の三から第十七条の九の二までの規定に基づいて国が行うべき療養の給付等（以下単に「療養の給付等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（実施機関の長）

第二条　療養の給付等を実施する権限を有する者（以下「実施機関の長」という。）として次の各号に掲げる者を指定し、その管轄区分は、それぞれ当該各号に掲げる自衛官等又は自衛官等であった者とする。

一　防衛大学校長　防衛大学校の学生

二　防衛医科大学校長　防衛医科大学校の学生

三　陸上幕僚長　陸上自衛官、陸上自衛隊の自衛官候補生及び生徒

四　海上幕僚長　海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生

五　航空幕僚長　航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生

２　陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下この項において「幕僚長」という。）は、自己の監督下にある部隊の長又は機関の長に幕僚長の指定する管轄区分に所属する者の療養の給付等を実施する権限を委任することができる。

３　前項の規定により委任を行うときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

４　次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に掲げる期間に係るそれらの者についての療養の給付等に関する実施機関の長は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、それらの者の現住所を担当区域に含む地方協力本部長とする。

一　療養を受けている自衛官、自衛官候補生、学生又は生徒が離職した場合におけるその離職の日の翌日以降の期間

二　訓練招集中又は教育訓練招集中に療養を受けている予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補についてそれぞれ当該訓練招集又は教育訓練招集の期間が終了した場合におけるその終了日の翌日以降の期間

（防衛省令で定める機関等）

第三条　令第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項並びに第十七条の六の三第二項及び第四項に規定する防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、海上幕僚監部及び海上自衛隊の地方総監部、自衛隊中央病院、自衛隊地方協力本部並びに防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関とする。

（自衛官等が負傷し、又は疾病にかかった場合の措置）

第四条　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が負傷し、又は疾病にかかり、療養を受けることを求めた場合には、令第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関（以下「部内医療機関」という。）において療養を行うことに努めなければならない。

２　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が負傷し、又は疾病にかかり、令第十七条の四第一項第四号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は同項第五号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「契約医療機関等」という。）において療養を受けることを求めた場合には、当該医療機関又は薬局において療養を受けさせなければならない。自衛官等が部内医療機関において療養を受けることを求め、その療養を受けることが困難であるとその実施機関の長が認めた場合においても、同様とする。

３　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が負傷し、又は疾病にかかり、部内医療機関、契約医療機関等及び保険医療機関等以外の医療機関又は薬局（第十三条第一項において「非契約医療機関等」という。）において療養を受けることを求め、又は療養を受けた場合において、部内医療機関、契約医療機関等又は保険医療機関等において療養を受けることが適当であると認めたときは、その旨を勧奨しなければならない。

４　自衛官等は、負傷し、又は疾病にかかり、自己を管轄区分とする実施機関の長の監督する病院及び診療所以外の医療機関又は薬局において療養を受けた場合には、自己を管轄区分とする実施機関の長に対して速やかにその旨を届け出なければならない。

（自己の管轄区分に属しない自衛官等に対する療養の給付等の実施）

第五条　実施機関の長は、特別の事情がある場合には、他の実施機関の長の管轄区分に属する自衛官等に対しても、自己の管轄区分に属する自衛官等と同様に療養の給付等を実施することができる。この場合には、関係ある実施機関の長相互の間において連絡を密にしなければならない。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第六条　法第二十二条第三項第二号に規定する防衛省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第二十二条第一項の規定による給付又は支給に関する事務

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第十九条の二に規定する事務

２　法第二十二条第四項に規定する防衛省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

（自衛官診療証）

第七条　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等に対して、別紙様式第一の自衛官診療証を作成し、交付しなければならない。

（療養の給付等）

第八条　法第二十二条第五項に規定する本人の資格に係る情報（同条第一項の規定による給付又は支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項第三号において同じ。）の照会を行う方法として防衛省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

２　令第十七条の五の二第一項の規定及び令第十七条の八の三第二項の規定により読み替えて適用する令第十七条の四第一項（第二号において「読替え後の令第十七条の四第一項」という。）に規定する自衛官等であることの確認を受ける方法として防衛省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　自衛官診療証を提出する方法

二　処方箋を提出する方法（特定医療機関等（読替え後の令第十七条の四第一項に規定する特定医療機関等をいう。以下同じ。）（薬局に限る。次条において「特定薬局」という。）から療養を受けようとする場合に限る。）

三　特定医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者の本人の資格に係る情報を用いて、国に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、国から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該特定医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であって、当該特定医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第二十二条第五項に規定する電子資格確認をいう。第十四条第二項において同じ。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

３　前二項の規定（前項第三号を除く。）は、特定医療機関等から入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受ける場合について準用する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（薬剤の支給）

第九条　特定薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、特定医療機関等（医療機関に限る。）において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受けた上、これを当該特定薬局に提出しなければならない。

（防衛省令で定める特別の事情）

第十条　令第十七条の四の二第一項に規定する防衛省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。

（入院時食事療養費）

第十一条　自衛官等が契約医療機関等又は保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養を受けた場合には、令第十七条の四の三第四項の規定により当該自衛官等に支給すべき入院時食事療養費は当該契約医療機関等又は保険医療機関等に支払うものとする。

2　自衛官等が部内医療機関から入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、その食事に要した費用のうち当該療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する金額の支払を免除するものとする。

3　健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の減額の対象となる自衛官等は、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条各号のいずれかに該当する者とする。

4　実施機関の長は、第十八条第七項に規定する自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証を部内医療機関以外の医療機関に提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額を支払った自衛官等で、その提出しないことがやむを得ないものと実施機関の長が認めた場合には、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすれば支払うべきであった食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として自衛官等に支給することができる。この場合において、当該給付を受けようとする自衛官等は、別紙様式第二の入院時食事療養費差額申請書に、当該医療機関に支払った食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類を添えて、実施機関の長に提出しなければならない。

（保険外併用療養費）

第十二条　自衛官等が契約医療機関等又は保険医療機関等から保険外併用療養費に係る療養を受けた場合には、令第十七条の四の五第三項において準用する令第十七条の四の三第四項の規定により当該自衛官等に支給すべき保険外併用療養費は当該契約医療機関等又は保険医療機関等に支払うものとする。

2　自衛官等が部内医療機関から健康保険法第六十三条第二項第三号から第五号までに掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用のうち当該療養について同法第八十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額に相当する金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額に同項の規定により厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額に相当する金額を合算した額）の支払を免除するものとする。

3　前条第四項の規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

（療養費）

第十三条　令第十七条の五第一項又は第二項の規定により自衛官等がその療養に要した費用で医療機関（部内医療機関を除く。）、薬局又はその他の者に支払うべき費用又は支払った費用を国費をもって負担することを希望するときは、別紙様式第三の療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。自衛官等が非契約医療機関等において引き続き療養を受けることについて、その者を管轄区分とする実施機関の長がやむを得ないと認めた場合にあっても、同様とする。

2　前項の規定により療養費請求書を提出するときは、自己が支払うべき費用又は支払った費用の明細について当該医療機関、薬局又はその他の者が証明した書類を添付しなければならない。

（訪問看護療養費）

第十四条　自衛官等が指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けた場合には、令第十七条の五の二第三項の規定により当該自衛官等に支給すべき訪問看護療養費は当該指定訪問看護事業者に支払うものとする。

2　指定訪問看護事業者から訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする自衛官等は、電子資格確認によることができないときは、第七条に規定する自衛官診療証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

（移送費）

第十五条　令第十七条の五の三第一項に規定する移送費の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第四の移送費請求書に、移送に要した費用の額についての証拠書類を添えて、実施機関の長に提出しなければならない。

（高額療養費）

第十六条　令第十七条の六各項及び第十七条の六の二各項の規定により高額療養費の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第五の高額療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。

2　自衛官等が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、前項の請求書に、当該各号に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

一　令第十七条の六第一項第二号に規定する療養の対象となる者

二　令第十七条の六第三項の規定による認定を受けた者

三　令第十七条の六第四項に規定する被保護者

四　令第十七条の六第五項の規定による認定を受けた者

五　令第十七条の六の二第一項第五号に該当する者

3　令第十七条の六第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付とする。

4　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項から第十項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする自衛官等は、次に掲げる事項を、同条第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付の実施機関（第六項から第八項までにおいて「給付実施機関」という。）を経由して、実施機関の長に申し出なければならない。

一　第七条に規定する自衛官診療証の記号・番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（第十一項第一号において単に「個人番号」という。）

二　当該自衛官等の氏名及び生年月日

三　当該自衛官等が受けるべき令第十七条の六第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付の名称

5　前項の申出については、認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当するときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。

6　実施機関の長は、第四項の申出に基づき認定を行ったときは、給付実施機関を経由して、認定を受けた自衛官等に対し当該自衛官等が該当する令第十七条の六の二第一項各号に掲げる者の区分（第八項及び第九項において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

7　認定を受けた自衛官等は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、給付実施機関を経由して、その旨を実施機関の長に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出については、第五項の規定を準用する。

一　令第十七条の六の二第一項第五号に該当していた自衛官等が、該当しないこととなったとき。

二　令第十七条の六の二第一項第五号に該当することとなったとき。

三　認定を受けた自衛官等が令第十七条の六第三項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付を受けないこととなったとき。

8　実施機関の長は、認定を受けた自衛官等が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、給付実施機関を経由して、当該自衛官等に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

9　認定を受けた自衛官等は、令第十七条の六第一項第一号に規定する病院等（第十九条第一項において単に「病院等」という。）から特定疾病給付対象療養（令第十七条の六第三項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項及び次条において同じ。）を受けようとするときは、第六項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

認定を受けた自衛官等（第十八条第一項の実施機関の長の認定又は同条第六項の申請書の提出に基づく実施機関の長の認定を受けている自衛官等を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の令第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から令第十七条の六の三第一項各号に掲げる療養を受けたときの同項又は同条第六項の規定の適用については、当該認定を受けた自衛官等は、第十八条第一項の実施機関の長の認定又は同条第六項の申請書の提出に基づく実施機関の長の認定を受けているものとみなす。

11　令第十七条の六第五項の規定による認定（次項から第十四項までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする自衛官等は、次に掲げる事項を記載した書類を実施機関の長に提出しなければならない。

一　第七条に規定する自衛官診療証の記号・番号又は個人番号

二　当該自衛官等の氏名及び生年月日

三　当該自衛官等のかかった健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する疾病の名称

12　前項の書類の提出については、認定を受けようとする自衛官等が同項第三号に掲げる疾病にかかったことに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかったことを証明する書類を添付しなければならない。

13　実施機関の長は、第十一項の書類の提出に基づき認定を行ったときは、当該自衛官等に対して別紙様式第六の自衛官特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

14　認定を受け、特定医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第八条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により自衛官等であることの確認を受けるときは、自衛官特定疾病療養受療証を当該特定医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

15　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなった後遅滞なく自衛官特定疾病療養受療証を当該特定医療機関等に提出しなければならない。

16　実施機関の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の医療機関から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げるもの又は自己の管轄区分に属する自衛官等が同項第二号に規定する療養について当該自衛官等の所属する共済組合支部の長（国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第四条に規定する支部の長をいう。）に対して別紙様式第七の高額療養費に関する通知書により通知するものとする。

17　令第十七条の六第一項第二号に規定する防衛省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

（高額療養費算定基準額）

第十七条　令第十七条の六の二第一項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した療養、同条第二項に規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養又は同条第三項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第十七条の六第一項第一号に掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を合算した額と同項第二号に掲げる額とを合算した金額若しくは同項第一号イからニまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一　令第十七条の六第一項第一号イに掲げる額　令第十七条の四第五項の規定により算定した費用の額

二　令第十七条の六第一項第一号ロに掲げる金額　令第十七条の四の五第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）に前号に定める額を合算した額

三　令第十七条の六第一項第一号ハに掲げる金額　令第十七条の五第三項の規定により算定した費用の額（食事療養について算定した費用の額を除くものとし、その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）

四　令第十七条の六第一項第一号ニに掲げる金額　令第十七条の五の二第二項の規定により算定した費用の額

五　令第十七条の六第一項第一号ホに掲げる金額　当該療養（食事療養を除く。）について国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

六　令第十七条の六第一項第一号ヘに掲げる金額　国家公務員共済組合法第五十七条の三第二項の規定により算定した費用の額

2　令第十七条の六の二第一項第五号に規定する防衛省令で定めるものは、令第十七条の六第一項の規定又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十七条の六の三第一項第五号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　令第十七条の六の二第五項第二号に規定する防衛省令で定めるものに係る療養は、健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものに係る療養とする。

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十八条　実施機関の長は、第六項の規定による認定を受けている場合を除き、自衛官等の標準報酬月額に基づき、令第十七条の六の三第一項第一号から第四号までの規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を行わなければならない。ただし、この項の規定による認定を受けた者が第六項の規定による認定を受けるに至ったときは、この項の規定による認定を取り消さなければならない。

2　実施機関の長は、前項の規定による認定を受けた者から別紙様式第八の限度額適用認定証交付申請書の提出があったときは、同項の規定による認定を受けた者に対して別紙様式第九の自衛官限度額適用認定証を交付しなければならない。

3　自衛官限度額適用認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、自衛官限度額適用認定証を実施機関の長に返納しなければならない。

一　自衛官等としての身分を失ったとき（令第十七条の七各項の規定により継続して療養の給付等を受けているときを除く。）。

二　自衛官等が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることとなったとき。

三　第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。

四　令第十七条の六の三第一項第一号に掲げる者が令第十七条の六の二第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十七条の六の三第一項第三号に掲げる者が令第十七条の六の二第一項第四号に掲げる者が令第十七条の六の二第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十七条の六の三第一項第四号に掲げる者が令第十七条の六の二第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき。

五　自衛官限度額適用認定証の有効期限に至ったとき。

4　第一項の規定による認定を受け、特定医療機関等又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から療養を受けようとする者は、第八条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第十四条第二項に規定する方法により自衛官等であることの確認を受ける場合において、当該医療機関等から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、自衛官限度額適用認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

5　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなった後遅滞なく自衛官限度額適用認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。

6　令第十七条の六の三第一項第五号に規定する防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けようとする自衛官等は、別紙様式第十の限度額適用・標準負担額減額認定申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、実施機関の長に提出しなければならない。

7　実施機関の長は、前項の申請書の提出に基づき認定を行ったときは、当該認定を受けた自衛官等に対して別紙様式第十一の自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付しなければならない。

8　限度額適用証の交付を受けた自衛官等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、限度額適用証を実施機関の長に返納しなければならない。

一　自衛官等としての身分を失ったとき（令第十七条の七各項の規定により継続して療養の給付等を受けているときを除く。）。

二　自衛官等が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることとなったとき。
三　令第十七条の六の三第一項第五号に掲げる者が令第十七条の六の二第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき。
四　限度額適用証の有効期限に至ったとき。
9　認定を受け、医療機関等から令第十七条の六の三各項に規定する療養を受けようとする者は、第八条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第十四条第二項に規定する方法により自衛官等であることの確認を受ける場合において、当該医療機関等から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。
10　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなった後遅滞なく限度額適用証を当該医療機関等に提出しなければならない。
11　令第十七条の六の三第三項及び第四項に規定する防衛省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。
（一部負担金等払戻金）
第十九条　実施機関の長は、自衛官等が支払った一部負担金等の額（同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る令第十七条の六第一項第一号イからニまでのいずれかに掲げる金額をいう。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。ただし、第一号に定める額が千円に満たない場合は、この限りでない。
一　一部負担金等の額が二万五千円（当該療養について令第十七条の六第一項の規定による高額療養費が支給される場合（次号に該当する場合を除く。）にあっては、当該高額療養費の額に二万五千円を加えた額）を超える場合　その超える額
二　二件以上の一部負担金等の額を合算して令第十七条の六第一項の規定による高額療養費が支給される場合であって、当該合算した額から当該高額療養費の額を控除した額が五万円を超える場合　その超える額
2　前項の規定は、自衛官等が支払った一部負担金等の額及び当該自衛官等の被扶養者が支払った令第十七条の六第一項第一号ホ又はヘに掲げる金額を合算して同項の規定による高額療養費及び国家公務員共済組合法第六十条の二の規定による高額療養費が支給される場合には適用せず、実施機関の長は、当該合算した額からこれらの規定による高額療養費の額を控除した額（以下この項において「差引負担合算額」という。）が五万円を超える場合には、その超える額に、一部負担金等の額から同項の規定による高額療養費の額を控除した額が差引負担合算額に占める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一部負担金等払戻金として当該自衛官等に支給する。
3　療養を受けた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。）が五十三万円以上である自衛官等に対する前二項の規定の適用については、第一項第一号中「二万五千円」とあるのは「五万円」と、同項第二号及び前項中「五万円」とあるのは「十万円」とする。
4　第一項第一号の一部負担金等の額又は同項第二号若しくは第二項の合算した額の全部又は一部について、他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額が含まれる場合における第一項及び第二項の適用については、第一項第一号中「一部負担金等の額」とあるのは「一部負担金等の額から他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額を控除した額」と、同項第二号中「合算した額から」とあるのは「合算した額から他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額を控除した額から、更に」と、第二項中「合算した額からこれら」とあるのは「合算した額から他の法令の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額を控除した額から、更に同項の規定による高額療養費の額及び同条」とする。
5　第一項又は第二項の規定により一部負担金等払戻金の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第十二の一部負担金等払戻金請求書を実施機関の長に提出しなければならない。
（給付制限）
第二十条　第二条第二項の規定により委任を受けた者（同条第四項各号に掲げる者については、その者の現住所を担当区域とする地方協力本部長をいう。第三項において同じ。）は、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したと認めるときは、その者を管轄区分とする実施機関の長に対して、速やかにその旨を届け出なければならない。
一　故意の犯罪行為により、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかったことにより、又は故意若しくは重大な過失により、疾病若しくは負傷又はこれらの直接の原因となった事故を生じさせた場合
二　正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかったことにより、又は重大な過失により、疾病の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合
三　正当な理由がなくて実施機関の長が行う診断を拒否した場合
2　実施機関の長は、前項の届出を受けた場合には、速やかにこれを審査し、その届出の内容が真実であると認めたときは、その自衛官等がその事実に該当した日以後の期間に係るその療養に要した費用の全部又は一部を、国費をもって負担しないように指示しなければならない。
3　第二条第二項の規定により委任を受けた者は、前項の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
4　実施機関の長は、自衛官等が令第十七条の八第一項から第三項までの規定のいずれかに該当したと認めたときは、その自衛官等がその事実に該当した日以後の期間に係るその療養に要した費用の全部又は一部を、国費をもって負担してはならない。
5　実施機関の長は、自衛官にあっては第一号に掲げる休職にされている場合、学生又は生徒にあっては第二号に掲げる休学にされている場合において、それぞれ公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかって療養を受けることを求めたときには、その休職又は休学の期間に係るその療養に要した費用を、国費をもって負担してはならない。ただし、その者がその休職又は休学にされた際、療養を受けているときは、令第十七条の七各項に規定する期間、継続して療養を行うことができる。
一　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条各号又は自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五十六条第一号若しくは第二号に掲げる事由のいずれかにされている場合（俸給の全部又は一部が支給されている場合を除く。）
二　自衛隊法第四十八条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休学にされている場合（学生手当又は生徒手当の全部又は一部が支給されている場合を除く。）
（療養と損害賠償との調整）
第二十一条　実施機関の長は、令第十七条の四第四項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第一項、第十七条の五の三第一項並びに第十七条の八の二の規定により療養に要した費用を国が負担すべき負傷又は疾病が第三者の行為によって生じたことが明らかであり、かつ、その負傷し、又は疾病にかかった自衛官等がその理由によって当該第三者から損害賠償を受けたときは、その損害賠償のうちその療養に応ずるものの価額の限度において、その療養に要した費用を負担してはならない。
（保険医療機関等から一部負担金の請求があった場合の措置）
第二十二条　実施機関の長は、自衛官等が保険医療機関等から療養を受ける際に支払うべき一部負担金の全部又は一部を支払わなかったため当該保険医療機関等から請求を受けたときは、当該自衛官等にその旨通知するものとする。
（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合等における規定の準用）
第二十三条　第四条から第十八条まで及び第二十条から前条までの規定は、自衛官等であった者が令第十七条の六から第十七条の七までの規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは高額療養費の支給を受ける場合において準用する。
（法第二十二条第六項の防衛省令で定める者等）
第二十四条　法第二十二条第六項の防衛省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　防衛大臣
二　国
三　自衛官等の給与支給機関
四　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金

五　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
六　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
七　医療機関等　令第十七条の五第一項に規定する令第十七条の三第一項各号に掲げる療養を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関
八　都道府県知事
九　市町村長
十　法第二十二条第七項の防衛省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が、同法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
二　本人の同意を得た者又は本人から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた国（当該国から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合
三　国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合
四　がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
六　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
七　第三号から前号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
イ　国の行政機関（前項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ　大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ　民間事業者　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
八　社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
九　独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合

（検査証票）

第二十五条　法第二十二条第十三項に規定する検査証票は、別紙様式第十三による。

（委任規定）

第二十六条　この省令に定めるもののほか、この省令の実施に関して必要な事項は、実施機関の長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和三十年防衛庁訓令第七十三号）の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式第一（第七条関係）（表面）

自　衛　官　診　療　証

〔本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。〕

記号	自	番号	
本人	氏　名		男・女
	生　年　月　日	年　月　日生	
	住所（営外者）又は部隊所在地名（営内者）		
	身　分	営外者　営内者	
発行者	部　隊　名　等		
	所　在　地		
	機　関　名 官　職　印 発行者符号		
交付年月日		年　月　日	
有効年月日		年　月　日	

別紙様式第一（裏面）

注　意　事　項

1　この証の交付を受けたときは、営外者はすぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2　この証では公務上の傷病又は通勤による傷病については、診療は受けられません。
3　部内医療機関以外の医療機関等で診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口に提出して受診してください。
4　この証で診療を受けたときは、次の額をその都度支払ってください。ただし、契約医療機関等の場合は、防衛大臣が定めた額を支払ってください。
ア　保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）　3割に相当する額
イ　入院時の食事に要する費用　1日につき定額の標準負担額
5　有効期間を経過したとき又は自衛官としての身分を失ったときは、遅滞なくこの証を発行者に返納してください。
6　不正にこの証を使用した者は、刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。
7　その他表面の記載事項に変更のあったときは、直ちに発行者に差し出して訂正を受けてください。
8　転属の時は、転属先で新たに発行を受け、同時に本証を旧発行者に返納してください。

臓器提供意思表示欄

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1．2．3．のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植のために臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。
≪1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。≫
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日
本人署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿　家族署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿

別紙様式第二（第十一条関係）

入院時食事療養費差額申請書

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
支払った標準負担額の合計額	円		
傷病名			
傷病の原因			
入院した医療機関名及びその住所			
入院期間	年　月　日から　年　月　日まで		
標準負担額減額認定証を提出できなかった理由			

上記のとおり必要書類を添付の上申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

申請者　住所
氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第三（第十三条関係）

療養費請求書

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
医療機関名又は薬局名及びその住所		保険医療機関等 その他	
傷病名			
初診年月日	年　月　日		
療養期間	年　月　日から　年　月　日まで		
自衛官診療証を使用しなかった理由			
療養に要した費用	円		
請求額	円		

上記のとおり必要書類を添付の上申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

請求者　住所
氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第四（第十五条関係）

移　送　費　請　求　書

自衛官 診療証 記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）		（　年　月　日生）	
移送の方法及び経路			移送に要した費用		円
移送に関して付添いがあった場合	付添人の氏名及びその住所		付添人に係る移送の費用		円
医師の証明	移送を必要とする理由				
	傷病名		傷病の原因		
	発病又は負傷の年月日	年　月　日			
	入院した場合の入院期間	年　月　日から　年　月　日まで			
	年　月　日 住所 医師 氏名				
上記のとおり必要書類を添付の上申請します。 （実施機関の長）殿 年　月　日 請求者　住所 氏名					

１　「医師の証明」欄は、医師に記入してもらってください。

２　付添いが必要であった場合は、「移送を必要とする理由」欄に付添いが必要であった理由を医師に記入してもらってください。

３　用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第五（第十六条関係）

高額療養費請求書（　年　月分）

自衛官 診療証 記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
医療機関名又は薬局名及びその住所			
傷病名			
初診年月日	年　月　日	年　月　日	
療養期間	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	
本人に係る負担額	円		
被扶養者に係る負担額	円		
今回の療養を受けた月以前１２月間に受けた療養（被扶養者の受けたものを含む。）について高額療養費の支給を既に３回以上受けているときは、その年月及び金額			
請求根拠			
算式			
請求額	円		
上記のとおり必要書類を添付の上申請します。 （実施機関の長）殿 年　月　日 請求者　住所 氏名			

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第六（第十六条関係）（表面）

自衛官特定疾病療養受療証

本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。

年　月　日交付

認定疾病名		
自衛官診療証記号番号		
所属階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男女
住所		
自己負担限度額		
発行期日	年　月　日から有効	
発行者 部隊名等		
発行者 所在地		
発行者 機関名		
発行者 官職印		

別紙様式第六（裏面）

注　意　事　項

1　この証の交付を受けたときは、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2　この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、医療機関等ごとに１か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
3　医療機関等について認定疾病に係る保険診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。この場合には、その認定疾病に係る療養が終わるまで、この証は保管されて、療養が終わってから返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に差し出して訂正を受けてください。

別紙様式第七（第十六条関係）

防衛省共済組合　　支部長　殿

（実施機関の長）

高額療養費に関する通知書（　　年　　月　　日分）

次のとおり通知する。

本人欄						被扶養者欄		
番号	所属	階級	氏名（生年月日）	金額	備考	氏名	金額	備考

備考１　この通知書は、自衛官等が療養を受けた月ごと作成し、送付する。ただし、書面で行う場合には、３部作成し、うち２部を送付する。
2　自己負担額が21,000円以上のものを記入する。該当者がない場合「該当者なし」とする。
3　金額欄には自己負担額（令第１７条の６第１項第２号に規定するなお負担すべき額があった場合は、その費用の額）を記入する。
4　備考欄には令第１７条の６第１項第１号以外に該当する場合その適用される条、項及び号の番号を記入する。
5　該当者ごとの診療報酬請求書（写）を添付する。
6　共済組合からは、被扶養者欄に記入の上返送される。
7　用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第八（第十八条関係）

限度額適用認定証交付申請書

自衛官 診療証 記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	男・女 （　年　月　日生）
入院期間	年　月　日から　年　月　日まで		
① 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
① 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
② 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
② 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
③ 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
③ 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の３第１項第１号		該当・非該当	
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の３第１項第２号		該当・非該当	
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の３第１項第３号		該当・非該当	
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の３第１項第４号		該当・非該当	

上記のとおり申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

申請者　住所
氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第九（第十八条関係）（表面）

自衛官限度額適用認定証

本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。

年　月　日交付

自衛官診療証記号番号		
所属・階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男 女
住所		
発行年月日	年　月　日	
有効期限	年　月　日	
適用区分		
発行者	部隊名等	
	所在地	
	機関名	
	官職印	

別紙様式第九（裏面）

注意事項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。

2　この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を自衛官診療証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。

4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、遅滞なくこの証を発行者に返納してください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。

２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。

３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２第１項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「エ」と記載すること。

別紙様式第十（第十八条関係）

限度額適用・標準負担額減額認定申請書

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	男・女 （　年　月　日生）
長期入院	該当・非該当		
入院期間	年　月　日から　年　月　日まで		
① 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
① 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
② 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
② 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
③ 申請日の前１年間の入院期間（日数）		年　月　日から 年　月　日まで	日間
③ 入院した保険医療機関等		名称 所在地	
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の３第１項第５号		該当・非該当	

上記のとおり申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

申請者　住所
氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第十一（第十八条関係）（表面）

自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証

〔本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。〕

年　月　日交付

自衛官診療証記号番号		
所属・階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男 女
住所		
発行年月日	年　月　日	
有効期限	年　月　日	
適用区分		
長期入院該当	年　月　日	発行者官職印
発行者 部隊名等		
発行者 所在地		
発行者 機関名		
発行者 官職印		

別紙様式第十一（裏面）

注意事項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。

2　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。

(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、別に定められた額を限度とします。

(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を自衛官診療証等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。

4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、遅滞なくこの証を発行者に返納してください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。

２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。

３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２第１項第５号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

別紙様式第十二（第十九条関係）

一部負担金等払戻金請求書（　　年　　月分）

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
氏名（続柄）	本人		
医療機関名又は薬局名及びその住所			
初診年月日	年　月　日	年　月　日	
療養期間	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	

算式			
	氏名（続柄）	本人	
	⑴一部負担金等の額又は被扶養者の負担金の額（公費負担の額を含む。）	円	円
	⑵公費負担の額		
	⑶徴収された費用の額		
	⑷高額療養費の額		
	⑸差引額 （⑴－（⑵－⑶）－⑷）		

請求額	円

上記のとおり必要書類を添付の上申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

請求者　住所
氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

別紙様式第十三（第二十五条関係）（表面）

第　　号　　年　月　日発行

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第22条第13項に基づく検査証票

所属

官職

氏名

生年月日

写真

発行者　防衛大臣

別紙様式第十三（裏面）

○　防衛省の職員の給与等に関する法律（抄）

（療養等）

第22条　（略）

２～７　（略）

８　何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一　防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二　防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

９　何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース（自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一　防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二　防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する防衛省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

10　防衛大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

11　防衛大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

12　防衛大臣は、前二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第八項若しくは第九項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

13　前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

14　第十二項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

備　考

１　用紙は厚質青紙とし、大きさは縦5.4センチメートル横8.5センチメートルとする。

２　写真の大きさは、縦3.5センチメートル横2.5センチメートルとする。

○防衛省令第五号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項及び第二十八条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十五並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、並びに防衛省設置法及び防衛省組織令を実施するため、防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

防衛大臣　木原　稔

防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第一条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	四九人	八三人	二〇二人	一四一人	二一九人	三九六人	一〇三人	七四人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	四九	四一	五
防衛医科大学校		三	三	一〇	一七	一〇	三九	四一	六	四
防衛研究所		一	二	三	九	一	一六	五	一	一
統合幕僚監部		一	四	三	八	一七	三二	一二	一四	二
陸上自衛隊	一	一八	三六	二九	四六	八二〇	一、八二六	七四八	四九六	八四
海上自衛隊		七	一八	一三	一八二	三一五	九三一	四九六	一五〇	八九
航空自衛隊		五	一六	一〇八	二〇四	二五〇	八三七	四五九	一五〇	七四
情報本部	五	九	一三	五〇	四五	八九	二四六	一五〇	二四	一
防衛監察本部	一	一	一	二	四	七	五	一一	二	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二一七	三九二	五八二	八七九	二七九	一〇四
防衛装備庁	二	一八	二八	四二	一三五	一五〇	一三七	三三三	九四	三一

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	四人	二九人	四一人	人	人
防衛大学校	一	一六	七		

改正前

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五一人	七七人	一九九人	一三三人	二二六人	三八一人	一〇五人	八三人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一六	一二	三四	四九	四三	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一七	九	四〇	四二	四	三
防衛研究所		一	二	三	九	一	一七	六	二	二
統合幕僚監部		一	四	三	七	一八	三〇	一一五	一五	一
陸上自衛隊	一	一八	三六	二九八	四九六	八〇六	一、八三四	七七二	四九八	八三
海上自衛隊		七	一八	二〇	一三九	一八四	三〇〇	九四一	四九八	八二
航空自衛隊		五	一六	一〇七	二〇三	二四九	八三三	四六四	六七	
情報本部	五	九	一二	四九	四二	八二	二二六	一四八	二〇	
防衛監察本部	一	一	一	二	四	七	五	一一	二	一
地方防衛局	一	三三	二〇	七三	二一三	三六二	五六六	八八七	二八二	九二
防衛装備庁	二	一八	二七	三九	一二九	一三八	一二八	三〇二	九四	二五

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	四人	二九人	四一人	人	人
防衛大学校	一	一六	七		

別表第三　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	五	四			
統合幕僚監部	一				
陸上自衛隊	五八	七〇七	一、三三〇	二七六	二三
海上自衛隊	一八	二〇四	一一九	七	
航空自衛隊	一八	一八八	二八七	四	
情報本部	一	二	一二	四	
防衛監察本部		一			
地方防衛局		一〇	一		
防衛装備庁	一	一四	二五	一	

別表第四　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		五五	五一	八三	九八
防衛大学校	一人	一五二人	一〇三人	一七人	一人

別表第五　医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　［略］

ロ　医療職俸給表㈡

職務の級の区分 / 組織の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		一	三	七	二〇	二八	四二	
防衛大学校	人	人	人	二人	一人	二人	二人	人

別表第三　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		五五	五一	八三	九八
防衛大学校	一人	一五二人	一〇三人	一七人	一人

別表第四　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		五五	五一	八三	九八
防衛大学校	一人	一五二人	一〇三人	一七人	一人

別表第五　医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　［略］

ロ　医療職俸給表㈡

職務の級の区分 / 組織の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		一	三	七	二〇	二八	四二	
防衛大学校	人	人	人	二人	一人	二人	二人	人

別表第三　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		五五	五一	八三	一〇三
防衛大学校	一人	一五二人	一〇三人	一七人	二人

別表第四　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		五五	五一	七五	一〇三
防衛大学校	一人	一五二人	一〇三人	二〇人	一人

別表第五　医療職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　［同上］

ロ　医療職俸給表㈡

職務の級の区分 / 組織の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校		一	三	七	二〇	二八	四二	
防衛大学校	人	人	人	二人	一人	二人	二人	人

ハ　医療職俸給表(三)

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
七級			
六級			
五級	一五		
四級	四七	一四	九
三級	一四九	三二	四六
二級	一五三	七五	四九
一級	一〇	一	四

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	防衛大学校	防衛医科大学校	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
七級	人				
六級	人	一			
五級	人	四		五	三
四級	人	二三	九	一一	一一
三級	人	四二	二六	一七	二二
二級	四人	三八六	三六	一四	一二九
一級	人				一

別表第六　［略］

別表第七　行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	防衛省本省の内部部局	防衛大学校	防衛医科大学校	防衛研究所	統合幕僚監部	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
十級	人							
九級	人							
八級	人							
七級	人							
六級	人							
五級	人	（一）一						
四級	人	（二）三	（五）五	（四）四		（三）三		（七）七
三級	人	（一三）一四	（四）四	（一一）一一	（二）二	（三四五）三八七	（七八）九〇	（一〇〇）一一二
二級	人			（二）二				（四一）四五
一級	人							

ハ　医療職俸給表(三)

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
七級			
六級			
五級	一五		
四級	四七	一四	九
三級	一四九	三二	四二
二級	一五二	七五	五三
一級	一〇	一	四

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	防衛大学校	防衛医科大学校	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
七級	人				
六級	人	一			
五級	人	四		五	三
四級	人	一九	九	一一	一一
三級	人	四五	二六	一七	二二
二級	四人	三八四	三六	一四	一二九
一級	人				一

別表第六　［同上］

別表第七　行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 ＼ 組織の区分	防衛省本省の内部部局	防衛大学校	防衛医科大学校	防衛研究所	統合幕僚監部	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
十級	人							
九級	人							
八級	人							
七級	人							
六級	人							
五級	人	（一）一						
四級	人	（三）三	（五）五	（四）四		（三）三		（一一）一一
三級	人	（一四）一四	（一二）一二	（一〇）一〇	（一）一	（三八七）三八七	（九〇）九〇	（一一四）一一四
二級	人			（三）三				（五五）五五
一級	人							（一）二

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	(一) 二	人	人
防衛大学校			(四) 四		
防衛医科大学校			(四) 四		
統合幕僚監部			(一) 一		
陸上自衛隊			(三一一) 三一五		
海上自衛隊			(七三) 七九		
航空自衛隊			(一九) 二九	(四〇) 四九	
情報本部			(一) 三		
地方防衛局				(一) 二	
防衛装備庁				(三) 三	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
情報本部			(三) 三	(一五) 一九	一
防衛監察本部			(一) 二	(六) 六	
地方防衛局			(一三) 二三	(六〇) 六五	(七〇) 七二
防衛装備庁			(一九) 二〇	(一九) 二〇	(一) 一
防衛大学校					(一一) 二三
防衛医科大学校					(三) 三

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	(一) 二	人	人
防衛大学校			(四) 四		
防衛医科大学校			(七) 七		
統合幕僚監部			(一) 一		
陸上自衛隊			(三一五) 三一五		
海上自衛隊			(八三) 八三		
航空自衛隊			(三六) 三六	(五一) 五一	
情報本部			(一) 二		
地方防衛局				(一) 二	
防衛装備庁				(三) 三	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
情報本部			(三) 三	(一九) 一九	一
防衛監察本部			(一) 二	(六) 六	
地方防衛局			(一七) 二七	(六六) 六六	(八〇) 八〇
防衛装備庁			(一〇) 二〇	(一〇) 二〇	(一) 一
防衛大学校					(一七) 二七
防衛医科大学校					(三) 三

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第八　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人	二（二）人

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第九　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所	人	人	人	七（七）人	人	人
情報本部				一（一）	一	
防衛装備庁				三九（三五）	四（四）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十　医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　医療職俸給表㈡

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人	二人	人	人
防衛医科大学校					五（五）	二（二）		
陸上自衛隊						一二（一二）		二
航空自衛隊						一（一）		五（四）

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第八　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人	四（四）人

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第九　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛研究所	人	人	人	七（七）人	人	人
情報本部				一（一）	一	
防衛装備庁				三九（三五）	四（四）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十　医療職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　医療職俸給表㈡

組織の区分＼職務の級の区分	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人	二人	人	人
防衛医科大学校					七（七）	二（二）		
陸上自衛隊						一二（一二）		二
航空自衛隊						一（一）		五（五）

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人 七（七）	人 二（二）	人 四（三）	人
陸上自衛隊						一	
航空自衛隊					一（一）	一二（一〇）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人<四（四）>	人	人
防衛装備庁		四（一）	四（一）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

備考　表中の「　」の記載は注記である。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第二条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（診療科及び診療施設） **第十八条**　［略］ ２　病院に、中央診療施設（以下「診療施設」という。）として、次の部、センター及び室を置く。 医療安全・感染対策部 外傷・熱傷・事態対処医療センター 検査部 手術部	（診療科及び診療施設） **第十八条**　［同上］ ２　病院に、中央診療施設（以下「診療施設」という。）として、次の部及び室を置く。 医療安全・感染対策部 検査部 手術部

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人<七（七）	人<二（二）	人<六（五）	人
航空自衛隊					三（三）	二（一一）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人<四（四）>	人	人
防衛装備庁			四（四）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

放射線部
材料部
救急部
リハビリテーション部
総合臨床部
集中治療部
医療情報部
光学医療診療部
輪血・血液浄化療法部
腫瘍化学療法部
地域医療連携室
緩和ケア室
薬剤部
看護部
（診療科及び診療施設の部長等）
第二十条　診療科及び診療施設に、部長（外傷・熱傷・事態対処医療センターにあつては、センター長、地域医療連携室及び緩和ケア室にあつては、室長）を置く。
２　診療科の部長並びに診療施設（薬剤部及び看護部を除く。）の部長、センター長及び室長は教官をもつて、薬剤部及び看護部の部長は技官をもつて充てる。
３　部長は、病院長の命を受け、診療科又は診療施設（外傷・熱傷・事態対処医療センター、地域医療連携室及び緩和ケア室を除く。）の事務を掌理する。
４　センター長は、病院長の命を受け、外傷・熱傷・事態対処医療センターの事務を掌理する。
５　［略］
別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六一
看護学科に設ける講座	六七	一六
合計	三三	
	一一二	七七

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）
第三条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（幕僚長） **第三十九条**　幕僚長は、航空開発実験集団司令官の命を受け、装備開発官の職務並びに部務及び課務並びに監理監察官及び医務官の職務を統制する。	（幕僚長） **第三十九条**　幕僚長は、航空開発実験集団司令官の命を受け、部務及び課務並びに監理監察官及び医務官の職務を統制する。

放射線部
材料部
救急部
リハビリテーション部
総合臨床部
集中治療部
医療情報部
光学医療診療部
輪血・血液浄化療法部
腫瘍化学療法部
地域医療連携室
緩和ケア室
薬剤部
看護部
（診療科及び診療施設の部長等）
第二十条　診療科及び診療施設に、部長（地域医療連携室及び緩和ケア室にあつては、室長）を置く。
２　診療科の部長並びに診療施設（薬剤部及び看護部を除く。）の部長及び室長は教官をもつて、薬剤部及び看護部の部長は技官をもつて充てる。
３　部長は、病院長の命を受け、診療科又は診療施設（地域医療連携室及び緩和ケア室を除く。）の事務を掌理する。
［項を加える。］
４　［同上］
別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六六
看護学科に設ける講座	六七	一六
合計	三三	
	一一二	八二

（装備開発官）

第三十九条の二　航空開発実験集団司令部に、装備開発官一人を置く。

２　装備開発官は、航空自衛官をもって充てる。

３　装備開発官は、航空開発実験集団司令官の命を受け、航空装備品等の研究開発に関し防衛装備庁その他の関係機関との連絡及び協力に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに航空開発実験集団司令部の事務に関し必要な調整を行う。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

（情報本部組織規則の一部改正）

第四条　情報本部組織規則（平成九年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報官） **第四条**　情報本部に、情報官五人を置く。 ２　［略］	（情報官） **第四条**　情報本部に、情報官四人を置く。 ２　［同上］
［条を削る。］	（情報評価官） **第四条の三**　情報本部に、情報評価官一人を置く。 ２　情報評価官は、本部長の命を受け、情報本部が実施する情報の収集整理について、その効果的な実施を図る観点から行う評価に関する事務をつかさどる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第五条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部次長） **第八条**　北海道防衛局、東北防衛局及び北関東防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、九州防衛局の企画部及び沖縄防衛局の調達部に、それぞれ次長三人を、沖縄防衛局の企画部に、次長四人を置く。 ２　［略］	（部次長） **第八条**　北海道防衛局及び北関東防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局調達部に次長三人を、同局企画部に次長四人を置く。 ２　［同上］

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力確保課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［略］

2～4　［略］

5　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（他課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（地方協力確保課の所掌事務）

第十五条の二　地方協力確保課は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務（北関東防衛局にあっては地方調整課の所掌に属するものを、沖縄防衛局にあっては他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（連絡調整課の所掌事務）

第十五条の三　連絡調整課は、法第四条第一項第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（課等の所掌事務の特例）

第四十四条　地方防衛局長は、必要があると認めるときは、地方調整課の事務（第十五条第一項第二号に掲げる事務に限る。）及び地方協力確保課の事務の一部を地方防衛局の他の課等において処理させることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［同上］

2～4　［同上］

5　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（連絡調整課及び移設整備課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（地方協力基盤整備課の所掌事務）

第十五条の二　地方協力基盤整備課は、法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務（前条第三項第二号に規定するものを除く。）をつかさどる。

（連絡調整課の所掌事務）

第十五条の三　連絡調整課は、法第四条第一項第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事務（第十五条第五項及び第十六条に規定するものを除く。）をつかさどる。

（課等の所掌事務の特例）

第四十四条　地方防衛局長は、必要があると認めるときは、地方調整課の事務（第十五条第一項第二号に掲げる事務に限る。）及び地方協力基盤整備課の事務の一部を地方防衛局の他の課等において処理させることができる。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第六条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 1～4　［略］ 5　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号に規定する防衛省令で定める率は、次の表の上欄に掲げるその者の退職した日の属する年の翌々年の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。 令和五年　○・九五 令和六年　一・〇〇	**附　則** 1～4　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第七条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。	自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［略］			
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］		
	二　防衛研究所		
		四　防衛研究所研究幹事の属する職制上の段階	研究幹事
		四の二　防衛研究所の部長の属する職制上の段階	部長
	［略］		
［略］			

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［同上］			
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］		
	二　防衛研究所		
		四　防衛研究所の部長の属する職制上の段階	部長
	［同上］		
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛省定員規則の一部改正）

第八条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五九五人 / うち、二五人は、一般職の職員の定員とする。 防衛装備庁 / 一、六五六人 合計 / 二一、二五一人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五〇三人 / うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。 防衛装備庁 / 一、五三八人 合計 / 二一、〇四一人

（防衛装備庁の技術顧問に関する省令の一部改正）

第九条　防衛装備庁の技術顧問に関する省令（平成二十七年防衛省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛装備庁顧問に関する省令 1　防衛装備庁に、防衛装備庁顧問を置くことができる。 2　防衛装備庁顧問は、防衛装備庁の所掌事務のうち重要な施策について、防衛装備庁長官に対し意見を述べる。 3　防衛装備庁顧問は、非常勤とする。	防衛装備庁の技術顧問に関する省令 1　防衛装備庁に、技術顧問十二人以内を置く。 2　技術顧問は、防衛装備庁の所掌事務のうち特別の学識経験を必要とする専門事項について、防衛装備庁長官に対し意見を述べる。 3　技術顧問は、非常勤とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―五―二二

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宮内庁の特別職） **第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。 一～五　（略） 六　上皇侍従（六人） 七　（略） 八　上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（五人） 九～十五　（略）	（宮内庁の特別職） **第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。 一～五　（略） 六　上皇侍従（七人） 七　（略） 八　上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（四人） 九～十五　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―三―四一

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（審議官）	（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官）
第八条　事務総局に審議官二人を、人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を置く。	**第八条**　事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局に公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。
2　事務総局に置く審議官は、命を受けて、事務総局の事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	2　事務総局に置く審議官は、命を受けて、第四条の各課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
3　（略）	3　（略）
（削る）	4　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。
（削る）	5　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（削る）	6　職員団体審議官は、命を受けて、職員団体に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、職員団体からの意見聴取その他の関係事務を総括整理する。
（削る）	7　試験審議官は、命を受けて、試験に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（公文書監理官）	（新設）
第八条の二　事務総局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	
2　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。	

（サイバーセキュリティ・情報化審議官）

第八条の三　事務総局に、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置く。

２　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（職員団体審議官）

第八条の四　職員福祉局に、職員団体審議官一人を置く。

２　職員団体審議官は、命を受けて、職員団体に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、職員団体からの意見聴取その他の関係事務を総括整理する。

（試験審議官）

第八条の五　人材局に、試験審議官一人を置く。

２　試験審議官は、命を受けて、試験に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（政策立案参事官）

第八条の六　（略）

２　政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進及び人事行政に関する政策の評価についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（人事課の所掌事務等）

第十一条　（略）

２　人事課に、人事戦略室を置く。

３　人事戦略室に、室長を置く。

４　人事戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第二号に掲げる事務のうち次に掲げるもの

イ　人材の確保、育成及び活用に関する基本的な方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

ロ　人事評価に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）

ハ　研修、能率及び災害補償に関する事務

二　第一項第三号に掲げる事務

三　第一項第四号に掲げる事務のうち表彰に関する事務

（人事企画官）

第五十条　（略）

２　人事企画官は、人事院の職員の総合的かつ長期的な人事管理に関する計画の企画及び立案並びに当該人事管理に関する調整に関する事務（人事戦略室の所掌に属するものを除く。）を行う。

（新設）

（新設）

（政策立案参事官）

第八条の二　（略）

２　政策立案参事官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（人事課の所掌事務等）

第十一条　（略）

２　人事課に、能率厚生管理室を置く。

３　能率厚生管理室に、室長を置く。

４　能率厚生管理室は、第一項第二号に掲げる事務のうち人事評価に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）並びに研修、能率及び災害補償に関する事務、同項第三号に掲げる事務並びに同項第四号に掲げる事務のうち表彰に関する事務をつかさどる。

（人事企画官）

第五十条　（略）

２　人事企画官は、人事院の職員の総合的かつ長期的な人事管理に関する計画の企画及び立案並びに当該人事管理に関する調整に関する事務を行う。

（職員福祉企画調整官）

第五十三条　職員福祉局職員福祉課に、職員福祉企画調整官一人を置く。

２　職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、同項第二号に掲げる事務及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

（人材企画調整官）

第五十五条　人材局企画課に、人材企画調整官一人を置く。

２　人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、同項第二号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

第五十六条から第五十八条まで　削除

（次席試験専門官）

第五十九条　（略）

２　次席試験専門官の数は、二人以内とする。

３　（略）

（教授）

第七十三条　研修所に、教授十一人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年三月二十九日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二―一四―一七

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十一人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百十七人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（企業結合調査官）

第二条の三　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十五人以内を置く。

2　［略］

（フリーランス取引調査官）

第二条の四　事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室にフリーランス取引調査官十一人以内を置く。

2　フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第六条第六項に掲げる事務を処理する。

（転嫁円滑化対策調査官）

第二条の五　［略］

（下請取引検査官）

第二条の六　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十一人以内を置く。

2　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第七条第二項に掲げる事務を処理する。

（特別専門官）

第二条の七　［略］

（審査専門官）

第二条の八　事務総局審査局に審査専門官二百八十五人以内を置く。

［2～4　略］

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第四号及び第六号、第四条の三第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　略］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～三　略］

四　業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務に関すること。

［五～七　略］

2　［略］

改正前

（企業結合調査官）

第二条の三　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十六人以内を置く。

2　［同上］

［条を加える。］

（転嫁円滑化対策調査官）

第二条の四　［同上］

（下請取引検査官）

第二条の五　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十三人以内を置く。

2　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第七条第二項に掲げる事務を処理する。

（特別専門官）

第二条の六　［同上］

（審査専門官）

第二条の七　事務総局審査局に審査専門官二百九十八人以内を置く。

［2～4　略］

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　同上］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［四～六　同上］

2　［同上］

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の三　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号、第四号及び第六号並びに次条第一項の事務を行うことができる。

２　［略］

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

第五条　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第六号及び前条第一項の事務を行うことができる。

２　［略］

附　則

［１・２　略］

３　**第二条の八**第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局　（略） 第二章　施設等機関（第二十三条―第三十条） 第三章　雑則（第三十一条） 附則　（略） （原子力規制部に置く課等） **第十一条**　原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官八人を置く。	目次 第一章　内部部局　（略） 第二章　施設等機関（第二十三条―第二十九条） 第三章　雑則（第三十条） 附則　（略） （原子力規制部に置く課等） **第十一条**　原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官七人を置く。

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官五人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

2～10　（略）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄

別表

改正後	
担当	職務
経済財政運営担当	［略］
経済社会システム担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～三　略］ 四　日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項 ［2～4　略］

別表

改正前	
担当	職務
［同上］	［同上］
経済社会システム担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～三　同上］ ［号の細分を加える。］ ［2～4　同上］

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官八人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

2～10　（略）

5 第一号四の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。		
6 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会、消費者庁及び政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［号を削る。］ ［号を削る。］	［略］	共生・共助担当
7 ［略］	［略］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［号の細分を削る。］ 一 ［略］ 二 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第四号において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項 ［号を削る。］

［号を加える。］		
5 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。	［同上］	政策調整担当
6 市民活動の促進に関すること。 7 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。	［同上］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項 二 ［同上］ ［号の細分を加える。］
8 ［同上］		
2 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）（以下「遺棄化学兵器」という。）の問題に関して、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。		

2 内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。［号を削る。］	3 前号に掲げるもののほか、内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。［号を加える。］
3 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。	4 第一号一の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。［号を加える。］
4 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。	［号を加える。］
5 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	［号を加える。］
6 市民活動の促進に関すること。	［号を加える。］
7 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。	［号を加える。］
8～11 ［略］	5～8 ［同上］
12 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。［号を削る。］	9 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
［号を削る。］	10 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。
	11 遺棄化学兵器の廃棄処理事業の実施に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○法務省訓令第１号

検　事　総　長
検　　事　　長
検　　事　　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和６年３月29日

法務大臣　小泉　龍司

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（統括検務官）

第18条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官653人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

［２～５　略］

別表第３（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［略］		
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 福岡地方検察庁 仙台地方検察庁 札幌地方検察庁 高松地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
静岡地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
		企画調査課 監査室
［略］		

改正前

（統括検務官）

第18条　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官640人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

［２～５　同左］

別表第３（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
［同左］		
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
京都地方検察庁 神戸地方検察庁 名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 福岡地方検察庁 仙台地方検察庁 札幌地方検察庁 高松地方検察庁	総務部	企画調査課 情報システム管理課 監査室
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。